

令和2年6月10日開会

むつ市議会第244回定例会提案理由(1)

ただいま上程されました6議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第32号 むつ市育英基金の特例に関する条例及び議案第33号 むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例についてであります。これら2議案は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、むつ市育英基金の一部を活用し、本市に居住する方の子であって高等学校以上の学校に修学している方に対し、支援金を給付又は貸与することで、安心して生活しつつ、将来の目標に向かい学業に専念できる環境を提供するためのものであります。

次に、議案第34号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第35号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税及び介護保険料の減免の実施に係る要件等を規定するためのものであります。

次に、議案第36号 令和2年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、5億4,421万6,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、430億5,522万3,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。新型コロナウイルス感染症に係るむつ市緊急経済対策につきましては、「事業者支援」として、飲食店家賃補助事業費、宿泊業支援事業費及び非正規雇用労働者支援事業費を計上し、また、「子どもみらい支援」として、むつ市学生等緊急支援事業費及び「むつ市のうまい！」仕送り事業費を、さらに、「全市民生活支援」として、ステイホーム応援事業費及びプレミアム付商品券事業費を計上しております。

そのほか、教育費には、市内全小中学校のWi-Fi環境の整備に係るGIGAスクールネットワーク整備事業費及び小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒一人に対し1台のタブレット端末を配布するた

めのG I G Aスクール端末整備事業費を計上しております。

なお、この度の緊急経済対策に係る財源確保のため、各費目におきまして、中止及び延期となった事業に係る経費を減額調整しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、繰入金には緊急経済対策の財源として、育英基金繰入金、地域振興基金繰入金及び財政調整基金繰入金を計上しております。

次に、議案第37号 令和2年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、水道契約をしている世帯、事業所等の水道基本料金の2か月分を無料とすることに伴い補正するもので、収益的収入において1億円を減額しております。

以上をもちまして、上程されました6議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月10日開会

## むつ市議会第244回定例会議案（1）

## 目

## 次

議案第32号	むつ市育英基金の特例に関する条例	1
議案第33号	むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例	3
議案第34号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	7
議案第35号	むつ市介護保険条例の一部を改正する条例	11
議案第36号	令和2年度むつ市一般会計補正予算	15
議案第37号	令和2年度むつ市水道事業会計補正予算	17

## 議案第32号

### むつ市育英基金の特例に関する条例

むつ市育英基金の特例に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う経済活動への影響により支援が必要な学生等に対する学資金又は生活資金の支援事業に係る財源として、むつ市育英基金の一部を活用するため、基金の特例を定めるものである。

## むつ市育英基金の特例に関する条例

むつ市育英基金条例（昭和42年むつ市条例第28号）に基づき設置した基金については、当該条例の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う経済活動への影響を受けた学生等に対する支援を目的とし、当該学生等に対し、給付又は貸与する支援金の財源に充てる場合にも、処分することができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 33 号

### むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例

むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う経済活動への影響に鑑み、本市に居住する者の子弟で高等学校又はそれと同等以上の学校に修学している者に対し、支援金を給付又は貸与することで、安心して生活しつつ、将来の目標に向かい学業に専念できる環境を提供するためのものである。



## むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、むつ市に居住する者の子弟で高等学校又はそれと同等以上の学校に修学している者であって新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う経済活動への影響により支援が必要であるものに対し、修学上必要な学費等（以下「支援金」という。）を給付又は貸与し、もって安心して生活しつつ、将来の目標に向かい学業に専念できる環境を提供することを目的とする。

### (支援金の給付又は貸与の資格要件)

第2条 支援金の給付又は貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

支援金の給付を受けることができる者 令和2年6月1日時点で現に奨学金（むつ市奨学金貸与条例（昭和35年むつ市条例第5号）に規定する奨学金をいう。以下同じ。）の貸与を受けている者

支援金の貸与を受けることができる者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は修業年限2年以上の専修学校若しくは各種学校に在学している者（奨学金の貸与を受けている者を除く。）

### (支援金の給付又は貸与の期間)

第3条 支援金を給付又は貸与する期間は、支援金の給付又は貸与を受ける者（以下「支援対象者」という。）が申請をしてから令和3年3月31日までの間（給付の場合にあっては、奨学金の貸与を受けている期間に限る。）とする。

### (支援金の給付額)

第4条 支援金の給付額は、次に掲げる額とする。

高等学校に在学する者 月額1万5,000円（ただし、初めて給付を受ける月（以下この条において「給付開始月」という。）にあっては、令和2年4月から給付開始月までの間に奨学金の貸与を受けた月数に1万5,000円を乗じて得た額）

大学、大学院、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学する者 月額3万円（ただし、給付開始月にあっては、令和2年4月から給付開始月までの間に奨学金の貸与を受けた月数に3万円を乗じて得た額）

### (支援金の貸与額)

第5条 支援金の貸与額は、次に掲げる額とする。

高等学校に在学する者 月額1万5,000円(ただし、初めて貸与を受け  
る月(以下この条において「貸与開始月」という。)にあっては、令和2年4  
月から貸与開始月までの月数に1万5,000円を乗じて得た額から令和2年  
4月から貸与開始月までの間に奨学金の貸与を受けた月数に1万5,000円  
を乗じて得た額を除いた額)

大学、大学院、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学する者 月額3  
万円(ただし、貸与開始月にあっては、令和2年4月から貸与開始月までの月  
数に3万円を乗じて得た額から令和2年4月から貸与開始月までの間に奨学金  
の貸与を受けた月数に3万円を乗じて得た額を除いた額)

(支援金の給付又は貸与の停止又は廃止)

第6条 支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付又は貸  
与を停止し、又は廃止する。

傷疾病のため将来修学の見込みがないと認めたととき。

操行が不良なとき。

休学したとき(ただし、復学したときは継続する。)

支援対象者の世帯がむつ市から転出したとき。

支援金を必要としない事由が生じたとき。

(支援金の返還)

第7条 支援金の貸与を受ける者(以下「貸与対象者」という。)が修学を修了し  
たとき、又は前条の規定により支援金を停止され、又は廃止されたときは、当該  
者が貸与を受けた支援金の全額を返還しなければならない。

2 前項の規定による支援金の返還期間、返還額及び返還時期は、次のとおりとす  
る。

返還期間

ア 修学を修了した者 卒業した日の属する月の翌月から起算して12月を経  
過した月の翌月から2年間

イ 支援金の貸与を停止され、又は廃止された者 支援金の貸与を停止され、  
又は廃止された月の翌月から支援金の貸与を受けた期間の倍に相当する期間  
返還額

ア 高等学校在学時に貸与対象者であった者 月額7,500円

イ 大学、大学院、高等専門学校、専修学校又は各種学校在学時に貸与対象者

であった者 月額1万5,000円

返還時期

前号に定める額を第1号に定める期間においてその対応する毎月末日

3 前項の規定にかかわらず、支援金は、その全部又は一部を一時に返還することができる。

4 支援金は、無利息とする。

(支援金返還の猶予)

第8条 貸与対象者が学校の正規の修学年限を修了後引き続き上級学校に進学したとき、又は疾病その他特別の事情により支援金の返還が困難なときは、願い出により相当の期間その返還を猶予することができる。

(支援金返還の免除)

第9条 貸与対象者又は貸与対象者であった者が支援金返還完了前に死亡したとき、又は心身に著しい障害を受けたときは、その全額又は残額を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、むつ市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の実施に係る要件等を規定するためのものである。

## むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

- 21 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当すること。

ア 国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規

定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

22 前項の場合における第26条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第21項及び附則第22項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第 35 号

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

むつ市介護保険条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の実施に係る要件等を規定するためのものである。

## むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

むつ市介護保険条例（平成12年むつ市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第15条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている令和元年度分及び令和2年度分の保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第9条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」



とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第15条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第 36 号

令和 2 年度むつ市一般会計補正予算

令和 2 年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

( 予算書別紙 )

議案第 37 号

令和 2 年度むつ市水道事業会計補正予算

令和 2 年度むつ市水道事業会計予算を補正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

( 予算書別紙 )

議案第36号

令和2年度

むつ市一般会計  
補正予算書

むつ市

## 令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ544,216千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,055,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮下 宗一郎

第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 使用料及び手数料		263,669	△ 34,022	229,647
	1. 使用料	117,738	△ 92	117,646
	2. 手数料	145,931	△ 33,930	112,001
15. 国庫支出金		12,518,241	172,149	12,690,390
	1. 国庫負担金	4,285,798	1,991	4,287,789
	2. 国庫補助金	8,221,758	170,158	8,391,916
16. 県支出金		2,756,117	29,910	2,786,027
	2. 県補助金	1,150,592	29,910	1,180,502
19. 繰入金		1,419,468	351,197	1,770,665
	1. 基金繰入金	1,419,227	351,197	1,770,424
20. 諸収入		2,422,296	△ 1,418	2,420,878
	5. 雑入	106,068	△ 1,418	104,650
21. 市債		4,601,400	26,400	4,627,800
	1. 市債	4,601,400	26,400	4,627,800
歳入合計		42,511,007	544,216	43,055,223

## 2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		250,128	△ 10,511	239,617
	1. 議 会 費	250,128	△ 10,511	239,617
2. 総 務 費		3,938,664	△ 22,663	3,916,001
	1. 総 務 管 理 費	3,339,442	△ 22,370	3,317,072
	6. 監 査 委 員 費	40,194	△ 293	39,901
3. 民 生 費		15,684,976	1,166	15,686,142
	1. 社 会 福 祉 費	8,093,023	2,655	8,095,678
	2. 老 人 福 祉 費	1,312,142	△ 3,590	1,308,552
	3. 児 童 福 祉 費	3,712,570	2,101	3,714,671
4. 衛 生 費		4,068,355	△ 32,134	4,036,221
	1. 保 健 衛 生 費	2,155,978	△ 31,382	2,124,596
	2. 清 掃 費	1,912,377	△ 752	1,911,625
5. 労 働 費		16,881	△ 604	16,277
	1. 労 働 諸 費	16,881	△ 604	16,277
6. 農 林 水 産 業 費		795,453	△ 5,027	790,426
	1. 農 業 費	227,400	△ 3,435	223,965
	4. 水 産 業 費	440,661	△ 1,592	439,069
7. 商 工 費		1,065,366	417,879	1,483,245
	1. 商 工 費	1,065,366	417,879	1,483,245
8. 土 木 費		1,584,325	△ 84,358	1,499,967
	1. 土 木 管 理 費	285,395	△ 285	285,110
	2. 道 路 橋 り よ う 費	868,275	△ 46,108	822,167
	3. 河 川 費	83,076	△ 26,888	56,188
	5. 都 市 計 画 費	134,104	△ 10,224	123,880
	6. 住 宅 費	213,270	△ 853	212,417
9. 消 防 費		1,817,963	△ 9,841	1,808,122
	1. 消 防 費	1,817,963	△ 9,841	1,808,122
10. 教 育 費		3,200,558	390,309	3,590,867
	1. 教 育 総 務 費	600,553	89,231	689,784
	2. 小 学 校 費	332,994	231,338	564,332
	3. 中 学 校 費	294,735	133,040	427,775
	4. 社 会 教 育 費	463,932	△ 57,170	406,762
	5. 保 健 体 育 費	1,508,344	△ 6,130	1,502,214
11. 公 債 費		5,545,799	0	5,545,799
	1. 公 債 費	5,545,799	0	5,545,799
12. 諸 支 出 金		4,517,539	△ 100,000	4,417,539
	1. 公 営 企 業 費	4,517,539	△ 100,000	4,417,539
歳 出 合 計		42,511,007	544,216	43,055,223

第2表

## 地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
電気通信施設整備	千円 67,100	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 による借り入 れにおいては 当該見直し後 の利率)	借入先融資 条件による	千円 61,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
道路橋りょう整備	191,100				194,700			
河川整備	68,300				44,600			
小学校整備	3,000				65,900			
中学校整備	5,200				42,100			
社会教育施設整備	51,800				3,900			
追加及び変更後の累計	4,601,400							



# 一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,748,575	0	5,748,575
2. 地 方 譲 与 税	260,000	0	260,000
3. 利 子 割 交 付 金	9,100	0	9,100
4. 配 当 割 交 付 金	30,000	0	30,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,455	0	9,455
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	28,800	0	28,800
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,300,000	0	1,300,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	35,600	0	35,600
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	85,467	0	85,467
10. 地 方 特 例 交 付 金	34,529	0	34,529
11. 地 方 交 付 税	10,550,000	0	10,550,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,700	0	3,700
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	129,134	0	129,134
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	263,669	△ 34,022	229,647
15. 国 庫 支 出 金	12,518,241	172,149	12,690,390
16. 県 支 出 金	2,756,117	29,910	2,786,027
17. 財 産 収 入	112,156	0	112,156
18. 寄 附 金	193,300	0	193,300
19. 繰 入 金	1,419,468	351,197	1,770,665
20. 諸 収 入	2,422,296	△ 1,418	2,420,878
21. 市 債	4,601,400	26,400	4,627,800
歳 入 合 計	42,511,007	544,216	43,055,223

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	250,128	△ 10,511	239,617				△ 10,511
2. 総 務 費	3,938,664	△ 22,663	3,916,001	199	△ 5,400	△ 137	△ 17,325
3. 民 生 費	15,684,976	1,166	15,686,142	1,991			△ 825
4. 衛 生 費	4,068,355	△ 32,134	4,036,221	△ 67		△ 33,930	1,863
5. 労 働 費	16,881	△ 604	16,277	△ 302			△ 302
6. 農 林 水 産 業 費	795,453	△ 5,027	790,426	△ 2,622			△ 2,405
7. 商 工 費	1,065,366	417,879	1,483,245	34,787		62,700	320,392
8. 土 木 費	1,584,325	△ 84,358	1,499,967	△ 44,615	△ 20,100	△ 350	△ 19,293
9. 消 防 費	1,817,963	△ 9,841	1,808,122				△ 9,841
10. 教 育 費	3,200,558	390,309	3,590,867	212,688	51,900	127,293	△ 1,572
11. 公 債 費	5,545,799	0	5,545,799			140	△ 140
12. 諸 支 出 金	4,517,539	△ 100,000	4,417,539				△ 100,000
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	42,511,007	544,216	43,055,223	202,059	26,400	155,716	160,041

歳入

第14款 使用料及び手数料  
第1項 使用料

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 土木使用料	59,729	△ 92	59,637	2 公園使用料	△ 92	公園使用料
計	117,738	△ 92	117,646			

第14款 使用料及び手数料  
第2項 手数料

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生手数料	108,314	△ 33,930	74,384	2 清掃手数料	△ 33,930	一般廃棄物処理手数料
計	145,931	△ 33,930	112,001			

第15款 国庫支出金  
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫 負担金	4,214,584	1,991	4,216,575	1 社会福祉費 負担金	1,991	生活困窮者自立相談支援事業費負担金
計	4,285,798	1,991	4,287,789			

第15款 国庫支出金  
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 総務費国庫 補助金	157,233	3,344	160,577	1 総務管理費 補助金	3,344	マイナポイント事業費補助金	
6 土木費国庫 補助金	195,120	△ 44,615	150,505	1 道路橋りよ う費補助金	△ 44,615	社会資本整備総合交付金	
8 教育費国庫 補助金	24,513	212,688	237,201	2 小学校費補 助金	134,006	公立学校情報機器整備費補助金 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補 助金	77.934 56.072
				3 中学校費補 助金	76,684	公立学校情報機器整備費補助金 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補 助金	41.357 35.327
				5 保健体育費 補助金	1,998	学校臨時休業対策費補助金	

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 地方創生推 進交付金	313,457	△ 1,259	312,198	1 地方創生推 進交付金	△ 1,259	地方創生推進交付金
計	8,221,758	170,158	8,391,916			

第16款 県支出金  
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費県補 助金	3,175	△ 2,401	774	1 総務管理費 補助金	△ 2,401	青森県未来を変える元気事業費補助金
3 衛生費県補 助金	13,553	△ 67	13,486	1 保健衛生費 補助金	△ 67	青森県自殺対策強化事業費補助金
5 農林水産業 費県補助金	182,968	△ 2,622	180,346	1 農業費補助 金	△ 2,622	地籍調査事業費補助金
6 商工費県補 助金	5,629	35,000	40,629	1 商工費補助 金	35,000	新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業 費補助金
計	1,150,592	29,910	1,180,502			

第19款 繰入金  
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 育英基金繰 入金	39,960	99,480	139,440	1 育英基金繰 入金	99,480	育英基金繰入金
3 子ども夢育 成基金繰入 金	5,024	△ 24	5,000	1 子ども夢育 成基金繰入 金	△ 24	子ども夢育成基金繰入金
6 地域振興基 金繰入金	477,178	62,700	539,878	1 地域振興基 金繰入金	62,700	地域振興基金繰入金
13 財政調整基 金繰入金	136,738	160,041	296,779	1 財政調整基 金繰入金	160,041	財政調整基金繰入金
14 地域基盤安 定化基金繰 入金	0	29,000	29,000	1 地域基盤安 定化基金繰 入金	29,000	地域基盤安定化基金繰入金
計	1,419,227	351,197	1,770,424			

第20款 諸収入  
第5項 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 雑入	97,707	△ 1,418	96,289	1 雑入	△ 1,418	むつ小川原産業活性化センター助成金 <u>△ 1,000</u> ジュニア大使派遣事業自己負担金 <u>△ 300</u> 花とみどりのまちづくり講習会受講者負担金 <u>△ 10</u> かわうちまりんびーちシャワー等利用料 <u>△ 108</u>
計	106,068	△ 1,418	104,650			

第21款 市債  
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	2,468,100	△ 5,400	2,462,700	1 総務管理債	△ 5,400	電気通信施設整備債
5 土木債	710,700	△ 20,100	690,600	1 道路橋りょう債	3,600	道路橋りょう整備債
				2 河川債	△ 23,700	河川整備債
7 教育債	808,300	51,900	860,200	1 小学校債	62,900	小学校整備債
				2 中学校債	36,900	中学校整備債
				3 社会教育債	△ 47,900	社会教育施設整備債
計	4,601,400	26,400	4,627,800			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計
	42,511,007	544,216	43,055,223

歳出

第1款 議会費  
第1項 議会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他					
1 議会費	250,128	△ 10,511	239,617				△ 10,511	3 職員手当 等 7 報償費 8 旅費 13 使用料及 び賃借料 18 負担金補 助及び交 付金	△ 1,985 △ 30 △ 7,538 △ 732 △ 226	議員期末手当 議会活動費 議会運営費	△ 1,985 △ 5,831 △ 2,695
計	250,128	△ 10,511	239,617				△ 10,511				

第2款 総務費  
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他					
1 一般管理 費	1,158,878	△ 3,222	1,155,656				△ 3,222	3 職員手当 等 7 報償費 8 旅費 9 交際費 10 需用費	△ 1,574 △ 48 △ 1,000 △ 300 △ 300	市長期末手当 秘書業務費	△ 1,574 △ 1,648
2 企画費	224,366	△ 8,350	216,016	△ 2,401			△ 5,949	18 負担金補 助及び交 付金	△ 8,350	むつ湾広域連携協議会負 担金 しもきた恋パーク負担金 会津若松市姉妹都市交流 事業費 下北ジオパーク大使-G E○台湾-事業費	△ 353 △ 500 △ 6,297 △ 1,200
5 再生可能 エネルギー 推進費	4,747	△ 53	4,694				△ 53	8 旅費	△ 53	燧岳周辺地域地熱開発事 業費	
7 人事管理 費	220,253	△ 6,100	214,153				△ 6,100	8 旅費 12 委託料	△ 3,700 △ 300	職員研修費 福利厚生費	△ 4,000 △ 2,100

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
							18 負担金補 助及び交 付金	△ 2,100		
18 広報費	49,001	△ 5,078	43,923		△ 5,400		322 12 委託料	△ 5,078	広報紙発行費 <u>2,233</u> ホームページシステム更 新事業費 <u>△ 7,311</u>	
19 コミュニ ティ推進 費	23,131	△ 306	22,825				△ 306 10 需用費	△ 6	地域コミュニティ保全事 業費	
							13 使用料及 び賃借料	△ 300		
20 経営改善 費	39,100	3,344	42,444	3,344			1 報酬	1,766	マイキーID設定支援事 業費	
							3 職員手当 等	112		
							8 旅費	44		
							10 需用費	1,422		
21 市民連携 推進費	4,478	△ 2,498	1,980	△ 744		△ 137	△ 1,617 7 報償費	△ 100	市民協働まちづくり事業 費 <u>△ 528</u>	
							8 旅費	△ 1,258	高校生まちづくり参画促 進事業費 <u>△ 482</u>	
							10 需用費	△ 193	むつサテライトキャンパ ス事業費 <u>△ 1,488</u>	
							12 委託料	△ 8		
							13 使用料及 び賃借料	△ 189		
							18 負担金補 助及び交 付金	△ 750		
24 市民相談 費	1,011	△ 107	904				△ 107 7 報償費	△ 84	市民相談費	
							8 旅費	△ 23		
計	3,339,442	△ 22,370	3,317,072	199	△ 5,400	△ 137	△ 17,032			



第2款 総務費  
第6項 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 監査委員 費	40,194	△ 293	39,901				△ 293	8 旅費	△ 293	監査委員費 △ 191 事務局費 △ 102
計	40,194	△ 293	39,901				△ 293			

第3款 民生費  
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
10 生活困窮 者自立支 援費	9,644	2,655	12,299	1,991			664	19 扶助費	2,655	生活困窮者住居確保給付 事業費
計	8,093,023	2,655	8,095,678	1,991			664			

第3款 民生費  
第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 老人福祉 総務費	1,296,567	△ 3,590	1,292,977				△ 3,590	7 報償費	2,978	敬老事業費
								11 役務費	1,532	
								12 委託料	△ 8,100	
計	1,312,142	△ 3,590	1,308,552				△ 3,590			

第3款 民生費  
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
8 新型コロナ ウイルス 感染症 対策費	140,055	2,101	142,156				2,101	19 扶助費	2,101	ステイホーム給食応援事 業費
計	3,712,570	2,101	3,714,671				2,101			

第4款 衛生費  
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	998,132	△ 31,028	967,104				△ 31,028	27 繰出金	△ 31,028	国民健康保険特別会計繰 出金
2 健康増進 費	92,732	△ 1,234	91,498	△ 67			△ 1,167	7 報償費	△ 63	食の健康づくり事業費 <u>△ 178</u>
								8 旅費	△ 953	こころの健康づくり事業 費 <u>△ 133</u>
								10 需用費	△ 218	保健協力員育成事業費 <u>△ 632</u> その他健康増進費 <u>△ 291</u>
5 母子衛生 費	74,679	△ 120	74,559				△ 120	1 報酬	△ 115	乳幼児発達支援事業費 <u>△ 82</u>
								8 旅費	△ 5	離乳食教室・赤ちゃん相 談事業費 <u>△ 38</u>
10 新型コロナ ウイルス感 染症対 策費	25,961	1,000	26,961				1,000	10 需用費	1,000	衛生管理応援事業費
計	2,155,978	△ 31,382	2,124,596	△ 67			△ 31,315			

第4款 衛生費  
第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 じん芥処 理費	1,863,861	△ 5,841	1,858,020			△ 33,930	28,089	12 委託料	△ 3,480	市指定ごみ袋関連費 <u>△ 3,480</u>
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 2,361	下北地域広域行政事務 組合負担金 <u>△ 2,361</u>
3 新型コロナ ウイルス感 染症対 策費	0	5,089	5,089				5,089	10 需用費	942	ステイホーム応援事業費
								12 委託料	4,147	
計	1,912,377	△ 752	1,911,625			△ 33,930	33,178			

第5款 労働費  
第1項 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 労働諸費	15,082	△ 604	14,478	△ 302			△ 302	7 報償費	△ 280	Uターン就職等推進事業 費
								8 旅費	△ 230	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
							10 需用費	△ 58		
							13 使用料及 び賃借料	△ 36		
計	16,881	△ 604	16,277	△ 302						

第6款 農林水産業費  
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 農業委員 会費	19,308	△ 98	19,210				8 旅費	△ 98	農業委員会委員費	
5 地籍調査 事業費	9,967	△ 3,337	6,630	△ 2,622			8 旅費	△ 196	地籍調査事業費	
							10 需用費	△ 306		
							12 委託料	△ 2,822		
							13 使用料及 び賃借料	△ 13		
計	227,400	△ 3,435	223,965	△ 2,622				△ 813		

第6款 農林水産業費  
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 水産振興 費	43,219	△ 142	43,077				10 需用費	△ 142	芦崎湾の潮干狩り支援事 業費	
3 漁港管理 費	155,695	△ 1,450	154,245				10 需用費	△ 7	大畑海浜公園海水浴場管 理費	
							11 役務費	△ 36		
							12 委託料	△ 990		
							13 使用料及 び賃借料	△ 417		
計	440,661	△ 1,592	439,069					△ 1,592		

第7款 商工費  
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 商工振興 費	253,807	△ 669	253,138	△ 123			△ 546	7 報償費	△ 70	企業誘致推進事業費 創業支援事業費 △ 422 △ 247
								8 旅費	△ 506	
								10 需用費	△ 84	
								13 使用料及 び賃借料	△ 9	
3 観光費	220,750	△ 2,839	217,911				△ 2,839	2 給料	△ 164	愛宕山海水浴場管理費 クルーズ客船歓迎事業費 夢の平成号利活用整備事 業費 △ 932 △ 1,600 △ 307
								3 職員手当 等	△ 8	
								7 報償費	△ 135	
								12 委託料	△ 932	
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 1,600	
6 産業振興 費	24,857	△ 180	24,677	△ 90			△ 90	8 旅費	△ 180	地域特産品活用促進事業 費
8 新型コロナ ウイルス感染 症対策費	311,491	421,567	733,058	35,000		62,700	323,867	10 需用費	2,042	飲食店家賃補助事業費 宿泊業支援事業費 非正規雇用労働者支援事 業費 「むつ市のうまい！」仕 送り事業費 24,697 プレミアム付商品券事業 費 225,000 地域経済対策事業費補助 金 1,000
								11 役務費	125	
								12 委託料	48,400	
								18 負担金補 助及び交 付金	371,000	
計	1,065,366	417,879	1,483,245	34,787		62,700	320,392			

第8款 土木費  
第1項 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 土木総務 費	190,854	△ 44	190,810			876	△ 920	8 旅費	△ 44	土木総務管理費 財源更正
2 建築総務 費	94,541	△ 241	94,300				△ 241	8 旅費	△ 159	建築関連事務費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
							18 負担金補 助及び交 付金	△ 82		
計	285,395	△ 285	285,110			876	△ 1,161			

第8款 土木費

第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 道路橋り ょう総務 費	48,725	△ 1,656	47,069				△ 1,656	12 委託料	△ 1,500	道路台帳整備事業費	△ 1,500
								14 工事請負 費	△ 156	街路灯維持費	△ 156
2 土木維持 費	573,460	0	573,460	△ 21,588	20,600		988	/	/	財源更正	
3 用地管理 費	719	△ 375	344			△ 375		12 委託料	△ 375	現地測量委託料	
4 道路新設 改良費	239,371	△ 41,077	198,294	△ 23,027	△ 17,000		△ 1,050	8 旅費	△ 55	道路整備事業費	△ 40,976
								10 需用費	△ 46	その他道路新設改良費	△ 101
								14 工事請負 費	△ 40,976		
5 特定交通 安全施設 整備費	6,000	△ 3,000	3,000				△ 3,000	14 工事請負 費	△ 3,000	交通安全施設設置工事費	
計	868,275	△ 46,108	822,167	△ 44,615	3,600	△ 375	△ 4,718				

第8款 土木費

第3項 河川費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 河川総務 費	20,336	△ 148	20,188				△ 148	10 需用費	△ 148	河川維持管理費	
2 河川改修 費	62,740	△ 26,740	36,000		△ 23,700		△ 3,040	14 工事請負 費	△ 26,300	排水路整備事業費	△ 26,300
								15 原材料費	△ 440	田名部川環境整備事業費	△ 440
計	83,076	△ 26,888	56,188		△ 23,700		△ 3,188				

第8款 土木費  
第5項 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他					
1 都市計画 総務費	1,657	△ 639	1,018			△ 501	△ 138	1 報酬	△ 130	都市計画審議会費 都市計画関連事務費	△ 200
								8 旅費	△ 488		△ 439
								10 需用費	△ 21		
2 公園管理 費	23,261	△ 3,286	19,975			△ 102	△ 3,184	7 報償費	△ 20	公園管理費 みどりと景観創造事業費	△ 2,977
								8 旅費	△ 7		△ 309
								10 需用費	△ 919		
								11 役務費	△ 114		
								12 委託料	△ 2,193		
								13 使用料及 び賃借料	△ 13		
								15 原材料費	△ 20		
3 駅前広場 管理費	5,535	△ 688	4,847				△ 688	10 需用費	△ 38	駅前広場管理費	
								12 委託料	△ 628		
								15 原材料費	△ 22		
4 かわうち まりん びーち管 理費	5,640	△ 3,611	2,029			△ 108	△ 3,503	10 需用費	△ 148	かわうちまりんびーち管 理費	
								12 委託料	△ 3,281		
								13 使用料及 び賃借料	△ 132		
								15 原材料費	△ 50		
7 コンパクト シティ 推進費	60,000	△ 2,000	58,000					△ 2,000	△ 2,000	空き家等利活用推進事業 費	
計	134,104	△ 10,224	123,880			△ 711	△ 9,513				

第8款 土木費  
第6項 住宅費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 住宅管理 費	12,549	△ 140	12,409			△ 140		12 委託料	△ 140	市営住宅維持管理費
2 市営住宅 建設費	200,721	△ 713	200,008				△ 713	7 報償費	△ 258	(仮称)田名部まちなか 団地整備事業費
								8 旅費	△ 455	
計	213,270	△ 853	212,417			△ 140	△ 713			

第9款 消防費  
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 非常備消 防費	91,454	△ 9,841	81,613				△ 9,841	12 委託料	△ 9,841	下北地域広域行政事務組 合(非常備消防事務委託 料)
計	1,817,963	△ 9,841	1,808,122				△ 9,841			

第10款 教育費  
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
2 事務局費	271,612	△ 320	271,292				△ 320	8 旅費	△ 320	教育一般管理費	
3 義務教育 振興費	154,048	△ 9,659	144,389			△ 1,324	△ 8,335	1 報酬	1,871	小中一貫教育推進事業費 学校教育指導費 特別支援教育事業費 スクールサポーター配置 事業費 ジュニア大使派遣事業費 子ども夢育成基金事業費 キャリア教育推進事業費	△ 369
								7 報償費	△ 558		△ 1,782
								8 旅費	△ 5,316		1,871
								10 需用費	△ 356		△ 8,216
								11 役務費	△ 16		△ 24
								12 委託料	△ 5,274		△ 1,125
								13 使用料及 び賃借料	△ 10		
4 教育研修 センター 費	27,194	△ 270	26,924				△ 270	7 報償費	△ 136	各種講座事業費	
								8 旅費	△ 134		

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
5 学務管理 費	144,548	0	144,548			137	△ 137			財源更正
7 新型コロナ ウイルス感 染症対 策費	0	99,480	99,480			99,480		19 扶助費	32,880	むつ市学生等緊急支援事 業費
								20 貸付金	66,600	
計	600,553	89,231	689,784			98,293	△ 9,062			

第10款 教育費  
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 小学校管 理費	323,616	231,338	554,954	134,006	62,900	18,850	15,582	11 役務費	79	G I G Aスクール端末整 備事業費 104,549 G I G Aスクールネット ワーク整備事業費 126,789
								12 委託料	127,910	
								17 備品購入 費	103,349	
計	332,994	231,338	564,332	134,006	62,900	18,850	15,582			

第10款 教育費  
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 中学校管 理費	288,371	133,040	421,411	76,684	36,900	10,150	9,306	12 委託料	77,876	G I G Aスクール端末整 備事業費 56,364 G I G Aスクールネット ワーク整備事業費 76,676
								17 備品購入 費	55,164	
計	294,735	133,040	427,775	76,684	36,900	10,150	9,306			

第10款 教育費  
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	64,469	△ 880	63,589				△ 880	1 報酬	△ 195	社会教育委員費 △ 297 芸術鑑賞教室開催事業費 △ 565 その他社会教育事業費 △ 18
								7 報償費	△ 225	
								8 旅費	△ 446	



目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
								10 需用費	△ 14	
2 公民館費	127,982	△ 27,444	100,538		△ 24,300		△ 3,144	1 報酬	△ 202	公民館運営審議会委員費 <u>△ 149</u>
								8 旅費	△ 144	分館・地区公民館費 <u>△ 161</u>
								13 使用料及 び賃借料	△ 16	青少年教育事業費 <u>△ 5</u>
								14 工事請負 費	△ 27,082	婦人教育事業費 <u>△ 7</u>
										むつ市民大学事業費 <u>△ 40</u>
										中央公民館改修事業費 <u>△ 27,082</u>
3 図書館費	151,752	△ 28,666	123,086		△ 23,600		△ 5,066	10 需用費	308	図書館管理費 <u>389</u>
								11 役務費	△ 64	図書館改修事業費 <u>△ 26,268</u>
								14 工事請負 費	△ 26,268	公用自動車購入事業費 <u>△ 2,787</u>
								17 備品購入 費	△ 2,656	
								26 公課費	14	
4 文化振興 費	35,022	△ 180	34,842				△ 180	1 報酬	△ 98	文化財保護審議会委員費 <u>△ 160</u>
								7 報償費	△ 20	北の防人大湊 貳番館活 用等事業費 <u>△ 20</u>
								8 旅費	△ 62	
計	463,932	△ 57,170	406,762		△ 47,900		△ 9,270			

第10款 教育費

第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	63,302	△ 4,348	58,954				△ 4,348	1 報酬	△ 156	スポーツ推進委員費 <u>△ 235</u>
								8 旅費	△ 79	各種団体負担金及び補助 金 <u>△ 4,113</u>
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 4,113	
4 体育施設 管理費	413,129	△ 1,130	411,999				△ 1,130	7 報償費	△ 70	浜奥内海水浴適地開設事 業費
								10 需用費	△ 12	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							11 12 13	△ 39 △ 640 △ 369		
7 防災緑地・大平マリーナ管理費	10,849	△ 3,317	7,532				12	△ 3,317	防災緑地・大平マリーナ管理費	
10 新型コロナウイルス感染症対策費	0	2,665	2,665	1,998			21	2,665	学校臨時休業給食休止対策事業費	
計	1,508,344	△ 6,130	1,502,214	1,998				△ 8,128		

第11款 公債費  
第1項 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 元金	5,385,508	0	5,385,508			140	△ 140		財源更正	
計	5,545,799	0	5,545,799			140	△ 140			

第12款 諸支出金  
第1項 公営企業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 公営企業費	4,517,539	△ 100,000	4,417,539				△ 100,000	18 △ 100,000	下北医療センター負担金むつ総合病院	
計	4,517,539	△ 100,000	4,417,539				△ 100,000			

(単位 千円)

歳出合計	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
	42,511,007	544,216	43,055,223	202,059	26,400	155,716	160,041			

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	通 勤 手 当 等	期 末 手 当	寒 冷 地 手 当	計				
補正後	長 等	4	0	33,678	238	9,373	356	43,645	16,513	60,158	
	議 員	22	90,744	0	0	27,054	0	117,798	31,776	149,574	
	そ の 他 の 特 別 職	1,012	55,190	0	0	0	0	55,190	0	55,190	
	計	1,038	145,934	33,678	238	36,427	356	216,633	48,289	264,922	
補正前	長 等	4	0	33,678	238	10,947	356	45,219	16,513	61,732	
	議 員	22	90,744	0	0	29,039	0	119,783	31,776	151,559	
	そ の 他 の 特 別 職	1,053	55,971	0	0	0	0	55,971	0	55,971	
	計	1,079	146,715	33,678	238	39,986	356	220,973	48,289	269,262	
比 較	長 等	0	0	0	0	△ 1,574	0	△ 1,574	0	△ 1,574	
	議 員	0	0	0	0	△ 1,985	0	△ 1,985	0	△ 1,985	
	そ の 他 の 特 別 職	△ 41	△ 781	0	0	0	0	△ 781	0	△ 781	
	計	△ 41	△ 781	0	0	△ 3,559	0	△ 4,340	0	△ 4,340	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計(千円)			
補正後	(574) 452	427,573	1,803,317	985,728	3,216,618	986,235	4,202,853	
補正前	(574) 452	424,051	1,803,481	985,624	3,213,156	986,235	4,199,391	
比 較	(0) 0	3,522	△ 164	104	3,462	0	3,462	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補正後	45,720	24,567	1,746	38,175	409,228	257,779	28,216	31,000	125,867	23,430
	補正前	45,720	24,575	1,746	38,175	409,116	257,779	28,216	31,000	125,867	23,430
	比 較	0	△ 8	0	0	112	0	0	0	0	0

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計(千円)			
補正後	(14) 452	1,646,389	936,625	2,583,014	893,960	3,476,974	
補正前	(14) 452	1,646,389	936,625	2,583,014	893,960	3,476,974	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補正後	45,720	20,096	1,746	38,175	368,965	257,779	28,216	31,000	121,498	23,430
	補正前	45,720	20,096	1,746	38,175	368,965	257,779	28,216	31,000	121,498	23,430
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補正後	(560) 0	427,573	156,928	49,103	633,604	92,275	725,879	
補正前	(560) 0	424,051	157,092	48,999	630,142	92,275	722,417	
比 較	(0) 0	3,522	△ 164	104	3,462	0	3,462	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	管 理 職 手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	児童手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補正後	0	4,471	0	0	40,263	0	0	0	4,369	0
	補正前	0	4,479	0	0	40,151	0	0	0	4,369	0
	比 較	0	△ 8	0	0	112	0	0	0	0	0

※ ( ) 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 報酬、給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
報 酬	3,522	会計年度任用 職員制度に伴う 増 減 分	3,522	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員 補正後 412 人 補正前 411 人 比較 1 人	
給 料	△ 164	給与改定に伴う 増 減 分	0		
		昇給に伴う 増 加 分	0		
		会計年度任用 職員制度に伴う 増 減 分	△ 164	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員 補正後 148 人 補正前 149 人 比較 △ 1 人	
		その他の増減分	0		
職 員 手 当 等	104	制度改正に伴う 増 減 分	0		
		会計年度任用 職員制度に伴う 増 減 分	104	・ 会計年度任用職員 通勤手当 △ 8 期末手当 112	
		その他の増減分	0		

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	35,925,422	36,400,628	4,601,400	26,400	4,627,800	5,380,912		5,380,912	35,621,116	26,400	35,647,516
(1)総務	19,110,719	18,621,064	2,468,100	△ 5,400	2,462,700	3,134,173		3,134,173	17,954,991	△ 5,400	17,949,591
(2)民生	362,689	448,408	61,200		61,200	37,145		37,145	472,463		472,463
(3)衛生	752,939	834,209	0		0	74,007		74,007	760,202		760,202
(4)農林水産業	1,646,116	1,480,533	209,000		209,000	257,089		257,089	1,432,444		1,432,444
(5)商工	46,384	56,473	48,600		48,600	10,931		10,931	94,142		94,142
(6)土木	4,487,083	4,582,477	442,800	△ 20,100	422,700	477,936		477,936	4,547,341	△ 20,100	4,527,241
(7)公営住宅	1,322,082	1,315,523	267,900		267,900	193,012		193,012	1,390,411		1,390,411
(8)消防	1,404,800	1,732,508	220,300		220,300	296,161		296,161	1,656,647		1,656,647
(9)教育	5,868,898	6,398,872	808,300	51,900	860,200	811,148		811,148	6,396,024	51,900	6,447,924
(10)公営企業	923,712	930,561	75,200		75,200	89,310		89,310	916,451		916,451
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,336,031	2,485,801	545,000		545,000	236,744		236,744	2,794,057		2,794,057
2. 災害復旧債	13,083	8,494				4,596		4,596	3,898		3,898
(1)公共施設	6,080	3,360				2,720		2,720	640		640
(2)衛生											
(3)農林水産業											
(4)土木	3,576	2,559				1,021		1,021	1,538		1,538
(5)商工											
(6)教育	3,427	2,575				855		855	1,720		1,720
合 計	35,938,505	36,409,122	4,601,400	26,400	4,627,800	5,385,508		5,385,508	35,625,014	26,400	35,651,414

議案第37号

令和2年度

むつ市水道事業会計補正予算書

## 令和2年度 むつ市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和2年度むつ市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 水道事業収益	1,773,833 千円	△ 100,000 千円	1,673,833 千円
第1項 営業収益	1,465,394 千円	△ 100,000 千円	1,365,394 千円

令和2年6月10日提出

む つ 市 長 宮 下 宗 一 郎

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の2の規定による予算に関する説明書

1. 令和2年度 むつ市水道事業会計 予算実施計画 . . . . . 3 頁
2. 令和2年度 むつ市水道事業 予定キャッシュ・フロー計算書 . . . . . 4 頁
3. 令和2年度 むつ市水道事業 予定貸借対照表 . . . . . 5 頁



令和2年度 むつ市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			1,773,833	△ 100,000	1,673,833	
	1 営業収益		1,465,394	△ 100,000	1,365,394	
		1 給水収益	1,457,823	△ 100,000	1,357,823	水道料金の減額

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			1,646,464	0	1,646,464	

# 令和2年度 むつ市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

( 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで )

(単位:千円)

## I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純損失	△ 34,024
減価償却費	749,561
固定資産除却費	10,000
引当金の増減額	2,832
貸倒引当金の増減額	△ 804
長期前受金戻入額	△ 255,198
控除対象外消費税額	8,066
受取利息	△ 120
支払利息	188,681
未収金の増減額	△ 9,845
貯蔵品の増減額	△ 6,222
未払金の増減額	419
未払消費税等の増減	△ 3,385
預り金の増減	1,146
小計	<u>651,107</u>
利息の受取額	120
利息の支払額	<u>△ 188,681</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>462,546</u>

## II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 888,279
国庫補助金等による収入	6,218
一般会計からの繰入金による収入	<u>165,625</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 716,436</u>

## III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	842,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 746,805</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>95,195</u>

IV 資金増加額 (又は減少額) △ 158,695

V 資金期首残高 1,051,708

VI 資金期末残高 893,013

令和2年度 むつ市水道事業予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		486,521	
ロ 建 物	2,177,336		
減価償却累計額	<u>△ 1,177,950</u>	999,386	
ハ 構 築 物	27,125,520		
減価償却累計額	<u>△ 12,268,401</u>	14,857,119	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,019,171		
減価償却累計額	<u>△ 2,532,424</u>	1,486,747	
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	257,072		
減価償却累計額	<u>△ 158,418</u>	98,654	
ヘ 車 両 運 搬 具	64,847		
減価償却累計額	<u>△ 57,264</u>	7,583	
ト リ ー ス 資 産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>563,531</u>	
有形固定資産合計			18,499,541

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		<u>1,699</u>	
無形固定資産合計			<u>1,699</u>

固定資産合計 18,501,240

2. 流動資産

(1) 現金・預金			893,013
(2) 未 収 金		131,789	
貸倒引当金	<u>△ 1,638</u>		130,151
(3) 貯 蔵 品			<u>39,698</u>

流動資産合計 1,062,862

資 産 合 計 19,564,102

負 債 の 部

<b>3. 固定負債</b>		
(1) 企業債	11,847,548	
(2) リース債務	0	
固定負債合計		11,847,548
<b>4. 流動負債</b>		
(1) 企業債	796,395	
(2) リース債務	0	
(3) 未払金		
イ 未払金	14,278	
ロ 未払消費税等	0	
未払金合計	14,278	
(4) 引当金		
イ 賞与引当金	11,277	
ロ 法定福利費引当金	2,283	
引当金合計	13,560	
(5) 預り金	12,612	
流動負債合計		836,845
<b>5. 繰延収益</b>		
(1) 長期前受金	7,972,399	
収益化累計額	△ 4,630,409	
繰延収益合計		3,341,990
負債合計		16,026,383

資 本 の 部

<b>6. 資本金</b>			2,818,759
<b>7. 剰余金</b>			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	4,958		
ロ 寄附金	700		
ハ 工事負担金	217,861		
ニ 国庫補助金	131,408		
ホ 県補助金	0		
ヘ 一般会計負担金	179,247		
資本剰余金合計	534,174		
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	139,181		
ハ 当年度未処分利益剰余金	45,605		
利益剰余金合計	184,786		
剰余金合計		718,960	
資本合計		3,537,719	
負債資本合計		19,564,102	

## むつ市議会第244回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（1）

目

次

議案第 3 4 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
議案第 3 5 号	むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	3

議案第 3 4 号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</u></p> <p>2 1 <u>令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている令和元年度分及び令和 2 年度分の国民健康保険税(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から 1 4 日以内に国民健康保険法第 9 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から 1 4 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。)</u>の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 2 6 条第 1 項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>__ <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p>__ <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険の被保険者の属</u></p>	<p>附 則</p>

する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当すること。

ア 国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる国民健康保険の被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2.2 前項の場合における第26条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。



議案第 3 5 号参考資料

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</u></p> <p><u>第 1 5 条 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料(第 1 号被保険者の資格を取得した日から 1 4 日以内に法第 1 2 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第 1 号被保険者の資格を取得した日から 1 4 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 9 条第 1 項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>一 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p><u>二 新型コロナウイルス感染症の影響により、第 1 号被保険者の属する世帯</u></p>	<p>附 則</p>

の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第9条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

## むつ市議会第244回定例会提案理由(2)

ただいま上程されました 29 議案 12 報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第 38 号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付手数料を廃止するためのものであります。

次に、議案第 39 号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、ひとり親家庭等の児童に係る医療費について、給付方法を償還払いから現物給付に改めるほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第 40 号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、卸売市場法の一部改正に伴い、大畑町魚市場において卸売業務を行うことの承認、売買取引の原則及び条件の公表等について規定するほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第 41 号 むつ市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例についてであります。本案は、本年 8 月 31 日をもってむつ市勤労青少年ホームを廃止するためのものであります。

次に、議案第 42 号及び議案第 43 号の工事請負契約についてであります。これら 2 議案は、むつ運動公園陸上競技場第二種公認更新工事及び大畑庁舎移転事業旧大畑庁舎外解体工事について、工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、議案第 44 号から議案第 46 号までの財産の取得についてであります。これら 3 議案は、本庁舎に配備しております除雪ドーザの老朽化に伴う更新、本庁舎及び大畑庁舎への小形ロータリ除雪車の新規配備及びむつ市消防団の防火衣等装備一式の老朽化に伴う更新を行うためのものであります。

次に、議案第47号 町の区域の変更についてであります。本案は、県が実施する県道薬研佐井線道路改良工事事業に伴い、農林水産省が県に譲与及び売却をする国有林地をむつ市大畑町二階滝に編入するためのものであります。

次に、議案第48号から議案第66号までのむつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。これら19議案は、本年7月14日をもって任期が満了となります。むつ市農業委員会の委員に、柴田峯生氏、小林義顯氏、立花順一氏、四ツ谷末藏氏、村口利光氏、杉山重一氏、柏谷均氏、林忠久氏、坂本正一氏、立花幸雄氏、鴨田輝雄氏、水戸隆璽氏、嶋影秀子氏、中嶋寿樹氏、工藤輝雄氏及び蛭名修一氏を再任し、新たに、齊藤榮佐男氏、畑中光政氏及び新堂真氏を任命いたしたく、提案するものであります。

次に、報告第4号及び報告第7号についてであります。これらは、令和元年度むつ市一般会計及び令和元年度むつ市水道事業会計において、継続費を設定しております事業に係る通次繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第5号についてであります。これは、令和元年度むつ市一般会計において設定しておりました繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第6号についてであります。これは、令和元年度むつ市一般会計において、やむを得ない事由により、年度内に完了しなかった事業に係る事故繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第8号についてであります。これは、地方税法等の一部改正に伴い、むつ市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、個人市民税における非課税の範囲に係る改正等をしております。

次に、報告第9号についてであります。これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び低所

得者に対する軽減措置の拡充をしております。

次に、報告第10号についてであります。これは、関係省令の一部改正に伴い、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用期限を延長しております。

次に、報告第11号についてであります。これは、令和元年度むつ市一般会計補正予算でありまして、事業費の確定及び決算見込みにより、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第12号についてであります。これは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、低所得の第1号被保険者の介護保険料について、軽減措置の拡充をしたものであります。

次に、報告第13号についてであります。これは、令和2年度むつ市一般会計補正予算でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者に対し、事業継続に必要な資金繰りを速やかに支援するため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第14号についてであります。これは、むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を専決処分したもので、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、庁舎内で感染者が発生した場合における庁舎内の消毒作業を実施する職員の特殊勤務手当の特例を定めたものであります。

次に、報告第15号についてであります。これは、令和2年度むつ市一般会計補正予算でありまして、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策であります特別定額給付金事業を速やかに実施するため、その事務に要する経費について、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました29議案12報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

## むつ市議会第244回定例会議案（2）



## 目 次

議案第38号	むつ市手数料条例の一部を改正する条例	1
議案第39号	むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例	3
議案第40号	むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例	5
議案第41号	むつ市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例	11
議案第42号	工事請負契約について (むつ運動公園陸上競技場第二種公認更新工事)	13
議案第43号	工事請負契約について (大畑庁舎移転事業 旧大畑庁舎外解体工事)	15
議案第44号	財産の取得について (除雪ドーザ(14t級))	17
議案第45号	財産の取得について (小形ロータリ除雪車)	19
議案第46号	財産の取得について (消防団装備一式(保安帽・防火衣一式))	21
議案第47号	町の区域の変更について	23
議案第48号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	69
議案第49号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	71
議案第50号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	73
議案第51号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	75
議案第52号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	77
議案第53号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	79
議案第54号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	81
議案第55号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	83
議案第56号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	85
議案第57号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	87

議案第 5 8 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	89
議案第 5 9 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	91
議案第 6 0 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	93
議案第 6 1 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	95
議案第 6 2 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	97
議案第 6 3 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	99
議案第 6 4 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	101
議案第 6 5 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	103
議案第 6 6 号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	105
報告第 4 号	令和元年度むつ市一般会計継続費繰越計算書	107
報告第 5 号	令和元年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書	111
報告第 6 号	令和元年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書	115
報告第 7 号	令和元年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書	119
報告第 8 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市税条例等の一部を改正する条例)	123
報告第 9 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	139
報告第 1 0 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	143
報告第 1 1 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和元年度むつ市一般会計補正予算)	147
報告第 1 2 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市介護保険条例の一部を改正する条例)	149
報告第 1 3 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和 2 年度むつ市一般会計補正予算)	153
報告第 1 4 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例)	155
報告第 1 5 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和 2 年度むつ市一般会計補正予算)	159

## 議案第 38 号

### むつ市手数料条例の一部を改正する条例

むつ市手数料条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付手数料を廃止するためのものである。

## むつ市手数料条例の一部を改正する条例

むつ市手数料条例（平成12年むつ市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中27の項を削り、28の項を27の項とし、29の項から36の項までを1項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

ひとり親家庭等の児童に係る医療費について、給付方法を償還払いから現物給付に改めるほか、所要の条文整備をするためのものである。

## むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成8年むつ市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 7 この条例において「医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにその他の病院、診療所及び薬局をいう。第5条第1項中「額とし、現に医療費を負担した父、母又は養育者に給付する」を「額とする」に改め、同条第2項中「場合」を「とき」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。
  - 2 医療費は、前条の規定による資格証の交付を受けた父、母又は養育者（以下「受給資格者」という。）に対して給付する。
  - 3 市長は、前項の規定にかかわらず、給付対象者である児童の医療費については、当該児童が療養の給付を受けた医療機関等から請求があったときは、青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて当該医療機関等に支払うものとする。
  - 4 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、医療費の給付があったものとみなす。
- 第6条、第7条及び第11条中「父、母又は養育者」を「受給資格者」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のむつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の療養の給付に係る医療費の給付について適用し、施行日前の療養の給付に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

議案第40号

むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例

むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

卸売市場法の一部改正に伴い、大畑町魚市場において卸売業務を行うことの承認、売買取引の原則及び条件の公表等について規定するほか、所要の条文整備をするためのものである。

## むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例

むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例（平成17年むつ市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「卸売市場法」を「この条例は、卸売市場法」に、「設置する」を「設置し、その管理運営について必要な事項を定めるものとする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（業務運営の基本原則）

第1条の2 市長は、魚市場の業務運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人その他の魚市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第3条中「魚介そう類」を「魚介藻類」に改め、同条第3号中「海そう類」を「海藻類」に改める。

第4条中「法第58条第1項の規定により青森県知事の許可を受けた者」を「別の定めにより市長の承認を受けた者」に改める。

第6条第2号中「魚介そう類」を「魚介藻類」に改める。

第7条第1項中「青森県知事から卸売業務の許可の交付」を「卸売業務を行うことについて市長の承認」に改める。

第8条の見出しを「（卸売数量等の報告及び公表）」に改め、同条第1項中「毎日取扱いした魚介そう類の数量及び卸売価格（消費税額及び地方消費税額を含む。）等を速やかに」を「毎開場日、その日に取り扱う魚介藻類の主要な品目の卸売予定数量を、販売開始時刻までに」に改め、同条第3項中「前2項の」を「第1項から第3項までの規定による」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「物品」を「魚介藻類」に改め、「（せり売り、入札又は相対取引に係る価格に、当該価格に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税相当率」という。）を乗じて得た額に相当する金額を加えた金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の3項を加える。

4 卸売業者は、第1項及び第2項の規定による報告を行ったときは、速やかにその報告内容を公表しなければならない。



5 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第28条の4の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表するものとする。

6 市長は、第1項及び第2項の規定による報告に基づき、魚市場における毎開場日の卸売の予定数量並びに卸売の数量及び卸売金額を公表するものとする。  
第8条第1項の次に次の1項を加える。

2 卸売業者は、毎開場日、取扱いした魚介藻類の数量、卸売金額（せり売、入札等に係る金額に当該金額の消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた金額をいう。以下この条、第33条及び別表において同じ。）等を速やかに市長に報告しなければならない。

第9条の見出しを「（卸売業者の事業報告書の作成等）」に改め、同条第1項中「決算期ごとに遅滞なく決算に関する書類を」を「卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条第1項に規定するところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に」に改め、同条第2項中「前項の提出書類」を「第1項の事業報告書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる場合を除きこれを拒んではならない。

当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的による閲覧の申出がなされたと認められる場合

同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第15条中「受託魚介そう類を受領したときは、委託する者」を「魚介藻類の販売を委託する者（以下「委託者」という。）から当該魚介藻類を受領したときは、委託者」に、「魚介そう類の」を「魚介藻類の」に改める。

第17条第1項中「魚介そう類」を「魚介藻類」に改める。

第23条第1号中「魚介そう類」を「魚介藻類」に改め、同条第2号中「魚介そ

う類」を「魚介藻類」に、「卸売人」を「卸売業者」に改める。

第28条の次に次の3条を加える。

( 売買取引の原則 )

第28条の2 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

( 卸売業者による差別的取扱いの禁止 )

第28条の3 卸売業者は、卸売業務に関し、出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

( 卸売業者による売買取引の条件の公表 )

第28条の4 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

営業日及び営業時間

取扱品目

魚介藻類の引渡しの方法

委託手数料その他の魚介藻類の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

魚介藻類の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

第29条第1項中「行う魚介そう類」を「行う魚介藻類」に、「1の卸売業者と1の」を「一の卸売業者と一の」に改め、同項第4号中「せり売り」を「せり売」に改め、同項第5号中「魚介そう類」を「魚介藻類」に改める。

第32条中「魚介そう類の販売の委託をした者(以下「委託者」という。)」を「委託者」に改める。

第33条から第36条までを次のように改める。

( 卸売物品の引取り )

第33条 買受人は、売買が成立したときは、直ちにその買受品を引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が買受品の引取りを怠ったと認められるときは、当該買受人の費用でその買受品を保管し、又は催告しないで売買を解除して他の者に再卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売した場合において、当該卸売金額が前項の買受人に対する卸売金額より低いときは、その差額を当該買受人に請求

することができる。

( 売買仕切書の交付及び仕切金の支払 )

第 3 4 条 卸売業者は、委託を受けた魚介藻類を販売したときは、当該委託者に対して、その販売をした日から当事者間で決定した期日までに、その売買仕切書を交付し、及び仕切金（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）を支払わなければならない。

2 卸売業者は、前項の仕切金を、現金又は口座振替その他の送金の方法により支払わなければならない。

( 買受品代金の支払 )

第 3 5 条 売買取引により魚介藻類の買受けをした者は、買い受けた額に当該額の消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額を当該魚介藻類の引渡しを受けた日から当事者間で決定した支払期日までに卸売業者に対して支払わなければならない。

2 前項の規定による支払は、現金、送金その他の方法により行わなければならない。ただし、卸売業者が市長の承認を受けて特別に支払方法を定めたときは、この限りでない。

( 売買取引の差止め等 )

第 3 6 条 市長は、売買取引が次の各号のいずれかに該当するときは、当該売買に対し、その差止め又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

せり又は入札の場合に談合その他不正の行為があると認めるとき。

不当な価格を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

その他売買取引上、不相当と認めるとき。

第 5 1 条中「魚介そう類」を「魚介藻類」に改める。

第 6 3 条中「第 8 条」を「第 1 条の 2、第 8 条、第 3 6 条」に改める。

第 6 5 条第 2 項中「%」を「パーセント」に改め、同項各号中「魚介そう類」を「魚介藻類」に改める。

別表卸売場の項中「海そう類」を「海藻類」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の際現に青森県地方卸売市場条例（昭和47年青森県条例第26号）第4条第3項の規定により許可を受けて卸売業者となっている者は、この条例による改正後のむつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例（以下「改正後の条例」という。）第4条に規定する市長の承認を受けた卸売業者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前のむつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例第18条の規定により市長の承認を受けて買受人になっている者は、改正後の条例第18条の規定により市長の承認を受けた買受人とみなす。
- 4 第2項の規定により卸売業者とみなされる者が改正前のむつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例第7条第1項の規定により保証金を納付している場合は、当該納付している保証金を改正後の条例第7条第1項の規定により納付する保証金に充当することができる。

議案第 4 1 号

むつ市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

むつ市勤労青少年ホーム条例を廃止したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

本年 8 月 3 1 日をもってむつ市勤労青少年ホームを廃止するためのものである。

## むつ市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

むつ市勤労青少年ホーム条例（昭和46年むつ市条例第24号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。  
（むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	民生委員推薦会委員	を
	勤労青少年ホーム運営委員会委員	」

「

民生委員推薦会委員	に改める。
-----------	-------

」

## 議案第 4 2 号

### 工事請負契約について

むつ運動公園陸上競技場第二種公認更新工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

### 提案理由

むつ運動公園陸上競技場第二種公認更新工事に係る工事請負契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 むつ運動公園陸上競技場第二種公認更新工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 199,100,000円
- 4 契約の相手方 むつ市大湊新町37番12号  
山内土木株式会社  
代表取締役 山内将邦



## 議案第 4 3 号

### 工事請負契約について

大畑庁舎移転事業旧大畑庁舎外解体工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

### 提案理由

大畑庁舎移転事業旧大畑庁舎外解体工事に係る工事請負契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 大畑庁舎移転事業 旧大畑庁舎外解体工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 248,600,000円
- 4 契約の相手方 むつ市栗山町12番10号  
株式会社橋本建設工業  
代表取締役 橋本大輔

議案第 4 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ市役所本庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのものである。

1 取得する財産  
物品

品 名	数 量
除雪ドーザ(14t級)	1台

- 2 契約の相手方      むつ市大曲三丁目101番1号  
                         日本キャタピラー合同会社むつ営業所  
                         所長 廣 瀬 育 生
- 3 取得価格          17,039,000円
- 4 取得の目的        むつ市役所本庁舎の車両を更新する。
- 5 契約の方法        指名競争入札

議案第 4 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

小形ロータリ除雪車を、むつ市役所本庁舎及び大畑庁舎に配備するためのものである。

1 取得する財産

物品 小形ロータリ除雪車

品 名	数 量
小形ロータリ除雪車（1.0m級）	2台
小形ロータリ除雪車（1.3m級）	1台

2 契約の相手方 むつ市中央二丁目3番7号  
株式会社青工むつ支店  
支店長 田 中 正 逸

3 取得価格 43,450,000円

4 取得の目的 むつ市役所本庁舎及び大畑庁舎に車両を配備する。

5 契約の方法 指名競争入札

議案第 4 6 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ市消防団の防火衣等装備一式を、老朽化に伴い更新するためのものである。

1 取得する財産

物品 消防団装備一式（保安帽・防火衣一式）

品 名	数 量
保安帽	9 8 7個
防火衣一式	2 5 5セット

2 契約の相手方 青森市栄町一丁目12番1号  
有限会社丸栄消機  
代表取締役 天 内 幹 夫

3 取得価格 37,717,350円

4 取得の目的 むつ市消防団の防火衣等装備一式を更新する。

5 契約の方法 指名競争入札



議案第 47 号

町の区域の変更について

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、町の区域を次のとおり変更する。

令和 2 年 6 月 10 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

農林水産省が県に譲与及び売払いをする国有林地をむつ市大畑町二階滝に編入するためのものである。

むつ市大畑町二階滝国有林 1 1 2 5 林班い<sub>2</sub>小班、 1 1 2 6 林班い小班、 ろ<sub>1</sub>小班、 ろ<sub>2</sub>小班、 1 1 2 7 林班い<sub>1</sub>小班、 ろ小班、 は<sub>1</sub>小班、 は<sub>2</sub>小班、 は<sub>3</sub>小班、 1 1 2 8 林班い小班、 1 1 2 9 林班い<sub>1</sub>小班、 は小班、 1 1 3 1 林班い<sub>3</sub>小班、 ろ<sub>2</sub>小班、 1 1 3 5 林班い小班、 わ小班、 か小班、 大畑町古佐井山国有林 2 2 4 5 林班ぬ<sub>2</sub>小班、 ぬ<sub>3</sub>小班で、測量法（昭和24年法律第188号）第11条第1項第1号の規定による国土交通省告示（平成14年告示第9号）で定められた平面直角座標第10系を用いて得た次のZ10の点からZ12の点までの点を順次連結する線及びZ10の点とZ12の点を結ぶ線で囲まれる区域、Z158の点からZ159の点までの点を順次連結する線及びZ158の点とZ159の点を結ぶ線で囲まれる区域、Z149の点からZ160の点までの点を順次連結する線及びZ149の点とZ160の点を結ぶ線で囲まれる区域、Z209の点からZ210の点までの点を順次連結する線及びZ209の点とZ210の点を結ぶ線で囲まれる区域、右345の点から右346の点までの点を順次連結する線及び右345の点と右346の点を結ぶ線で囲まれる区域、右324の点から右325の点までの点を順次連結する線及び右324の点と右325の点を結ぶ線で囲まれる区域、左396の点から右419の点までの点を順次連結する線及び左396の点と右419の点を結ぶ線で囲まれる区域、右442の点から右443の点までの点を順次連結する線及び右442の点と右443の点を結ぶ線で囲まれる区域、S13の点からN241の点までの点を順次連結する線及びS13の点とN241の点を結ぶ線で囲まれる区域、左464の点から右489の点までの点を順次連結する線及び左464の点と右489の点を結ぶ線で囲まれる区域を大畑町二階滝に編入する。

（大畑町二階滝国有林）

Z10	点	X座標	+ 1 5 5 2 8 5 . 7 1 1メートル
		Y座標	+ 1 1 9 3 2 . 2 6 4メートル
左281	点	X座標	+ 1 5 5 2 9 0 . 9 9 4メートル
		Y座標	+ 1 1 9 1 9 . 5 2 0メートル
左282	点	X座標	+ 1 5 5 2 8 7 . 1 0 5メートル
		Y座標	+ 1 1 9 0 8 . 1 9 6メートル
左283	点	X座標	+ 1 5 5 2 8 6 . 6 6 4メートル
		Y座標	+ 1 1 8 8 7 . 6 8 1メートル
左284	点	X座標	+ 1 5 5 2 7 5 . 3 5 3メートル
		Y座標	+ 1 1 8 5 9 . 6 3 9メートル

左285	点	X座標	+ 1 5 5 2 6 8 . 6 2 9	メートル
		Y座標	+ 1 1 8 3 9 . 6 5 3	メートル
左286	点	X座標	+ 1 5 5 2 5 3 . 3 5 6	メートル
		Y座標	+ 1 1 8 0 0 . 6 6 2	メートル
左287	点	X座標	+ 1 5 5 2 3 7 . 9 1 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 7 6 6 . 4 9 4	メートル
左288	点	X座標	+ 1 5 5 2 2 0 . 8 7 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 7 3 3 . 1 0 6	メートル
左289	点	X座標	+ 1 5 5 2 0 0 . 8 4 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 7 2 3 . 8 1 4	メートル
左290	点	X座標	+ 1 5 5 1 8 8 . 8 6 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 7 0 9 . 1 1 3	メートル
左291	点	X座標	+ 1 5 5 1 5 9 . 3 0 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 6 8 2 . 1 3 6	メートル
左292	点	X座標	+ 1 5 5 1 3 2 . 4 1 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 6 5 8 . 0 2 4	メートル
左293	点	X座標	+ 1 5 5 1 1 6 . 8 6 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 6 4 2 . 2 7 1	メートル
左294	点	X座標	+ 1 5 5 0 9 0 . 6 7 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 6 0 6 . 7 5 3	メートル
左295	点	X座標	+ 1 5 5 0 6 7 . 1 2 6	メートル
		Y座標	+ 1 1 5 7 5 . 6 6 2	メートル
左296	点	X座標	+ 1 5 5 0 4 5 . 3 5 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 5 5 8 . 3 9 8	メートル
左297	点	X座標	+ 1 5 5 0 3 0 . 1 2 5	メートル
		Y座標	+ 1 1 5 2 8 . 5 2 6	メートル
左298	点	X座標	+ 1 5 5 0 1 5 . 3 4 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 5 1 3 . 1 3 1	メートル
左299	点	X座標	+ 1 5 4 9 9 3 . 5 4 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 4 8 1 . 1 3 3	メートル
左300	点	X座標	+ 1 5 4 9 7 9 . 9 8 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 4 6 6 . 1 3 2	メートル

左301	点	X座標	+ 1 5 4 9 5 6 . 5 2 0	メートル
		Y座標	+ 1 1 4 3 4 . 4 4 2	メートル
左302	点	X座標	+ 1 5 4 9 4 1 . 6 9 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 4 1 9 . 9 0 0	メートル
左303	点	X座標	+ 1 5 4 9 1 6 . 5 1 9	メートル
		Y座標	+ 1 1 3 8 7 . 3 8 2	メートル
左304	点	X座標	+ 1 5 4 8 9 1 . 5 0 6	メートル
		Y座標	+ 1 1 3 5 6 . 2 7 8	メートル
左305	点	X座標	+ 1 5 4 8 6 8 . 0 7 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 3 2 5 . 2 3 1	メートル
左306	点	X座標	+ 1 5 4 8 4 5 . 2 7 9	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 9 1 . 4 2 9	メートル
左307	点	X座標	+ 1 5 4 8 3 4 . 8 3 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 7 2 . 9 5 2	メートル
左308	点	X座標	+ 1 5 4 8 2 8 . 1 6 9	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 5 1 . 9 9 6	メートル
左309	点	X座標	+ 1 5 4 8 2 7 . 0 9 6	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 3 1 . 1 5 3	メートル
左310	点	X座標	+ 1 5 4 8 3 2 . 0 2 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 9 3 . 8 8 0	メートル
左311	点	X座標	+ 1 5 4 8 2 2 . 8 4 5	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 7 2 . 6 7 7	メートル
左312	点	X座標	+ 1 5 4 7 8 3 . 6 9 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 4 5 . 9 2 0	メートル
左313	点	X座標	+ 1 5 4 7 7 3 . 6 0 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 3 8 . 8 7 7	メートル
左314	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 7 . 2 2 9	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 1 9 . 0 2 2	メートル
Z158	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 6 . 1 5 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 1 7 . 0 4 0	メートル
Z159	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 3 . 3 4 7	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 0 6 . 3 5 8	メートル

Z 1 4 8	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 3 . 9 2 0	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 0 0 . 6 7 9	メートル
Z 1 6 2	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 4 . 4 3 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 9 0 . 8 9 6	メートル
Z 1 6 3	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 6 . 1 3 0	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 7 7 . 4 5 1	メートル
Z 1 6 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 2 . 9 1 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 5 9 . 8 0 2	メートル
Z 1 6 5	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 1 . 3 0 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 4 1 . 1 6 3	メートル
Z 1 6 6	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 4 . 4 2 6	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 2 8 . 5 6 5	メートル
Z 1 6 7	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 9 . 9 3 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 1 6 . 8 7 1	メートル
Z 1 7 9	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 0 . 2 8 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 0 3 . 1 3 1	メートル
Z 1 8 0	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 7 . 1 4 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 8 5 . 2 8 9	メートル
Z 1 8 1	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 5 . 6 4 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 6 1 . 3 5 4	メートル
Z 1 8 7	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 5 . 4 1 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 5 2 . 7 9 7	メートル
Z 1 8 8	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 5 . 2 7 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 3 2 . 4 2 7	メートル
Z 1 8 9	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 4 . 6 5 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 2 1 . 7 8 7	メートル
Z 1 9 0	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 3 . 6 7 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 1 0 . 8 7 7	メートル
Z 1 9 1	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 9 . 8 0 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 8 4 . 1 2 4	メートル
Z 1 9 2	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 2 . 1 2 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 4 9 . 4 7 7	メートル

Z 1 9 3	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 5 . 9 1 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 1 4 . 6 0 3	メートル
Z 1 9 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 2 . 5 7 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 8 5 . 2 2 6	メートル
Z 1 9 5	点	X座標	+ 1 5 4 7 0 6 . 8 6 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 6 7 . 3 1 8	メートル
左 3 2 8	点	X座標	+ 1 5 4 7 0 6 . 3 5 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 5 3 . 1 5 3	メートル
左 3 2 9	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 7 . 8 3 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 1 2 . 3 7 5	メートル
左 3 3 0	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 0 . 2 2 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 8 4 . 7 4 5	メートル
左 3 3 1	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 6 . 9 0 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 7 6 . 1 3 4	メートル
左 3 3 2	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 4 . 1 2 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 5 5 . 8 6 3	メートル
左 3 3 3	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 2 . 0 8 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 3 0 . 3 6 9	メートル
左 3 3 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 6 . 9 0 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 9 2 . 7 8 2	メートル
Z 2 0 9	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 9 . 8 3 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 8 0 . 6 4 5	メートル
Z 2 1 0	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 5 . 4 0 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 8 1 . 6 5 5	メートル
Z 2 1 1	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 8 . 8 3 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 7 2 . 1 1 2	メートル
Z 2 1 2	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 1 . 1 2 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 5 7 . 0 5 5	メートル
Z 2 1 3	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 9 . 2 8 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 1 5 . 2 2 1	メートル
Z 2 1 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 2 . 2 3 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 0 2 . 9 4 9	メートル

Z 2 1 5	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 9 . 8 8 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 7 1 . 9 1 0	メートル
Z 2 1 6	点	X座標	+ 1 5 4 7 7 1 . 3 0 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 5 4 . 0 4 4	メートル
Z 2 1 7	点	X座標	+ 1 5 4 7 9 0 . 0 6 3	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 2 8 . 8 3 8	メートル
Z 2 1 8	点	X座標	+ 1 5 4 8 2 8 . 4 2 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 9 8 . 3 1 0	メートル
Z 2 1 9	点	X座標	+ 1 5 4 8 4 2 . 3 7 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 8 8 . 8 2 5	メートル
Z 2 2 0	点	X座標	+ 1 5 4 8 8 9 . 0 6 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 7 3 . 0 3 0	メートル
Z 2 2 1	点	X座標	+ 1 5 4 9 1 6 . 4 1 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 6 5 . 7 0 8	メートル
Z 2 2 2	点	X座標	+ 1 5 4 9 5 3 . 8 2 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 5 3 . 2 0 0	メートル
Z 2 2 3	点	X座標	+ 1 5 4 9 6 8 . 2 2 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 4 7 . 6 8 3	メートル
Z 2 2 4	点	X座標	+ 1 5 5 0 0 9 . 8 2 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 2 0 . 6 0 5	メートル
Z 2 2 5	点	X座標	+ 1 5 5 0 2 9 . 2 3 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 1 0 . 3 5 9	メートル
Z 2 2 6	点	X座標	+ 1 5 5 0 5 4 . 8 6 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 0 0 . 8 9 3	メートル
Z 2 2 7	点	X座標	+ 1 5 5 0 7 3 . 8 8 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 2 9 1 . 1 1 6	メートル
Z 2 2 8	点	X座標	+ 1 5 5 0 9 7 . 1 5 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 2 6 4 . 2 8 1	メートル
Z 2 2 9	点	X座標	+ 1 5 5 1 0 9 . 2 1 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 2 4 5 . 4 6 0	メートル
Z 2 3 0	点	X座標	+ 1 5 5 1 2 7 . 9 1 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 2 2 7 . 3 2 6	メートル

Z 2 3 1	点	X座標	+ 1 5 5 1 5 8 . 5 9 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 2 0 6 . 7 6 3	メートル
Z 2 8 2	点	X座標	+ 1 5 5 1 8 0 . 9 2 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 1 9 0 . 3 2 1	メートル
Z 2 8 3	点	X座標	+ 1 5 5 2 0 7 . 9 1 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 1 6 9 . 2 1 9	メートル
Z 2 8 4	点	X座標	+ 1 5 5 2 2 4 . 3 8 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 1 5 8 . 2 0 8	メートル
Z 2 8 5	点	X座標	+ 1 5 5 2 5 3 . 6 1 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 1 2 4 . 6 0 7	メートル
Z 2 8 6	点	X座標	+ 1 5 5 2 5 8 . 8 6 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 1 1 1 . 2 6 0	メートル
Z 2 8 7	点	X座標	+ 1 5 5 2 7 8 . 4 8 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 0 8 5 . 8 9 3	メートル
Z 2 8 8	点	X座標	+ 1 5 5 3 0 6 . 9 8 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 0 5 5 . 7 5 4	メートル
Z 2 8 9	点	X座標	+ 1 5 5 3 1 5 . 6 9 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 0 4 7 . 8 6 5	メートル
Z 3 0 6	点	X座標	+ 1 5 5 3 2 7 . 8 1 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 0 3 3 . 8 9 1	メートル
Z 3 0 7	点	X座標	+ 1 5 5 3 6 4 . 3 5 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 0 0 7 . 2 8 7	メートル
Z 3 0 8	点	X座標	+ 1 5 5 3 8 8 . 1 6 0	メートル
		Y座標	+ 9 9 8 5 . 7 2 9	メートル
Z 3 0 9	点	X座標	+ 1 5 5 4 2 2 . 3 1 1	メートル
		Y座標	+ 9 9 4 9 . 6 9 4	メートル
Z 3 1 0	点	X座標	+ 1 5 5 4 5 2 . 9 2 5	メートル
		Y座標	+ 9 9 1 5 . 8 2 3	メートル
左369	点	X座標	+ 1 5 5 4 5 8 . 4 5 0	メートル
		Y座標	+ 9 9 1 1 . 1 1 4	メートル
左370	点	X座標	+ 1 5 5 4 9 6 . 9 8 9	メートル
		Y座標	+ 9 8 9 9 . 4 5 1	メートル



左371	点	X座標	+ 1 5 5 5 2 8 . 8 9 7	メートル
		Y座標	+ 9 8 7 7 . 7 9 0	メートル
左372	点	X座標	+ 1 5 5 5 6 4 . 3 0 0	メートル
		Y座標	+ 9 8 5 1 . 2 5 1	メートル
左373	点	X座標	+ 1 5 5 5 8 4 . 0 0 3	メートル
		Y座標	+ 9 8 2 4 . 3 2 4	メートル
左374	点	X座標	+ 1 5 5 5 9 8 . 2 2 3	メートル
		Y座標	+ 9 8 0 1 . 6 2 1	メートル
左375	点	X座標	+ 1 5 5 6 0 4 . 1 5 1	メートル
		Y座標	+ 9 7 8 6 . 2 4 5	メートル
左376	点	X座標	+ 1 5 5 6 0 8 . 5 1 4	メートル
		Y座標	+ 9 7 6 0 . 9 0 4	メートル
左377	点	X座標	+ 1 5 5 6 1 1 . 7 8 4	メートル
		Y座標	+ 9 7 3 6 . 1 5 5	メートル
左378	点	X座標	+ 1 5 5 6 0 2 . 3 2 3	メートル
		Y座標	+ 9 6 9 2 . 1 8 4	メートル
左379	点	X座標	+ 1 5 5 6 0 3 . 1 8 6	メートル
		Y座標	+ 9 6 7 8 . 4 6 1	メートル
左380	点	X座標	+ 1 5 5 6 0 8 . 9 5 7	メートル
		Y座標	+ 9 6 6 6 . 7 1 5	メートル
左381	点	X座標	+ 1 5 5 6 1 9 . 4 4 6	メートル
		Y座標	+ 9 6 4 8 . 9 6 7	メートル
左382	点	X座標	+ 1 5 5 6 2 4 . 5 4 6	メートル
		Y座標	+ 9 6 2 2 . 3 0 5	メートル
左383	点	X座標	+ 1 5 5 6 2 8 . 0 8 0	メートル
		Y座標	+ 9 6 0 2 . 4 8 8	メートル
左384	点	X座標	+ 1 5 5 6 2 9 . 5 4 2	メートル
		Y座標	+ 9 5 7 8 . 5 0 7	メートル
左385	点	X座標	+ 1 5 5 6 3 0 . 9 9 4	メートル
		Y座標	+ 9 5 5 7 . 7 9 0	メートル
左386	点	X座標	+ 1 5 5 6 2 0 . 0 4 4	メートル
		Y座標	+ 9 5 2 8 . 2 5 7	メートル

左387	点	X座標	+ 1 5 5 6 1 9 . 3 5 2メートル
		Y座標	+ 9 4 8 5 . 2 5 7メートル
左388	点	X座標	+ 1 5 5 6 0 9 . 9 9 4メートル
		Y座標	+ 9 4 4 8 . 3 0 0メートル
左389	点	X座標	+ 1 5 5 5 9 6 . 8 1 4メートル
		Y座標	+ 9 4 1 2 . 5 6 9メートル
左390	点	X座標	+ 1 5 5 5 8 2 . 5 2 4メートル
		Y座標	+ 9 3 7 3 . 7 0 0メートル
左391	点	X座標	+ 1 5 5 5 6 6 . 9 0 5メートル
		Y座標	+ 9 3 3 6 . 6 7 8メートル
左392	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 9 . 6 8 0メートル
		Y座標	+ 9 3 0 7 . 4 5 1メートル
左393	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 1 . 8 2 4メートル
		Y座標	+ 9 2 9 2 . 3 6 3メートル
左394	点	X座標	+ 1 5 5 5 0 8 . 2 4 1メートル
		Y座標	+ 9 2 6 0 . 7 7 4メートル
左396	点	X座標	+ 1 5 5 5 0 2 . 0 7 5メートル
		Y座標	+ 9 2 4 1 . 2 1 3メートル
右419	点	X座標	+ 1 5 5 5 1 8 . 4 2 9メートル
		Y座標	+ 9 2 2 7 . 5 6 1メートル
右418	点	X座標	+ 1 5 5 5 2 4 . 3 9 0メートル
		Y座標	+ 9 2 5 0 . 4 8 4メートル
右417	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 1 . 3 1 8メートル
		Y座標	+ 9 2 6 6 . 9 1 6メートル
右416	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 2 . 9 7 3メートル
		Y座標	+ 9 2 8 1 . 4 9 7メートル
右415	点	X座標	+ 1 5 5 5 6 0 . 1 9 6メートル
		Y座標	+ 9 2 9 3 . 0 9 2メートル
右414	点	X座標	+ 1 5 5 5 8 1 . 2 6 5メートル
		Y座標	+ 9 3 3 0 . 7 0 0メートル
右413	点	X座標	+ 1 5 5 5 9 2 . 9 4 0メートル
		Y座標	+ 9 3 4 5 . 1 0 0メートル

右412	点	X座標	+ 1 5 5 6 0 9 . 3 1 6	メートル
		Y座標	+ 9 3 7 8 . 0 1 6	メートル
右411	点	X座標	+ 1 5 5 6 2 6 . 1 1 5	メートル
		Y座標	+ 9 4 2 0 . 5 8 0	メートル
右410	点	X座標	+ 1 5 5 6 2 6 . 3 6 0	メートル
		Y座標	+ 9 4 4 2 . 5 3 3	メートル
右409	点	X座標	+ 1 5 5 6 3 2 . 5 7 1	メートル
		Y座標	+ 9 4 7 7 . 8 2 5	メートル
右408	点	X座標	+ 1 5 5 6 3 7 . 3 9 5	メートル
		Y座標	+ 9 4 9 6 . 9 1 8	メートル
右407	点	X座標	+ 1 5 5 6 3 7 . 8 9 6	メートル
		Y座標	+ 9 5 2 2 . 9 5 8	メートル
右406	点	X座標	+ 1 5 5 6 4 9 . 2 6 7	メートル
		Y座標	+ 9 5 6 2 . 0 2 5	メートル
右405	点	X座標	+ 1 5 5 6 4 3 . 2 6 9	メートル
		Y座標	+ 9 6 0 4 . 5 2 9	メートル
右404	点	X座標	+ 1 5 5 6 3 8 . 3 0 6	メートル
		Y座標	+ 9 6 3 2 . 6 2 2	メートル
右403	点	X座標	+ 1 5 5 6 4 1 . 1 1 1	メートル
		Y座標	+ 9 6 4 8 . 3 6 6	メートル
右402	点	X座標	+ 1 5 5 6 3 4 . 2 2 0	メートル
		Y座標	+ 9 6 7 1 . 9 7 3	メートル
右401	点	X座標	+ 1 5 5 6 1 9 . 9 0 3	メートル
		Y座標	+ 9 6 7 6 . 0 1 2	メートル
右400	点	X座標	+ 1 5 5 6 2 0 . 7 3 5	メートル
		Y座標	+ 9 6 9 0 . 6 6 5	メートル
右399	点	X座標	+ 1 5 5 6 3 0 . 6 2 0	メートル
		Y座標	+ 9 7 3 4 . 8 0 1	メートル
右398	点	X座標	+ 1 5 5 6 2 7 . 3 9 2	メートル
		Y座標	+ 9 7 5 9 . 9 3 5	メートル
右397	点	X座標	+ 1 5 5 6 1 6 . 2 0 9	メートル
		Y座標	+ 9 7 9 5 . 4 7 2	メートル

右396	点	X座標	+ 1 5 5 6 1 1 . 8 4 9	メートル
		Y座標	+ 9 8 1 7 . 3 1 2	メートル
右395	点	X座標	+ 1 5 5 5 9 4 . 6 2 6	メートル
		Y座標	+ 9 8 3 1 . 4 4 8	メートル
右394	点	X座標	+ 1 5 5 5 7 2 . 4 8 1	メートル
		Y座標	+ 9 8 6 7 . 2 2 9	メートル
右393	点	X座標	+ 1 5 5 5 5 2 . 1 8 5	メートル
		Y座標	+ 9 8 7 6 . 1 2 4	メートル
右392	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 6 . 5 6 3	メートル
		Y座標	+ 9 8 8 8 . 5 3 1	メートル
右391	点	X座標	+ 1 5 5 5 0 1 . 7 8 6	メートル
		Y座標	+ 9 9 1 0 . 7 2 5	メートル
右390	点	X座標	+ 1 5 5 4 6 8 . 8 6 3	メートル
		Y座標	+ 9 9 2 2 . 2 8 2	メートル
右389	点	X座標	+ 1 5 5 4 4 9 . 7 2 7	メートル
		Y座標	+ 9 9 3 3 . 7 2 7	メートル
右388	点	X座標	+ 1 5 5 4 2 2 . 6 2 6	メートル
		Y座標	+ 9 9 6 2 . 5 4 9	メートル
右387	点	X座標	+ 1 5 5 3 9 6 . 4 6 6	メートル
		Y座標	+ 9 9 9 3 . 4 0 0	メートル
右386	点	X座標	+ 1 5 5 3 6 3 . 8 5 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 0 1 8 . 2 2 6	メートル
右385	点	X座標	+ 1 5 5 3 3 1 . 9 2 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 0 4 5 . 1 3 2	メートル
右384	点	X座標	+ 1 5 5 3 0 5 . 8 6 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 0 7 1 . 3 3 6	メートル
右383	点	X座標	+ 1 5 5 2 8 2 . 5 0 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 1 0 0 . 6 8 1	メートル
右382	点	X座標	+ 1 5 5 2 5 8 . 1 8 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 1 3 4 . 4 8 2	メートル
右381	点	X座標	+ 1 5 5 2 3 0 . 5 9 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 1 6 5 . 1 2 9	メートル

右380	点	X座標	+ 1 5 5 1 9 9 . 4 0 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 1 9 1 . 6 7 2	メートル
右379	点	X座標	+ 1 5 5 1 6 6 . 6 7 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 2 1 4 . 7 4 2	メートル
右378	点	X座標	+ 1 5 5 1 3 5 . 0 1 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 2 3 7 . 9 3 9	メートル
右377	点	X座標	+ 1 5 5 1 2 1 . 9 9 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 2 5 1 . 8 6 8	メートル
右376	点	X座標	+ 1 5 5 1 0 8 . 2 4 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 2 6 4 . 7 3 9	メートル
右375	点	X座標	+ 1 5 5 0 9 6 . 0 1 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 2 8 1 . 2 1 5	メートル
右374	点	X座標	+ 1 5 5 0 9 2 . 7 3 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 2 9 1 . 6 2 2	メートル
右373	点	X座標	+ 1 5 5 0 8 3 . 3 7 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 0 1 . 7 7 9	メートル
右372	点	X座標	+ 1 5 5 0 6 3 . 1 2 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 0 7 . 7 3 0	メートル
右371	点	X座標	+ 1 5 5 0 4 6 . 1 3 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 2 1 . 4 4 7	メートル
右370	点	X座標	+ 1 5 5 0 2 0 . 6 4 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 3 3 . 4 9 8	メートル
右369	点	X座標	+ 1 5 4 9 9 5 . 6 6 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 3 9 . 6 6 0	メートル
Z242	点	X座標	+ 1 5 4 9 7 5 . 5 2 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 5 6 . 2 8 6	メートル
Z243	点	X座標	+ 1 5 4 9 6 3 . 4 6 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 6 1 . 0 6 7	メートル
Z244	点	X座標	+ 1 5 4 9 5 0 . 8 4 3	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 6 2 . 9 5 5	メートル
Z245	点	X座標	+ 1 5 4 9 3 6 . 1 9 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 6 8 . 7 5 2	メートル

Z 2 4 6	点	X座標	+ 1 5 4 9 1 5 . 7 0 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 7 2 . 7 8 4	メートル
Z 2 4 7	点	X座標	+ 1 5 4 8 9 8 . 7 6 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 8 2 . 4 0 3	メートル
Z 2 4 8	点	X座標	+ 1 5 4 8 7 4 . 2 5 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 8 7 . 9 2 1	メートル
Z 2 4 9	点	X座標	+ 1 5 4 8 6 3 . 4 6 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 8 7 . 0 5 6	メートル
Z 2 5 0	点	X座標	+ 1 5 4 8 5 5 . 6 2 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 8 9 . 6 2 8	メートル
Z 2 5 1	点	X座標	+ 1 5 4 8 4 0 . 8 7 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 9 8 . 7 9 7	メートル
Z 2 5 2	点	X座標	+ 1 5 4 8 3 1 . 4 6 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 0 6 . 8 1 1	メートル
Z 2 5 3	点	X座標	+ 1 5 4 8 1 1 . 6 1 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 2 6 . 4 9 0	メートル
Z 2 5 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 9 8 . 2 9 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 3 6 . 3 8 6	メートル
Z 2 5 5	点	X座標	+ 1 5 4 7 7 6 . 0 6 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 6 1 . 7 5 6	メートル
Z 2 5 6	点	X座標	+ 1 5 4 7 6 6 . 8 9 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 7 6 . 2 2 2	メートル
Z 2 5 7	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 9 . 9 2 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 8 3 . 4 3 5	メートル
Z 2 5 8	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 9 . 0 6 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 0 1 . 8 3 9	メートル
Z 2 5 9	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 6 . 1 0 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 1 1 . 2 9 2	メートル
Z 2 6 0	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 2 . 4 2 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 5 3 . 9 9 2	メートル
Z 2 6 1	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 8 . 0 6 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 6 7 . 1 1 9	メートル

Z 2 6 2	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 6 . 6 4 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 9 3 . 3 8 4	メートル
Z 2 6 3	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 1 . 1 7 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 0 9 . 3 1 3	メートル
Z 2 6 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 8 . 6 9 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 3 4 . 0 4 4	メートル
Z 2 6 5	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 3 . 9 9 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 5 2 . 2 6 6	メートル
Z 2 6 6	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 1 . 1 2 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 8 7 . 1 4 1	メートル
Z 2 6 7	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 9 . 9 6 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 0 9 . 5 3 4	メートル
Z 2 6 8	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 2 . 8 6 3	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 2 9 . 4 9 1	メートル
Z 2 6 9	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 9 . 1 4 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 4 5 . 7 5 1	メートル
右345	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 0 . 5 3 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 4 6 . 6 9 5	メートル
Z 2 7 0	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 0 . 8 6 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 6 7 . 5 6 2	メートル
Z 2 7 1	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 4 . 8 7 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 6 0 . 3 4 8	メートル
Z 2 7 2	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 6 . 7 9 3	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 6 8 . 8 2 4	メートル
Z 2 7 3	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 1 . 2 5 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 9 9 . 8 6 3	メートル
Z 2 7 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 3 . 1 7 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 0 3 . 8 4 8	メートル
Z 2 7 5	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 5 . 4 4 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 1 9 . 9 0 0	メートル
Z 2 7 6	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 9 . 5 9 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 4 6 . 9 5 3	メートル

Z 2 7 7	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 6 . 1 7 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 7 9 . 1 0 2	メートル
Z 1 8 3	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 4 . 1 9 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 1 8 . 9 3 0	メートル
Z 1 8 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 7 . 1 0 3	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 4 4 . 3 6 7	メートル
Z 1 8 5	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 0 . 3 3 3	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 7 2 . 8 2 7	メートル
Z 1 8 6	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 5 . 4 1 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 9 3 . 7 4 1	メートル
Z 1 6 8	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 7 . 2 8 7	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 2 5 . 0 7 8	メートル
Z 1 6 9	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 2 . 1 7 6	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 3 1 . 7 6 7	メートル
Z 1 7 0	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 8 . 9 4 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 3 0 . 3 8 8	メートル
Z 1 7 1	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 6 . 1 8 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 4 1 . 7 0 0	メートル
Z 1 7 2	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 8 . 3 2 0	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 5 0 . 8 8 9	メートル
Z 1 7 3	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 2 . 0 1 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 5 9 . 8 3 5	メートル
Z 1 7 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 3 . 3 8 9	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 7 1 . 0 3 4	メートル
Z 1 7 5	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 1 . 0 5 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 8 5 . 3 5 0	メートル
Z 1 4 9	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 5 . 0 1 7	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 9 0 . 5 8 7	メートル
Z 1 6 0	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 5 . 3 6 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 8 7 . 3 3 2	メートル
右 3 3 2	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 7 . 3 8 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 8 9 . 1 0 5	メートル



右331	点	X座標	+ 1 5 4 7 6 7 . 5 0 9	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 9 9 . 3 0 4	メートル
右330	点	X座標	+ 1 5 4 7 7 5 . 9 6 0	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 0 6 . 7 0 3	メートル
右329	点	X座標	+ 1 5 4 7 9 8 . 6 0 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 3 9 . 7 7 5	メートル
旧328	点	X座標	+ 1 5 4 8 3 3 . 9 0 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 5 6 . 7 5 7	メートル
旧327	点	X座標	+ 1 5 4 8 4 5 . 6 8 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 7 0 . 4 7 1	メートル
旧326	点	X座標	+ 1 5 4 8 5 8 . 3 2 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 9 7 . 2 4 8	メートル
旧325	点	X座標	+ 1 5 4 8 5 1 . 7 3 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 1 3 . 7 4 8	メートル
右324	点	X座標	+ 1 5 4 8 4 6 . 8 1 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 3 2 . 6 4 5	メートル
右323	点	X座標	+ 1 5 4 8 4 4 . 3 6 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 4 9 . 8 2 8	メートル
右322	点	X座標	+ 1 5 4 8 4 9 . 1 8 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 6 7 . 6 8 3	メートル
右321	点	X座標	+ 1 5 4 8 5 5 . 4 3 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 8 4 . 9 9 1	メートル
右320	点	X座標	+ 1 5 4 8 6 8 . 3 1 0	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 9 9 . 6 1 2	メートル
右319	点	X座標	+ 1 5 4 8 8 3 . 7 7 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 3 1 7 . 9 4 6	メートル
右318	点	X座標	+ 1 5 4 9 0 4 . 5 1 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 3 4 7 . 9 9 3	メートル
右317	点	X座標	+ 1 5 4 9 2 4 . 8 4 7	メートル
		Y座標	+ 1 1 3 7 4 . 1 0 6	メートル
右316	点	X座標	+ 1 5 4 9 5 4 . 1 2 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 4 1 0 . 1 9 2	メートル

右315	点	X座標	+ 1 5 4 9 6 5 . 4 9 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 4 2 6 . 6 6 1	メートル
右314	点	X座標	+ 1 5 4 9 9 4 . 7 8 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 4 5 8 . 3 5 3	メートル
右313	点	X座標	+ 1 5 5 0 1 5 . 3 5 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 4 8 9 . 1 2 5	メートル
右312	点	X座標	+ 1 5 5 0 2 9 . 0 4 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 5 0 4 . 0 0 6	メートル
右311	点	X座標	+ 1 5 5 0 4 9 . 7 5 5	メートル
		Y座標	+ 1 1 5 3 4 . 4 9 8	メートル
右310	点	X座標	+ 1 5 5 0 6 3 . 1 7 6	メートル
		Y座標	+ 1 1 5 4 9 . 4 5 2	メートル
右309	点	X座標	+ 1 5 5 0 7 6 . 4 3 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 5 6 8 . 3 5 4	メートル
右308	点	X座標	+ 1 5 5 1 0 0 . 0 7 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 6 0 0 . 1 0 8	メートル
右307	点	X座標	+ 1 5 5 1 1 4 . 2 4 7	メートル
		Y座標	+ 1 1 6 1 5 . 0 7 4	メートル
右306	点	X座標	+ 1 5 5 1 3 8 . 7 4 5	メートル
		Y座標	+ 1 1 6 4 5 . 2 4 2	メートル
右305	点	X座標	+ 1 5 5 1 6 8 . 2 1 9	メートル
		Y座標	+ 1 1 6 7 1 . 4 3 9	メートル
右304	点	X座標	+ 1 5 5 1 9 8 . 8 3 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 6 9 7 . 3 9 6	メートル
右303	点	X座標	+ 1 5 5 2 1 8 . 5 0 6	メートル
		Y座標	+ 1 1 7 0 9 . 6 6 6	メートル
右302	点	X座標	+ 1 5 5 2 4 2 . 2 5 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 7 4 1 . 9 1 5	メートル
右301	点	X座標	+ 1 5 5 2 5 8 . 5 4 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 7 7 8 . 6 0 0	メートル
右300	点	X座標	+ 1 5 5 2 7 4 . 4 4 6	メートル
		Y座標	+ 1 1 8 1 8 . 3 5 2	メートル

右299	点	X座標	+ 1 5 5 2 9 3 . 2 5 6	メートル
		Y座標	+ 1 1 8 5 3 . 2 2 9	メートル
右298	点	X座標	+ 1 5 5 3 0 5 . 4 0 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 8 8 0 . 6 5 7	メートル
右297	点	X座標	+ 1 5 5 3 1 1 . 2 2 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 9 0 2 . 8 9 8	メートル
右296	点	X座標	+ 1 5 5 3 1 0 . 3 7 7	メートル
		Y座標	+ 1 1 9 1 4 . 0 5 9	メートル
右295	点	X座標	+ 1 5 5 3 0 4 . 8 4 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 9 2 0 . 9 1 6	メートル
Z13	点	X座標	+ 1 5 5 2 9 7 . 5 9 5	メートル
		Y座標	+ 1 1 9 3 7 . 3 3 8	メートル
Z12	点	X座標	+ 1 5 5 2 9 3 . 8 6 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 9 3 5 . 3 6 7	メートル
Z158	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 6 . 1 5 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 1 7 . 0 4 0	メートル
左315	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 6 . 2 2 0	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 9 8 . 6 5 0	メートル
左316	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 8 . 3 4 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 8 1 . 8 4 8	メートル
左317	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 1 . 1 6 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 6 6 . 4 4 5	メートル
左318	点	X座標	+ 1 5 4 7 0 6 . 9 1 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 4 2 . 8 3 4	メートル
左319	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 4 . 4 8 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 2 0 . 8 1 1	メートル
左320	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 9 . 9 6 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 8 8 . 7 4 8	メートル
左321	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 0 . 6 6 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 4 9 . 7 7 0	メートル
左322	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 0 . 2 4 3	メートル

		Y座標	+	1 0 9 1 0 . 8 2 7	メートル
左323	点	X座標	+	1 5 4 7 2 4 . 5 5 1	メートル
		Y座標	+	1 0 8 7 1 . 4 9 4	メートル
左324	点	X座標	+	1 5 4 7 1 7 . 4 1 7	メートル
		Y座標	+	1 0 8 5 2 . 4 2 2	メートル
左325	点	X座標	+	1 5 4 7 0 9 . 9 5 2	メートル
		Y座標	+	1 0 8 1 2 . 5 3 0	メートル
左326	点	X座標	+	1 5 4 7 0 7 . 0 0 2	メートル
		Y座標	+	1 0 7 9 3 . 2 8 6	メートル
左327	点	X座標	+	1 5 4 7 0 7 . 1 1 2	メートル
		Y座標	+	1 0 7 7 4 . 1 4 3	メートル
Z195	点	X座標	+	1 5 4 7 0 6 . 8 6 7	メートル
		Y座標	+	1 0 7 6 7 . 3 1 8	メートル
Z194	点	X座標	+	1 5 4 7 1 2 . 5 7 2	メートル
		Y座標	+	1 0 7 8 5 . 2 2 6	メートル
Z193	点	X座標	+	1 5 4 7 1 5 . 9 1 8	メートル
		Y座標	+	1 0 8 1 4 . 6 0 3	メートル
Z192	点	X座標	+	1 5 4 7 2 2 . 1 2 9	メートル
		Y座標	+	1 0 8 4 9 . 4 7 7	メートル
Z191	点	X座標	+	1 5 4 7 2 9 . 8 0 0	メートル
		Y座標	+	1 0 8 8 4 . 1 2 4	メートル
Z190	点	X座標	+	1 5 4 7 3 3 . 6 7 1	メートル
		Y座標	+	1 0 9 1 0 . 8 7 7	メートル
Z189	点	X座標	+	1 5 4 7 3 4 . 6 5 1	メートル
		Y座標	+	1 0 9 2 1 . 7 8 7	メートル
Z188	点	X座標	+	1 5 4 7 3 5 . 2 7 1	メートル
		Y座標	+	1 0 9 3 2 . 4 2 7	メートル
Z187	点	X座標	+	1 5 4 7 3 5 . 4 1 1	メートル
		Y座標	+	1 0 9 5 2 . 7 9 7	メートル
Z181	点	X座標	+	1 5 4 7 3 5 . 6 4 6	メートル
		Y座標	+	1 0 9 6 1 . 3 5 4	メートル
Z180	点	X座標	+	1 5 4 7 3 7 . 1 4 6	メートル

		Y座標	+	1 0 9 8 5 . 2 8 9	メートル
Z 1 7 9	点	X座標	+	1 5 4 7 3 0 . 2 8 1	メートル
		Y座標	+	1 1 0 0 3 . 1 3 1	メートル
Z 1 6 7	点	X座標	+	1 5 4 7 1 9 . 9 3 1	メートル
		Y座標	+	1 1 0 1 6 . 8 7 1	メートル
Z 1 6 6	点	X座標	+	1 5 4 7 1 4 . 4 2 6	メートル
		Y座標	+	1 1 0 2 8 . 5 6 5	メートル
Z 1 6 5	点	X座標	+	1 5 4 7 1 1 . 3 0 2	メートル
		Y座標	+	1 1 0 4 1 . 1 6 3	メートル
Z 1 6 4	点	X座標	+	1 5 4 7 1 2 . 9 1 1	メートル
		Y座標	+	1 1 0 5 9 . 8 0 2	メートル
Z 1 6 3	点	X座標	+	1 5 4 7 2 6 . 1 3 0	メートル
		Y座標	+	1 1 0 7 7 . 4 5 1	メートル
Z 1 6 2	点	X座標	+	1 5 4 7 4 4 . 4 3 4	メートル
		Y座標	+	1 1 0 9 0 . 8 9 6	メートル
Z 1 4 8	点	X座標	+	1 5 4 7 5 3 . 9 2 0	メートル
		Y座標	+	1 1 1 0 0 . 6 7 9	メートル
Z 1 5 9	点	X座標	+	1 5 4 7 5 3 . 3 4 7	メートル
		Y座標	+	1 1 1 0 6 . 3 5 8	メートル
Z 1 4 9	点	X座標	+	1 5 4 7 5 5 . 0 1 7	メートル
		Y座標	+	1 1 0 9 0 . 5 8 7	メートル
Z 1 7 5	点	X座標	+	1 5 4 7 5 1 . 0 5 2	メートル
		Y座標	+	1 1 0 8 5 . 3 5 0	メートル
Z 1 7 4	点	X座標	+	1 5 4 7 3 3 . 3 8 9	メートル
		Y座標	+	1 1 0 7 1 . 0 3 4	メートル
Z 1 7 3	点	X座標	+	1 5 4 7 2 2 . 0 1 2	メートル
		Y座標	+	1 1 0 5 9 . 8 3 5	メートル
Z 1 7 2	点	X座標	+	1 5 4 7 1 8 . 3 2 0	メートル
		Y座標	+	1 1 0 5 0 . 8 8 9	メートル
Z 1 7 1	点	X座標	+	1 5 4 7 1 6 . 1 8 8	メートル
		Y座標	+	1 1 0 4 1 . 7 0 0	メートル

Z 1 7 0	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 8 . 9 4 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 3 0 . 3 8 8	メートル
Z 1 6 9	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 2 . 1 7 6	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 3 1 . 7 6 7	メートル
Z 1 6 8	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 7 . 2 8 7	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 2 5 . 0 7 8	メートル
Z 1 8 6	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 5 . 4 1 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 9 3 . 7 4 1	メートル
Z 1 8 5	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 0 . 3 3 3	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 7 2 . 8 2 7	メートル
Z 1 8 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 7 . 1 0 3	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 4 4 . 3 6 7	メートル
Z 1 8 3	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 4 . 1 9 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 1 8 . 9 3 0	メートル
Z 2 7 7	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 6 . 1 7 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 7 9 . 1 0 2	メートル
Z 2 7 6	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 9 . 5 9 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 4 6 . 9 5 3	メートル
Z 2 7 5	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 5 . 4 4 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 1 9 . 9 0 0	メートル
Z 2 7 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 3 . 1 7 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 0 3 . 8 4 8	メートル
Z 2 7 3	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 1 . 2 5 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 9 9 . 8 6 3	メートル
Z 2 7 2	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 6 . 7 9 3	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 6 8 . 8 2 4	メートル
Z 2 7 1	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 4 . 8 7 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 6 0 . 3 4 8	メートル
Z 2 7 0	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 0 . 8 6 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 6 7 . 5 6 2	メートル
右 3 4 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 1 . 2 1 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 9 0 . 4 5 8	メートル

右343	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 0 . 2 4 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 3 1 . 8 3 0	メートル
右342	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 6 . 3 8 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 8 6 9 . 7 2 6	メートル
右341	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 5 . 4 2 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 0 7 . 8 6 3	メートル
右340	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 9 . 5 2 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 4 4 . 4 4 9	メートル
右339	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 4 . 0 4 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 7 5 . 9 7 6	メートル
右338	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 6 . 7 0 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 9 9 4 . 7 7 0	メートル
右337	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 7 . 6 2 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 1 1 . 4 5 3	メートル
右336	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 6 . 6 6 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 2 8 . 8 9 7	メートル
右335	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 8 . 8 0 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 4 3 . 0 9 7	メートル
右334	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 4 . 0 3 8	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 5 8 . 6 2 9	メートル
右333	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 6 . 7 2 1	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 7 0 . 9 9 0	メートル
Z160	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 5 . 3 6 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 0 8 7 . 3 3 2	メートル
Z209	点	X座標	+ 1 5 4 7 1 9 . 8 3 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 8 0 . 6 4 5	メートル
左335	点	X座標	+ 1 5 4 7 2 6 . 2 9 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 5 3 . 9 2 6	メートル
左336	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 5 . 5 4 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 1 2 . 1 2 1	メートル
左337	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 6 . 7 9 1	メートル

		Y座標	+	1 0 4 9 2 . 2 2 0	メートル
左338	点	X座標	+	1 5 4 7 6 4 . 9 5 2	メートル
		Y座標	+	1 0 4 5 7 . 6 5 3	メートル
左339	点	X座標	+	1 5 4 7 7 5 . 9 3 8	メートル
		Y座標	+	1 0 4 4 3 . 2 2 0	メートル
左340	点	X座標	+	1 5 4 8 0 1 . 5 7 1	メートル
		Y座標	+	1 0 4 1 3 . 9 3 6	メートル
左341	点	X座標	+	1 5 4 8 3 5 . 8 4 3	メートル
		Y座標	+	1 0 3 8 7 . 0 4 4	メートル
左342	点	X座標	+	1 5 4 8 7 4 . 5 6 4	メートル
		Y座標	+	1 0 3 7 0 . 9 8 0	メートル
左343	点	X座標	+	1 5 4 8 9 4 . 0 0 6	メートル
		Y座標	+	1 0 3 6 6 . 3 8 3	メートル
左344	点	X座標	+	1 5 4 9 3 3 . 3 6 0	メートル
		Y座標	+	1 0 3 5 8 . 0 4 1	メートル
左345	点	X座標	+	1 5 4 9 6 8 . 1 6 3	メートル
		Y座標	+	1 0 3 4 4 . 0 9 8	メートル
左346	点	X座標	+	1 5 4 9 8 5 . 8 6 6	メートル
		Y座標	+	1 0 3 3 3 . 0 6 4	メートル
左347	点	X座標	+	1 5 4 9 8 4 . 0 1 4	メートル
		Y座標	+	1 0 3 2 5 . 8 9 8	メートル
左348	点	X座標	+	1 5 5 0 0 9 . 6 6 6	メートル
		Y座標	+	1 0 3 1 5 . 6 3 1	メートル
左349	点	X座標	+	1 5 5 0 3 8 . 4 1 1	メートル
		Y座標	+	1 0 3 0 2 . 0 7 3	メートル
左349の1	点	X座標	+	1 5 5 0 5 5 . 7 5 7	メートル
		Y座標	+	1 0 2 9 5 . 7 6 6	メートル
左350	点	X座標	+	1 5 5 0 7 1 . 2 7 9	メートル
		Y座標	+	1 0 2 8 6 . 0 4 0	メートル
左351	点	X座標	+	1 5 5 0 8 5 . 1 4 1	メートル
		Y座標	+	1 0 2 7 2 . 5 9 2	メートル
左352	点	X座標	+	1 5 5 0 8 4 . 6 1 2	メートル



		Y座標	+	1 0 2 6 4 . 8 6 0	メートル
左353	点	X座標	+	1 5 5 0 9 6 . 9 5 8	メートル
		Y座標	+	1 0 2 5 6 . 0 4 2	メートル
左354	点	X座標	+	1 5 5 1 2 4 . 2 8 0	メートル
		Y座標	+	1 0 2 2 4 . 5 8 6	メートル
左355	点	X座標	+	1 5 5 1 5 1 . 9 0 8	メートル
		Y座標	+	1 0 2 0 1 . 8 7 7	メートル
左356	点	X座標	+	1 5 5 1 5 9 . 1 2 9	メートル
		Y座標	+	1 0 2 0 3 . 5 7 1	メートル
左357	点	X座標	+	1 5 5 1 7 5 . 5 1 1	メートル
		Y座標	+	1 0 1 9 2 . 1 9 8	メートル
左358	点	X座標	+	1 5 5 2 0 0 . 7 1 5	メートル
		Y座標	+	1 0 1 7 1 . 4 1 0	メートル
左359	点	X座標	+	1 5 5 2 2 2 . 6 4 4	メートル
		Y座標	+	1 0 1 5 6 . 9 7 9	メートル
左360	点	X座標	+	1 5 5 2 4 8 . 8 1 6	メートル
		Y座標	+	1 0 1 2 7 . 8 1 9	メートル
左361	点	X座標	+	1 5 5 2 6 3 . 7 1 2	メートル
		Y座標	+	1 0 0 9 9 . 7 1 9	メートル
左362	点	X座標	+	1 5 5 2 7 7 . 9 3 4	メートル
		Y座標	+	1 0 0 8 2 . 4 1 0	メートル
左363	点	X座標	+	1 5 5 2 9 7 . 0 0 2	メートル
		Y座標	+	1 0 0 6 3 . 3 5 6	メートル
左364	点	X座標	+	1 5 5 3 2 3 . 9 1 7	メートル
		Y座標	+	1 0 0 3 6 . 4 2 6	メートル
左365	点	X座標	+	1 5 5 3 5 6 . 3 2 3	メートル
		Y座標	+	1 0 0 0 6 . 8 7 5	メートル
左365の1	点	X座標	+	1 5 5 3 6 8 . 8 8 8	メートル
		Y座標	+	1 0 0 0 0 . 3 0 7	メートル
左366	点	X座標	+	1 5 5 3 8 6 . 2 8 7	メートル
		Y座標	+	9 9 8 3 . 8 6 9	メートル
左367	点	X座標	+	1 5 5 4 1 4 . 5 3 8	メートル

		Y座標	+	9954.880	メートル
左368	点	X座標	+	155441.485	メートル
		Y座標	+	9925.574	メートル
Z310	点	X座標	+	155452.925	メートル
		Y座標	+	9915.823	メートル
Z309	点	X座標	+	155422.311	メートル
		Y座標	+	9949.694	メートル
Z308	点	X座標	+	155388.160	メートル
		Y座標	+	9985.729	メートル
Z307	点	X座標	+	155364.352	メートル
		Y座標	+	10007.287	メートル
Z306	点	X座標	+	155327.811	メートル
		Y座標	+	10033.891	メートル
Z289	点	X座標	+	155315.695	メートル
		Y座標	+	10047.865	メートル
Z288	点	X座標	+	155306.987	メートル
		Y座標	+	10055.754	メートル
Z287	点	X座標	+	155278.485	メートル
		Y座標	+	10085.893	メートル
Z286	点	X座標	+	155258.866	メートル
		Y座標	+	10111.260	メートル
Z285	点	X座標	+	155253.610	メートル
		Y座標	+	10124.607	メートル
Z284	点	X座標	+	155224.389	メートル
		Y座標	+	10158.208	メートル
Z283	点	X座標	+	155207.917	メートル
		Y座標	+	10169.219	メートル
Z282	点	X座標	+	155180.921	メートル
		Y座標	+	10190.321	メートル
Z231	点	X座標	+	155158.590	メートル
		Y座標	+	10206.763	メートル
Z230	点	X座標	+	155127.915	メートル

		Y座標	+	1 0 2 2 7 . 3 2 6	メートル
Z 2 2 9	点	X座標	+	1 5 5 1 0 9 . 2 1 6	メートル
		Y座標	+	1 0 2 4 5 . 4 6 0	メートル
Z 2 2 8	点	X座標	+	1 5 5 0 9 7 . 1 5 4	メートル
		Y座標	+	1 0 2 6 4 . 2 8 1	メートル
Z 2 2 7	点	X座標	+	1 5 5 0 7 3 . 8 8 9	メートル
		Y座標	+	1 0 2 9 1 . 1 1 6	メートル
Z 2 2 6	点	X座標	+	1 5 5 0 5 4 . 8 6 2	メートル
		Y座標	+	1 0 3 0 0 . 8 9 3	メートル
Z 2 2 5	点	X座標	+	1 5 5 0 2 9 . 2 3 0	メートル
		Y座標	+	1 0 3 1 0 . 3 5 9	メートル
Z 2 2 4	点	X座標	+	1 5 5 0 0 9 . 8 2 2	メートル
		Y座標	+	1 0 3 2 0 . 6 0 5	メートル
Z 2 2 3	点	X座標	+	1 5 4 9 6 8 . 2 2 1	メートル
		Y座標	+	1 0 3 4 7 . 6 8 3	メートル
Z 2 2 2	点	X座標	+	1 5 4 9 5 3 . 8 2 1	メートル
		Y座標	+	1 0 3 5 3 . 2 0 0	メートル
Z 2 2 1	点	X座標	+	1 5 4 9 1 6 . 4 1 4	メートル
		Y座標	+	1 0 3 6 5 . 7 0 8	メートル
Z 2 2 0	点	X座標	+	1 5 4 8 8 9 . 0 6 1	メートル
		Y座標	+	1 0 3 7 3 . 0 3 0	メートル
Z 2 1 9	点	X座標	+	1 5 4 8 4 2 . 3 7 4	メートル
		Y座標	+	1 0 3 8 8 . 8 2 5	メートル
Z 2 1 8	点	X座標	+	1 5 4 8 2 8 . 4 2 0	メートル
		Y座標	+	1 0 3 9 8 . 3 1 0	メートル
Z 2 1 7	点	X座標	+	1 5 4 7 9 0 . 0 6 3	メートル
		Y座標	+	1 0 4 2 8 . 8 3 8	メートル
Z 2 1 6	点	X座標	+	1 5 4 7 7 1 . 3 0 1	メートル
		Y座標	+	1 0 4 5 4 . 0 4 4	メートル
Z 2 1 5	点	X座標	+	1 5 4 7 5 9 . 8 8 4	メートル
		Y座標	+	1 0 4 7 1 . 9 1 0	メートル
Z 2 1 4	点	X座標	+	1 5 4 7 4 2 . 2 3 6	メートル

		Y座標	+	1 0 5 0 2 . 9 4 9	メートル
Z 2 1 3	点	X座標	+	1 5 4 7 3 9 . 2 8 0	メートル
		Y座標	+	1 0 5 1 5 . 2 2 1	メートル
Z 2 1 2	点	X座標	+	1 5 4 7 3 1 . 1 2 0	メートル
		Y座標	+	1 0 5 5 7 . 0 5 5	メートル
Z 2 1 1	点	X座標	+	1 5 4 7 2 8 . 8 3 1	メートル
		Y座標	+	1 0 5 7 2 . 1 1 2	メートル
Z 2 1 0	点	X座標	+	1 5 4 7 2 5 . 4 0 9	メートル
		Y座標	+	1 0 5 8 1 . 6 5 5	メートル
右 3 4 5	点	X座標	+	1 5 4 7 2 0 . 5 3 5	メートル
		Y座標	+	1 0 7 4 6 . 6 9 5	メートル
Z 2 6 9	点	X座標	+	1 5 4 7 1 9 . 1 4 7	メートル
		Y座標	+	1 0 7 4 5 . 7 5 1	メートル
Z 2 6 8	点	X座標	+	1 5 4 7 2 2 . 8 6 3	メートル
		Y座標	+	1 0 7 2 9 . 4 9 1	メートル
Z 2 6 7	点	X座標	+	1 5 4 7 2 9 . 9 6 1	メートル
		Y座標	+	1 0 7 0 9 . 5 3 4	メートル
Z 2 6 6	点	X座標	+	1 5 4 7 3 1 . 1 2 0	メートル
		Y座標	+	1 0 6 8 7 . 1 4 1	メートル
Z 2 6 5	点	X座標	+	1 5 4 7 3 3 . 9 9 1	メートル
		Y座標	+	1 0 6 5 2 . 2 6 6	メートル
Z 2 6 4	点	X座標	+	1 5 4 7 2 8 . 6 9 1	メートル
		Y座標	+	1 0 6 3 4 . 0 4 4	メートル
Z 2 6 3	点	X座標	+	1 5 4 7 3 1 . 1 7 9	メートル
		Y座標	+	1 0 6 0 9 . 3 1 3	メートル
Z 2 6 2	点	X座標	+	1 5 4 7 3 6 . 6 4 7	メートル
		Y座標	+	1 0 5 9 3 . 3 8 4	メートル
Z 2 6 1	点	X座標	+	1 5 4 7 3 8 . 0 6 1	メートル
		Y座標	+	1 0 5 6 7 . 1 1 9	メートル
Z 2 6 0	点	X座標	+	1 5 4 7 4 2 . 4 2 1	メートル
		Y座標	+	1 0 5 5 3 . 9 9 2	メートル

Z 2 5 9	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 6 . 1 0 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 1 1 . 2 9 2	メートル
Z 2 5 8	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 9 . 0 6 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 0 1 . 8 3 9	メートル
Z 2 5 7	点	X座標	+ 1 5 4 7 5 9 . 9 2 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 8 3 . 4 3 5	メートル
Z 2 5 6	点	X座標	+ 1 5 4 7 6 6 . 8 9 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 7 6 . 2 2 2	メートル
Z 2 5 5	点	X座標	+ 1 5 4 7 7 6 . 0 6 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 6 1 . 7 5 6	メートル
Z 2 5 4	点	X座標	+ 1 5 4 7 9 8 . 2 9 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 3 6 . 3 8 6	メートル
Z 2 5 3	点	X座標	+ 1 5 4 8 1 1 . 6 1 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 2 6 . 4 9 0	メートル
Z 2 5 2	点	X座標	+ 1 5 4 8 3 1 . 4 6 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 0 6 . 8 1 1	メートル
Z 2 5 1	点	X座標	+ 1 5 4 8 4 0 . 8 7 2	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 9 8 . 7 9 7	メートル
Z 2 5 0	点	X座標	+ 1 5 4 8 5 5 . 6 2 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 8 9 . 6 2 8	メートル
Z 2 4 9	点	X座標	+ 1 5 4 8 6 3 . 4 6 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 8 7 . 0 5 6	メートル
Z 2 4 8	点	X座標	+ 1 5 4 8 7 4 . 2 5 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 8 7 . 9 2 1	メートル
Z 2 4 7	点	X座標	+ 1 5 4 8 9 8 . 7 6 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 8 2 . 4 0 3	メートル
Z 2 4 6	点	X座標	+ 1 5 4 9 1 5 . 7 0 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 7 2 . 7 8 4	メートル
Z 2 4 5	点	X座標	+ 1 5 4 9 3 6 . 1 9 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 6 8 . 7 5 2	メートル
Z 2 4 4	点	X座標	+ 1 5 4 9 5 0 . 8 4 3	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 6 2 . 9 5 5	メートル

Z 2 4 3	点	X座標	+ 1 5 4 9 6 3 . 4 6 9	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 6 1 . 0 6 7	メートル
Z 2 4 2	点	X座標	+ 1 5 4 9 7 5 . 5 2 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 5 6 . 2 8 6	メートル
右 3 6 9	点	X座標	+ 1 5 4 9 9 5 . 6 6 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 3 9 . 6 6 0	メートル
右 3 6 8	点	X座標	+ 1 5 4 9 7 6 . 2 3 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 5 7 . 3 3 5	メートル
右 3 6 7	点	X座標	+ 1 5 4 9 6 5 . 3 2 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 6 4 . 0 5 3	メートル
右 3 6 6	点	X座標	+ 1 5 4 9 3 8 . 3 1 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 7 2 . 9 0 1	メートル
右 3 6 5	点	X座標	+ 1 5 4 9 1 7 . 4 9 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 7 4 . 1 3 0	メートル
右 3 6 4	点	X座標	+ 1 5 4 8 9 7 . 3 7 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 8 6 . 9 1 0	メートル
右 3 6 3	点	X座標	+ 1 5 4 8 8 0 . 2 0 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 9 0 . 6 1 1	メートル
右 3 6 2	点	X座標	+ 1 5 4 8 5 9 . 2 7 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 3 9 0 . 2 0 6	メートル
右 3 6 1	点	X座標	+ 1 5 4 8 4 7 . 9 0 8	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 0 2 . 6 9 3	メートル
右 3 6 0	点	X座標	+ 1 5 4 8 2 9 . 6 3 3	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 1 2 . 1 4 7	メートル
右 3 5 9	点	X座標	+ 1 5 4 8 1 2 . 4 3 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 2 7 . 0 6 7	メートル
右 3 5 8	点	X座標	+ 1 5 4 7 9 9 . 9 1 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 3 8 . 5 6 4	メートル
右 3 5 7	点	X座標	+ 1 5 4 7 8 0 . 6 3 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 6 6 . 9 8 7	メートル
右 3 5 6	点	X座標	+ 1 5 4 7 6 5 . 7 7 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 4 8 3 . 7 3 3	メートル

右355	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 7 . 6 7 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 1 4 . 5 2 4	メートル
右354	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 3 . 8 4 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 5 4 . 1 5 1	メートル
右353	点	X座標	+ 1 5 4 7 4 0 . 3 2 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 7 7 . 1 5 1	メートル
右352	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 9 . 9 5 4	メートル
		Y座標	+ 1 0 5 8 9 . 4 6 1	メートル
右351	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 3 . 0 5 5	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 1 4 . 1 1 8	メートル
右350	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 1 . 6 6 7	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 3 0 . 3 3 0	メートル
右349	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 5 . 9 4 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 4 9 . 1 8 4	メートル
右348	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 7 . 7 7 6	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 6 3 . 2 6 3	メートル
右347	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 5 . 5 1 1	メートル
		Y座標	+ 1 0 6 8 5 . 5 0 1	メートル
右346	点	X座標	+ 1 5 4 7 3 0 . 9 2 0	メートル
		Y座標	+ 1 0 7 1 5 . 7 3 7	メートル
右324	点	X座標	+ 1 5 4 8 4 6 . 8 1 4	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 3 2 . 6 4 5	メートル
旧325	点	X座標	+ 1 5 4 8 5 1 . 7 3 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 2 1 3 . 7 4 8	メートル
旧326	点	X座標	+ 1 5 4 8 5 8 . 3 2 3	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 9 7 . 2 4 8	メートル
旧327	点	X座標	+ 1 5 4 8 4 5 . 6 8 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 7 0 . 4 7 1	メートル
旧328	点	X座標	+ 1 5 4 8 3 3 . 9 0 2	メートル
		Y座標	+ 1 1 1 5 6 . 7 5 7	メートル
右329	点	X座標	+ 1 5 4 7 9 8 . 6 0 4	メートル

		Y座標	+	1 1 1 3 9 . 7 7 5	メートル
右328の1	点	X座標	+	1 5 4 8 2 8 . 0 5 9	メートル
		Y座標	+	1 1 1 4 8 . 0 2 4	メートル
右328	点	X座標	+	1 5 4 8 4 9 . 2 6 4	メートル
		Y座標	+	1 1 1 5 7 . 9 2 8	メートル
右327	点	X座標	+	1 5 4 8 5 5 . 7 5 6	メートル
		Y座標	+	1 1 1 6 4 . 7 4 9	メートル
右326	点	X座標	+	1 5 4 8 5 8 . 6 3 2	メートル
		Y座標	+	1 1 1 8 7 . 8 6 5	メートル
右325	点	X座標	+	1 5 4 8 6 1 . 0 4 5	メートル
		Y座標	+	1 1 2 1 2 . 4 4 6	メートル
左396	点	X座標	+	1 5 5 5 0 2 . 0 7 5	メートル
		Y座標	+	9 2 4 1 . 2 1 3	メートル
左397	点	X座標	+	1 5 5 4 9 7 . 3 5 7	メートル
		Y座標	+	9 2 1 2 . 5 9 7	メートル
左398	点	X座標	+	1 5 5 5 1 5 . 9 5 8	メートル
		Y座標	+	9 2 0 1 . 7 3 4	メートル
左399	点	X座標	+	1 5 5 5 2 6 . 4 2 6	メートル
		Y座標	+	9 1 8 1 . 0 6 5	メートル
左400	点	X座標	+	1 5 5 5 1 8 . 8 7 3	メートル
		Y座標	+	9 1 5 2 . 6 2 0	メートル
左401	点	X座標	+	1 5 5 5 2 2 . 0 5 8	メートル
		Y座標	+	9 1 2 5 . 9 8 8	メートル
左402	点	X座標	+	1 5 5 5 1 1 . 7 6 2	メートル
		Y座標	+	9 1 0 4 . 7 9 4	メートル
左403	点	X座標	+	1 5 5 5 0 8 . 4 4 0	メートル
		Y座標	+	9 0 9 1 . 6 3 7	メートル
左404	点	X座標	+	1 5 5 5 0 8 . 4 1 6	メートル
		Y座標	+	9 0 8 0 . 2 2 0	メートル
左405	点	X座標	+	1 5 5 5 1 4 . 5 3 1	メートル
		Y座標	+	9 0 6 1 . 7 1 0	メートル



左406	点	X座標	+ 1 5 5 5 2 5 . 0 8 6	メートル
		Y座標	+ 9 0 3 1 . 4 7 7	メートル
左407	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 1 . 0 7 6	メートル
		Y座標	+ 9 0 0 6 . 8 2 6	メートル
左408	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 6 . 0 7 2	メートル
		Y座標	+ 8 9 8 4 . 9 1 6	メートル
左409	点	X座標	+ 1 5 5 5 5 3 . 4 8 2	メートル
		Y座標	+ 8 9 6 0 . 4 3 1	メートル
左410	点	X座標	+ 1 5 5 5 8 1 . 2 5 5	メートル
		Y座標	+ 8 9 4 5 . 5 0 4	メートル
左411	点	X座標	+ 1 5 5 5 7 1 . 5 3 3	メートル
		Y座標	+ 8 9 4 4 . 6 8 9	メートル
左412	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 7 . 9 7 8	メートル
		Y座標	+ 8 9 4 9 . 8 7 1	メートル
左413	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 6 . 1 4 4	メートル
		Y座標	+ 8 9 4 5 . 1 3 0	メートル
左414	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 1 . 5 5 9	メートル
		Y座標	+ 8 9 4 0 . 9 7 0	メートル
左415	点	X座標	+ 1 5 5 5 2 6 . 9 2 4	メートル
		Y座標	+ 8 9 3 4 . 4 0 4	メートル
左416	点	X座標	+ 1 5 5 5 2 5 . 2 5 8	メートル
		Y座標	+ 8 9 2 6 . 7 6 6	メートル
左417	点	X座標	+ 1 5 5 5 1 6 . 8 7 0	メートル
		Y座標	+ 8 9 2 4 . 1 8 7	メートル
左418	点	X座標	+ 1 5 5 5 1 9 . 4 2 1	メートル
		Y座標	+ 8 9 0 2 . 0 0 1	メートル
左419	点	X座標	+ 1 5 5 5 2 7 . 0 7 2	メートル
		Y座標	+ 8 9 0 2 . 3 2 1	メートル
左420	点	X座標	+ 1 5 5 5 2 8 . 9 4 5	メートル
		Y座標	+ 8 8 7 0 . 3 1 0	メートル
左421	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 7 . 2 8 9	メートル
		Y座標	+ 8 8 3 0 . 0 1 1	メートル

左422	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 3 . 1 9 8	メートル
		Y座標	+ 8 8 0 7 . 5 1 4	メートル
左423	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 8 . 9 2 5	メートル
		Y座標	+ 8 7 9 1 . 5 3 6	メートル
左424	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 8 . 5 9 0	メートル
		Y座標	+ 8 7 7 6 . 0 0 0	メートル
左425	点	X座標	+ 1 5 5 5 6 7 . 6 1 0	メートル
		Y座標	+ 8 7 3 7 . 9 9 6	メートル
左426	点	X座標	+ 1 5 5 5 7 7 . 5 2 5	メートル
		Y座標	+ 8 7 1 4 . 3 8 9	メートル
左427	点	X座標	+ 1 5 5 5 9 4 . 5 0 8	メートル
		Y座標	+ 8 7 0 0 . 8 8 4	メートル
左428	点	X座標	+ 1 5 5 6 1 5 . 8 4 9	メートル
		Y座標	+ 8 6 9 6 . 3 4 0	メートル
左429	点	X座標	+ 1 5 5 6 3 2 . 2 6 9	メートル
		Y座標	+ 8 6 9 7 . 9 6 1	メートル
左430	点	X座標	+ 1 5 5 6 4 4 . 0 0 5	メートル
		Y座標	+ 8 6 9 9 . 5 7 7	メートル
左431	点	X座標	+ 1 5 5 6 5 9 . 8 5 8	メートル
		Y座標	+ 8 7 1 0 . 8 4 2	メートル
左432	点	X座標	+ 1 5 5 6 6 9 . 3 5 4	メートル
		Y座標	+ 8 7 2 6 . 6 3 9	メートル
左433	点	X座標	+ 1 5 5 6 8 1 . 9 2 3	メートル
		Y座標	+ 8 7 2 6 . 3 3 3	メートル
左434	点	X座標	+ 1 5 5 6 9 0 . 7 0 8	メートル
		Y座標	+ 8 7 0 9 . 9 7 4	メートル
左435	点	X座標	+ 1 5 5 7 1 9 . 9 6 3	メートル
		Y座標	+ 8 6 9 2 . 4 8 5	メートル
左436	点	X座標	+ 1 5 5 7 4 9 . 4 5 1	メートル
		Y座標	+ 8 6 9 1 . 7 7 5	メートル
左437	点	X座標	+ 1 5 5 7 8 0 . 7 3 7	メートル
		Y座標	+ 8 6 9 8 . 3 9 1	メートル

左438	点	X座標	+ 1 5 5 8 0 8 . 9 2 1メートル
		Y座標	+ 8 7 0 7 . 9 3 4メートル
左439	点	X座標	+ 1 5 5 8 2 7 . 5 8 8メートル
		Y座標	+ 8 7 1 5 . 3 2 8メートル
左440	点	X座標	+ 1 5 5 8 6 4 . 8 4 2メートル
		Y座標	+ 8 7 3 4 . 0 4 4メートル
左441	点	X座標	+ 1 5 5 8 8 8 . 5 6 1メートル
		Y座標	+ 8 7 4 8 . 7 3 2メートル
左442	点	X座標	+ 1 5 5 9 0 6 . 8 2 6メートル
		Y座標	+ 8 7 4 3 . 9 0 6メートル
左443	点	X座標	+ 1 5 5 9 1 2 . 9 2 5メートル
		Y座標	+ 8 7 2 6 . 6 2 7メートル
左444	点	X座標	+ 1 5 5 9 0 4 . 7 2 0メートル
		Y座標	+ 8 6 8 7 . 4 7 7メートル
左445	点	X座標	+ 1 5 5 9 1 7 . 5 7 1メートル
		Y座標	+ 8 6 5 1 . 6 1 6メートル
左446	点	X座標	+ 1 5 5 9 2 6 . 6 5 5メートル
		Y座標	+ 8 6 2 1 . 9 3 0メートル
左447	点	X座標	+ 1 5 5 9 2 1 . 8 0 0メートル
		Y座標	+ 8 6 0 8 . 1 9 1メートル
左448	点	X座標	+ 1 5 5 9 3 2 . 3 4 5メートル
		Y座標	+ 8 5 9 6 . 1 7 4メートル
左449	点	X座標	+ 1 5 5 9 3 5 . 2 2 5メートル
		Y座標	+ 8 5 8 0 . 5 9 1メートル
左450	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 0 . 5 5 1メートル
		Y座標	+ 8 5 6 0 . 4 6 3メートル
S14	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 3 . 5 2 6メートル
		Y座標	+ 8 5 5 0 . 9 0 0メートル
S13	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 5 . 7 9 9メートル
		Y座標	+ 8 5 5 6 . 0 5 1メートル
N241	点	X座標	+ 1 5 5 9 5 0 . 2 0 8メートル
		Y座標	+ 8 5 4 4 . 0 2 9メートル

N 2 4 0	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 9 . 6 2 0	メートル
		Y座標	+ 8 5 3 2 . 2 4 8	メートル
N 2 3 9	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 4 . 1 9 1	メートル
		Y座標	+ 8 4 9 9 . 4 5 1	メートル
N 2 3 8	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 1 . 5 3 3	メートル
		Y座標	+ 8 4 9 0 . 5 6 6	メートル
N 2 3 7	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 0 . 0 6 3	メートル
		Y座標	+ 8 4 8 5 . 3 7 6	メートル
N 2 3 6	点	X座標	+ 1 5 5 9 3 6 . 6 3 3	メートル
		Y座標	+ 8 4 7 7 . 7 0 6	メートル
N 2 3 5	点	X座標	+ 1 5 5 9 3 3 . 0 7 3	メートル
		Y座標	+ 8 4 7 5 . 7 7 6	メートル
N 2 3 4	点	X座標	+ 1 5 5 9 2 6 . 2 6 3	メートル
		Y座標	+ 8 4 7 4 . 8 9 6	メートル
左 4 5 4	点	X座標	+ 1 5 5 9 1 7 . 9 5 5	メートル
		Y座標	+ 8 4 7 8 . 5 7 0	メートル
左 4 5 5	点	X座標	+ 1 5 5 8 9 7 . 6 4 8	メートル
		Y座標	+ 8 4 8 8 . 8 1 3	メートル
左 4 5 6	点	X座標	+ 1 5 5 8 5 4 . 4 1 8	メートル
		Y座標	+ 8 4 9 8 . 6 9 8	メートル
左 4 5 7	点	X座標	+ 1 5 5 8 2 8 . 3 4 2	メートル
		Y座標	+ 8 4 9 9 . 7 7 5	メートル
左 4 5 8	点	X座標	+ 1 5 5 8 1 1 . 8 2 8	メートル
		Y座標	+ 8 4 9 0 . 9 3 8	メートル
左 4 5 9	点	X座標	+ 1 5 5 7 8 9 . 9 8 3	メートル
		Y座標	+ 8 4 6 2 . 2 0 6	メートル
左 4 6 0	点	X座標	+ 1 5 5 7 9 4 . 5 8 0	メートル
		Y座標	+ 8 4 3 6 . 9 5 2	メートル
左 4 6 1	点	X座標	+ 1 5 5 8 0 4 . 6 2 9	メートル
		Y座標	+ 8 4 1 2 . 3 0 9	メートル
左 4 6 2	点	X座標	+ 1 5 5 8 0 4 . 0 5 5	メートル
		Y座標	+ 8 3 9 6 . 9 5 0	メートル

左463	点	X座標	+ 1 5 5 8 1 9 . 1 4 9	メートル
		Y座標	+ 8 3 8 1 . 8 4 2	メートル
左464	点	X座標	+ 1 5 5 8 2 5 . 6 6 5	メートル
		Y座標	+ 8 3 6 5 . 2 6 7	メートル
右489	点	X座標	+ 1 5 5 8 4 0 . 3 6 1	メートル
		Y座標	+ 8 3 7 3 . 4 4 6	メートル
右488	点	X座標	+ 1 5 5 8 3 3 . 2 5 1	メートル
		Y座標	+ 8 3 9 0 . 4 9 0	メートル
右487	点	X座標	+ 1 5 5 8 2 1 . 4 4 7	メートル
		Y座標	+ 8 4 0 7 . 0 7 3	メートル
右486	点	X座標	+ 1 5 5 8 1 1 . 4 8 0	メートル
		Y座標	+ 8 4 2 7 . 2 0 0	メートル
右485	点	X座標	+ 1 5 5 8 0 4 . 2 8 4	メートル
		Y座標	+ 8 4 4 6 . 3 7 5	メートル
右484	点	X座標	+ 1 5 5 8 0 8 . 0 9 3	メートル
		Y座標	+ 8 4 6 6 . 2 9 5	メートル
右483	点	X座標	+ 1 5 5 8 2 1 . 3 2 8	メートル
		Y座標	+ 8 4 8 0 . 1 2 6	メートル
右482	点	X座標	+ 1 5 5 8 3 4 . 6 8 2	メートル
		Y座標	+ 8 4 8 7 . 9 5 7	メートル
右481	点	X座標	+ 1 5 5 8 6 6 . 9 4 4	メートル
		Y座標	+ 8 4 8 2 . 7 0 5	メートル
右480	点	X座標	+ 1 5 5 8 9 2 . 8 0 0	メートル
		Y座標	+ 8 4 7 6 . 7 9 2	メートル
右479	点	X座標	+ 1 5 5 9 1 3 . 1 3 0	メートル
		Y座標	+ 8 4 6 1 . 8 7 3	メートル
右478	点	X座標	+ 1 5 5 9 2 7 . 6 8 0	メートル
		Y座標	+ 8 4 5 8 . 0 9 6	メートル
右477	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 5 . 9 5 7	メートル
		Y座標	+ 8 4 6 6 . 5 6 2	メートル
右476	点	X座標	+ 1 5 5 9 5 2 . 7 5 9	メートル
		Y座標	+ 8 4 8 0 . 7 9 8	メートル

右475	点	X座標	+ 1 5 5 9 6 0 . 3 5 1	メートル
		Y座標	+ 8 5 0 9 . 9 7 0	メートル
右474	点	X座標	+ 1 5 5 9 6 5 . 9 7 8	メートル
		Y座標	+ 8 5 3 6 . 0 8 1	メートル
右473	点	X座標	+ 1 5 5 9 5 5 . 8 4 9	メートル
		Y座標	+ 8 5 6 5 . 9 5 2	メートル
右472	点	X座標	+ 1 5 5 9 5 1 . 0 6 2	メートル
		Y座標	+ 8 5 9 4 . 6 5 3	メートル
右471	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 3 . 5 9 9	メートル
		Y座標	+ 8 6 2 7 . 5 5 3	メートル
右470	点	X座標	+ 1 5 5 9 2 8 . 9 7 0	メートル
		Y座標	+ 8 6 6 2 . 7 6 3	メートル
右469	点	X座標	+ 1 5 5 9 2 0 . 7 6 2	メートル
		Y座標	+ 8 6 8 4 . 4 5 8	メートル
右468	点	X座標	+ 1 5 5 9 2 1 . 9 7 7	メートル
		Y座標	+ 8 7 0 4 . 2 7 7	メートル
右467	点	X座標	+ 1 5 5 9 2 6 . 8 5 9	メートル
		Y座標	+ 8 7 2 6 . 4 0 1	メートル
右466	点	X座標	+ 1 5 5 9 1 8 . 7 7 7	メートル
		Y座標	+ 8 7 4 8 . 2 3 8	メートル
右465	点	X座標	+ 1 5 5 9 0 3 . 5 0 3	メートル
		Y座標	+ 8 7 6 3 . 6 7 6	メートル
右464	点	X座標	+ 1 5 5 8 8 5 . 1 1 7	メートル
		Y座標	+ 8 7 6 2 . 5 2 5	メートル
右463	点	X座標	+ 1 5 5 8 6 4 . 7 9 1	メートル
		Y座標	+ 8 7 5 3 . 3 1 7	メートル
右462	点	X座標	+ 1 5 5 8 5 0 . 5 8 8	メートル
		Y座標	+ 8 7 4 2 . 7 6 9	メートル
右461	点	X座標	+ 1 5 5 8 1 7 . 2 0 7	メートル
		Y座標	+ 8 7 2 8 . 6 9 4	メートル
右460	点	X座標	+ 1 5 5 7 8 2 . 8 7 4	メートル
		Y座標	+ 8 7 1 3 . 3 8 5	メートル

右459	点	X座標	+ 1 5 5 7 4 7 . 5 2 1	メートル
		Y座標	+ 8 7 0 5 . 0 6 4	メートル
右458	点	X座標	+ 1 5 5 7 3 2 . 8 4 6	メートル
		Y座標	+ 8 7 0 6 . 4 3 9	メートル
右457	点	X座標	+ 1 5 5 7 1 8 . 1 3 0	メートル
		Y座標	+ 8 7 1 3 . 2 2 1	メートル
右456	点	X座標	+ 1 5 5 7 0 8 . 2 0 4	メートル
		Y座標	+ 8 7 2 0 . 0 2 6	メートル
右455	点	X座標	+ 1 5 5 7 0 3 . 5 8 8	メートル
		Y座標	+ 8 7 3 2 . 9 6 5	メートル
右454	点	X座標	+ 1 5 5 6 9 6 . 6 0 5	メートル
		Y座標	+ 8 7 4 6 . 5 7 9	メートル
右453	点	X座標	+ 1 5 5 6 8 5 . 3 7 4	メートル
		Y座標	+ 8 7 5 2 . 3 7 7	メートル
N37	点	X座標	+ 1 5 5 6 7 7 . 5 8 8	メートル
		Y座標	+ 8 7 4 6 . 0 6 4	メートル
N36	点	X座標	+ 1 5 5 6 6 5 . 8 4 2	メートル
		Y座標	+ 8 7 4 5 . 9 0 6	メートル
N35	点	X座標	+ 1 5 5 6 6 0 . 6 0 2	メートル
		Y座標	+ 8 7 4 1 . 1 4 6	メートル
N34	点	X座標	+ 1 5 5 6 5 5 . 9 5 2	メートル
		Y座標	+ 8 7 3 4 . 0 1 6	メートル
N33	点	X座標	+ 1 5 5 6 5 4 . 1 8 6	メートル
		Y座標	+ 8 7 2 4 . 0 2 3	メートル
N32	点	X座標	+ 1 5 5 6 4 5 . 9 4 7	メートル
		Y座標	+ 8 7 1 4 . 7 2 3	メートル
N31	点	X座標	+ 1 5 5 6 2 4 . 9 9 4	メートル
		Y座標	+ 8 7 0 5 . 9 2 2	メートル
N30	点	X座標	+ 1 5 5 6 0 2 . 8 2 9	メートル
		Y座標	+ 8 7 0 7 . 3 8 8	メートル
N29	点	X座標	+ 1 5 5 5 9 0 . 5 9 9	メートル
		Y座標	+ 8 7 1 5 . 3 4 7	メートル

N 2 8	点	X座標	+ 1 5 5 5 8 0 . 3 7 4	メートル
		Y座標	+ 8 7 2 8 . 2 4 5	メートル
N 2 7	点	X座標	+ 1 5 5 5 7 1 . 5 6 2	メートル
		Y座標	+ 8 7 4 9 . 0 2 6	メートル
N 2 6	点	X座標	+ 1 5 5 5 6 1 . 4 1 0	メートル
		Y座標	+ 8 7 6 9 . 4 1 6	メートル
N 2 5	点	X座標	+ 1 5 5 5 5 6 . 9 3 8	メートル
		Y座標	+ 8 7 8 4 . 3 4 4	メートル
N 2 4	点	X座標	+ 1 5 5 5 5 7 . 9 0 1	メートル
		Y座標	+ 8 7 9 2 . 5 4 1	メートル
N 2 3	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 5 . 0 3 1	メートル
		Y座標	+ 8 8 4 2 . 1 7 4	メートル
右 4 4 2	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 6 . 4 7 3	メートル
		Y座標	+ 8 8 5 7 . 0 2 0	メートル
右 4 4 1	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 4 . 9 0 5	メートル
		Y座標	+ 8 8 7 6 . 9 7 2	メートル
右 4 4 0	点	X座標	+ 1 5 5 5 5 1 . 2 8 0	メートル
		Y座標	+ 8 8 9 4 . 4 4 0	メートル
右 4 3 9	点	X座標	+ 1 5 5 5 5 0 . 6 4 6	メートル
		Y座標	+ 8 9 0 9 . 2 0 3	メートル
右 4 3 8	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 6 . 3 2 3	メートル
		Y座標	+ 8 9 2 7 . 4 0 7	メートル
右 4 3 7	点	X座標	+ 1 5 5 5 6 6 . 9 7 9	メートル
		Y座標	+ 8 9 2 2 . 7 4 9	メートル
右 4 3 6	点	X座標	+ 1 5 5 5 8 2 . 2 7 9	メートル
		Y座標	+ 8 9 2 1 . 7 3 8	メートル
右 4 3 5	点	X座標	+ 1 5 5 5 9 5 . 8 3 1	メートル
		Y座標	+ 8 9 2 3 . 9 5 4	メートル
右 4 3 4	点	X座標	+ 1 5 5 6 0 6 . 4 9 6	メートル
		Y座標	+ 8 9 4 6 . 5 5 1	メートル
右 4 3 3	点	X座標	+ 1 5 5 6 0 0 . 7 0 0	メートル
		Y座標	+ 8 9 7 1 . 2 8 6	メートル



右432	点	X座標	+ 1 5 5 5 8 0 . 7 1 0	メートル
		Y座標	+ 8 9 7 8 . 5 9 1	メートル
右431	点	X座標	+ 1 5 5 5 6 5 . 2 5 5	メートル
		Y座標	+ 8 9 8 9 . 9 0 3	メートル
右430	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 9 . 5 2 7	メートル
		Y座標	+ 9 0 1 0 . 7 1 9	メートル
右429	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 7 . 4 8 9	メートル
		Y座標	+ 9 0 5 2 . 0 2 3	メートル
右428	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 0 . 1 3 9	メートル
		Y座標	+ 9 0 8 6 . 7 2 9	メートル
右427	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 4 . 5 5 9	メートル
		Y座標	+ 9 0 9 9 . 4 7 0	メートル
右426	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 4 . 0 1 8	メートル
		Y座標	+ 9 1 2 7 . 5 0 0	メートル
右425	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 4 . 2 9 9	メートル
		Y座標	+ 9 1 4 9 . 2 7 0	メートル
右424	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 1 . 1 1 4	メートル
		Y座標	+ 9 1 7 4 . 8 6 7	メートル
右423	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 3 . 9 2 5	メートル
		Y座標	+ 9 1 9 2 . 6 1 2	メートル
右422	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 8 . 9 4 7	メートル
		Y座標	+ 9 2 0 6 . 3 4 1	メートル
右421	点	X座標	+ 1 5 5 5 3 9 . 8 1 0	メートル
		Y座標	+ 9 2 1 5 . 3 9 8	メートル
右420	点	X座標	+ 1 5 5 5 2 3 . 6 2 7	メートル
		Y座標	+ 9 2 1 8 . 9 8 9	メートル
右419	点	X座標	+ 1 5 5 5 1 8 . 4 2 9	メートル
		Y座標	+ 9 2 2 7 . 5 6 1	メートル
右442	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 6 . 4 7 3	メートル
		Y座標	+ 8 8 5 7 . 0 2 0	メートル
N23	点	X座標	+ 1 5 5 5 4 5 . 0 3 1	メートル

		Y座標	+	8 8 4 2 . 1 7 4	メートル
N 2 4	点	X座標	+	1 5 5 5 5 7 . 9 0 1	メートル
		Y座標	+	8 7 9 2 . 5 4 1	メートル
N 2 5	点	X座標	+	1 5 5 5 5 6 . 9 3 8	メートル
		Y座標	+	8 7 8 4 . 3 4 4	メートル
N 2 6	点	X座標	+	1 5 5 5 6 1 . 4 1 0	メートル
		Y座標	+	8 7 6 9 . 4 1 6	メートル
N 2 7	点	X座標	+	1 5 5 5 7 1 . 5 6 2	メートル
		Y座標	+	8 7 4 9 . 0 2 6	メートル
N 2 8	点	X座標	+	1 5 5 5 8 0 . 3 7 4	メートル
		Y座標	+	8 7 2 8 . 2 4 5	メートル
N 2 9	点	X座標	+	1 5 5 5 9 0 . 5 9 9	メートル
		Y座標	+	8 7 1 5 . 3 4 7	メートル
N 3 0	点	X座標	+	1 5 5 6 0 2 . 8 2 9	メートル
		Y座標	+	8 7 0 7 . 3 8 8	メートル
N 3 1	点	X座標	+	1 5 5 6 2 4 . 9 9 4	メートル
		Y座標	+	8 7 0 5 . 9 2 2	メートル
N 3 2	点	X座標	+	1 5 5 6 4 5 . 9 4 7	メートル
		Y座標	+	8 7 1 4 . 7 2 3	メートル
N 3 3	点	X座標	+	1 5 5 6 5 4 . 1 8 6	メートル
		Y座標	+	8 7 2 4 . 0 2 3	メートル
N 3 4	点	X座標	+	1 5 5 6 5 5 . 9 5 2	メートル
		Y座標	+	8 7 3 4 . 0 1 6	メートル
N 3 5	点	X座標	+	1 5 5 6 6 0 . 6 0 2	メートル
		Y座標	+	8 7 4 1 . 1 4 6	メートル
N 3 6	点	X座標	+	1 5 5 6 6 5 . 8 4 2	メートル
		Y座標	+	8 7 4 5 . 9 0 6	メートル
N 3 7	点	X座標	+	1 5 5 6 7 7 . 5 8 8	メートル
		Y座標	+	8 7 4 6 . 0 6 4	メートル
右 4 5 3	点	X座標	+	1 5 5 6 8 5 . 3 7 4	メートル
		Y座標	+	8 7 5 2 . 3 7 7	メートル
右 4 5 2	点	X座標	+	1 5 5 6 6 5 . 8 8 5	メートル

		Y座標	+	8 7 4 7 . 1 9 9	メートル
右451	点	X座標	+	1 5 5 6 5 4 . 0 9 1	メートル
		Y座標	+	8 7 4 4 . 6 1 6	メートル
右450	点	X座標	+	1 5 5 6 4 3 . 1 4 5	メートル
		Y座標	+	8 7 2 9 . 5 4 4	メートル
右449	点	X座標	+	1 5 5 6 2 8 . 4 2 1	メートル
		Y座標	+	8 7 1 2 . 7 0 9	メートル
右448	点	X座標	+	1 5 5 6 0 8 . 9 0 8	メートル
		Y座標	+	8 7 1 5 . 2 4 8	メートル
右447	点	X座標	+	1 5 5 5 9 5 . 9 7 3	メートル
		Y座標	+	8 7 3 9 . 0 3 9	メートル
右446	点	X座標	+	1 5 5 5 8 5 . 8 4 7	メートル
		Y座標	+	8 7 6 1 . 6 0 6	メートル
右445	点	X座標	+	1 5 5 5 7 4 . 4 3 4	メートル
		Y座標	+	8 7 7 7 . 7 9 9	メートル
右444	点	X座標	+	1 5 5 5 6 7 . 5 3 1	メートル
		Y座標	+	8 8 1 1 . 5 0 3	メートル
右443	点	X座標	+	1 5 5 5 5 7 . 2 9 3	メートル
		Y座標	+	8 8 4 0 . 7 5 4	メートル
S13	点	X座標	+	1 5 5 9 4 5 . 7 9 9	メートル
		Y座標	+	8 5 5 6 . 0 5 1	メートル
S14	点	X座標	+	1 5 5 9 4 3 . 5 2 6	メートル
		Y座標	+	8 5 5 0 . 9 0 0	メートル
左451	点	X座標	+	1 5 5 9 4 7 . 2 3 8	メートル
		Y座標	+	8 5 3 8 . 9 6 8	メートル
左452	点	X座標	+	1 5 5 9 4 4 . 1 8 0	メートル
		Y座標	+	8 5 2 4 . 8 4 9	メートル
左453	点	X座標	+	1 5 5 9 4 1 . 0 4 5	メートル
		Y座標	+	8 5 0 4 . 8 9 0	メートル
左454	点	X座標	+	1 5 5 9 1 7 . 9 5 5	メートル
		Y座標	+	8 4 7 8 . 5 7 0	メートル

N 2 3 4	点	X座標	+ 1 5 5 9 2 6 . 2 6 3メートル
		Y座標	+ 8 4 7 4 . 8 9 6メートル
N 2 3 5	点	X座標	+ 1 5 5 9 3 3 . 0 7 3メートル
		Y座標	+ 8 4 7 5 . 7 7 6メートル
N 2 3 6	点	X座標	+ 1 5 5 9 3 6 . 6 3 3メートル
		Y座標	+ 8 4 7 7 . 7 0 6メートル
N 2 3 7	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 0 . 0 6 3メートル
		Y座標	+ 8 4 8 5 . 3 7 6メートル
N 2 3 8	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 1 . 5 3 3メートル
		Y座標	+ 8 4 9 0 . 5 6 6メートル
N 2 3 9	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 4 . 1 9 1メートル
		Y座標	+ 8 4 9 9 . 4 5 1メートル
N 2 4 0	点	X座標	+ 1 5 5 9 4 9 . 6 2 0メートル
		Y座標	+ 8 5 3 2 . 2 4 8メートル
N 2 4 1	点	X座標	+ 1 5 5 9 5 0 . 2 0 8メートル
		Y座標	+ 8 5 4 4 . 0 2 9メートル

( 大畑町古佐井山国有林 )

左 4 6 4	点	X座標	+ 1 5 5 8 2 5 . 6 6 5メートル
		Y座標	+ 8 3 6 5 . 2 6 7メートル
左 4 6 5	点	X座標	+ 1 5 5 8 3 3 . 3 8 5メートル
		Y座標	+ 8 3 5 9 . 0 2 9メートル
左 4 6 6	点	X座標	+ 1 5 5 8 4 7 . 5 0 4メートル
		Y座標	+ 8 3 3 4 . 7 9 0メートル
左 4 6 7	点	X座標	+ 1 5 5 8 3 6 . 8 1 4メートル
		Y座標	+ 8 3 1 5 . 7 8 6メートル
左 4 6 8	点	X座標	+ 1 5 5 7 9 8 . 7 3 6メートル
		Y座標	+ 8 3 0 8 . 3 3 7メートル
左 4 6 9	点	X座標	+ 1 5 5 7 6 6 . 8 7 1メートル
		Y座標	+ 8 2 9 6 . 1 1 1メートル
左 4 7 0	点	X座標	+ 1 5 5 7 6 1 . 5 6 3メートル
		Y座標	+ 8 2 8 3 . 6 0 7メートル

左471	点	X座標	+ 1 5 5 7 6 0 . 3 2 4メートル
		Y座標	+ 8 2 7 8 . 6 8 9メートル
K 1	点	X座標	+ 1 5 5 7 6 9 . 7 3 6メートル
		Y座標	+ 8 2 8 0 . 0 3 1メートル
右495	点	X座標	+ 1 5 5 7 7 0 . 9 8 9メートル
		Y座標	+ 8 2 8 0 . 2 1 0メートル
右494	点	X座標	+ 1 5 5 7 7 9 . 2 0 9メートル
		Y座標	+ 8 2 8 7 . 4 6 8メートル
右493	点	X座標	+ 1 5 5 8 1 6 . 7 1 0メートル
		Y座標	+ 8 2 9 8 . 6 0 0メートル
右492	点	X座標	+ 1 5 5 8 4 7 . 9 6 0メートル
		Y座標	+ 8 3 0 6 . 1 1 3メートル
右491	点	X座標	+ 1 5 5 8 6 4 . 4 3 5メートル
		Y座標	+ 8 3 2 9 . 3 5 5メートル
右490	点	X座標	+ 1 5 5 8 5 4 . 4 1 3メートル
		Y座標	+ 8 3 4 8 . 9 0 2メートル
右489	点	X座標	+ 1 5 5 8 4 0 . 3 6 1メートル
		Y座標	+ 8 3 7 3 . 4 4 6メートル

議案第48号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

しば た みね お  
柴 田 峯 生

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第49号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

こ ばやし よし つく  
小 林 義 顯

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第50号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

たち ばな じゅん いち  
立 花 順 一

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第 5 1 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

よ つ や す え ぞ う  
四ツ谷 末 藏

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 1 4 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 5 2 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むら ぐち とし みつ  
村 口 利 光

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 1 4 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第53号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

すぎ やま じゅう いち  
杉 山 重 一

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第54号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

かしわ や ひとし  
柏 谷 均

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 5 5 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

はやし 林      ただ 忠      ひさ 久

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 1 4 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第56号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

さい とう え さ お  
齊 藤 榮佐男

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第57号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

さか もと しょう いち  
坂 本 正 一

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第58号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

はた なか みつ まさ  
畑 中 光 政

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第59号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

たち ばな ゆき お  
立 花 幸 雄

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第60号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

かも だ てる お  
鴨 田 輝 雄

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 6 1 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

み と りゅう じ  
水 戸 隆 璽

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 1 4 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 6 2 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

しま かげ ひで こ  
嶋 影 秀 子

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 1 4 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 6 3 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

なか しま ひさ き  
中 嶋 寿 樹

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 1 4 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 6 4 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

く どう てる お  
工 藤 輝 雄

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 1 4 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 6 5 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

えび な しゅう いち  
蛭 名 修 一

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 1 4 日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第 66 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

しん どう まこと  
新 堂 真

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 14 日をもって満了することに伴い、提案するものである。



報告第4号

令和元年度むつ市一般会計継続費繰越計算書

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和元年度むつ市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

令和元年度むつ市一般

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費予算現額		
				予 計 上 算 額	前 年 度 繰 越 額	計
8 土木費	6 住宅費	(仮称)田名部ま ちなか団地整備事 業	円 27,692,000	円 17,345,000	円	円 17,345,000
10 教育費	5 保健体育費	むつ市総合アリー ナ整備事業	4,880,649,000	876,930,000	3,375,363,000	4,252,293,000
計			4,908,341,000	894,275,000	3,375,363,000	4,269,638,000

令和2年6月10日提出

会計継続費繰越計算書

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度逡次 繰越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰越 金	特 定 財 源		
				国 支 出	県 金	地 方 債
円 14,264,250	円 3,080,750	円 3,080,750	円 80,750	円	円 3,000,000	円
3,184,411,000	1,067,882,000	1,067,882,000	52,082,000	26,800,000	989,000,000	
3,198,675,250	1,070,962,750	1,070,962,750	52,162,750	26,800,000	992,000,000	

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

報告第5号

令和元年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

令和元年度むつ市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
3 民生費	2 老人福祉費	地域密着型サービス等提供施設整備費補助金	円 39,200,000	円 39,200,000
	3 児童福祉費	むつ市民間保育所施設整備費補助金	110,117,000	110,116,800
6 農林水産業費	3 林業費	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	12,379,000	12,339,000
		林道橋長寿命化対策事業	13,800,000	13,800,000
	4 水産業費	むつ地区水産物供給基盤機能保全事業	28,680,000	28,680,000
		むつ地区海岸堤防等老朽化対策事業	4,368,000	4,368,000
8 土木費	5 都市計画費	大湊地区居住誘導区域整備事業	80,000,000	80,000,000
計			288,544,000	288,503,800

令和2年6月10日提出

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	39,200,000			
	76,827,150	26,600,000		6,689,650
	12,339,000			
	12,000,000			1,800,000
	21,510,000	6,800,000		370,000
	2,184,000			2,184,000
	40,000,000	38,000,000		2,000,000
	204,060,150	71,400,000		13,043,650

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

報告第6号

令和元年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和元年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

令和元年度むつ市一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
8 土木費	5 都市計画費	横迎町中央2号線 整備事業	円 182,364,613	円 127,630,000	円 54,734,613	円
10 教育費	4 社会教育費	重要文化財旧大湊 水源地水道施設修 理事業	102,201,200	45,662,400	56,538,800	
計			284,565,813	173,292,400	111,273,413	

令和2年6月10日提出



事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国・県支出金	地 方 債	そ の 他		
円 54,734,613	円	円	円 51,900,000	円	円 2,834,613	本事業により移転することとなった地権者が、施工業者と構外再築・移転に係る調整に不測の日数を要し、工事着工が遅れたことにより、年度内移転が困難となったため
56,538,800		27,977,000	25,200,000		3,361,800	明治期建設当初の図面を基に修理実施設計を行っていたが、工事中に図面と異なる状況が判明したことにより、計画の見直しが生じ、事業完了が困難となったため
111,273,413		27,977,000	77,100,000		6,196,413	

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

報告第7号

令和元年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和元年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

令和元年度むつ市水道事業

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残 額
				予算計上額	前年度繰越 繰越額	計		
1	1	水道管路緊急改善事業	円 1,417,251,000	円 102,052,000	円 9,114,158	円 111,166,158	円 101,345,676	円 9,820,482
		水道施設整備事業	円 1,630,284,000	円 363,950,000	円 8,897,320	円 372,847,320	円 363,453,004	円 9,394,316
計			円 3,047,535,000	円 466,002,000	円 18,011,478	円 484,013,478	円 464,798,680	円 19,214,798

会計継続費繰越計算書

翌年度繰越 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限度 額
	企業債	国庫補助金	一般会計 負担金	当年度 損益勘 定金	
円  9,820,482	円	円	円	円  9,820,482	円  0
9,394,316				9,394,316	0
19,214,798				19,214,798	0

## 報告第8号

### 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における非課税の範囲に係る改正等をしたものである。

むつ市専決第4号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

## むつ市税条例等の一部を改正する条例

令和2年3月31日公布  
むつ市条例第11号

(むつ市税条例の一部改正)

第1条 むつ市税条例(昭和35年むつ市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第18条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第20条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第20条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第20条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第32条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第36条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次

の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第43条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第43条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第54条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第54条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第55条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第71条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定



する葉巻たばこを除く。 ) 」を加える。

第73条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。 ) 」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。 ) の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第75条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。 ) の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第75条第1項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第100条第6項中「第36条第6項」を「第36条第7項」に改める。

第124条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合( ) に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。 ) 」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。 ) 」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第3条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第5条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第7条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第9条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第9条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項を同条第6項とする。

附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第14条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第15条第2項から第4項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第18条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第19条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第23条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第24条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第25条を削る。

附則第25条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同条を附則第25条とする。

附則第25条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同条を附則第25条の2とする。

附則第27条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第28条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第29条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第30条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第31条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第32条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第34条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

第2条 むつ市税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及

び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第9条の2中「及び第4項」を削る。

第11条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第16条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第16条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第32条第10項から第12項まで」を「第32条第9項から第16項まで」に改める。

第16条第2項の表第1号才中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第32条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、

同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第33条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第35条第4項から第6項までを削る。

第71条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第2条の2第2項中「及び第4項」を削る。

（むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 むつ市税条例等の一部を改正する条例（平成31年むつ市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、むつ市税条例第12条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第15条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成

35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

#### 削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中むつ市税条例第71条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

第1条中むつ市税条例第12条第1項第2号、第18条の2及び第20条の

2 第 1 項ただし書の改正規定並びに同条例附則第 2 条の 2 及び第 3 条第 1 項の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定 令和 3 年 1 月 1 日

第 2 条中むつ市税条例第 7 1 条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 7 条の規定 令和 3 年 1 0 月 1 日

第 2 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 4 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日

第 1 条中むつ市税条例附則第 1 8 条第 1 項及び第 1 9 条第 3 項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 1 2 号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（延滞金に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後のむつ市税条例（以下「新条例」という。）附則第 2 条の 2 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 1 2 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）、第 1 8 条の 2 及び第 2 0 条の 2 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和 3 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 2 0 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号に規定する寡婦（旧法第 3 1 4 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第 2 9 2 条第 1 項第 1 2 号に規定する寡夫である第 1 1 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

4 新条例第 2 0 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第20条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第20条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第36条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第54条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方



税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）  
附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法  
附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する  
固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法  
附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税に  
ついては、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであ  
った葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであ  
った葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、  
令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市  
計画税については、なお従前の例による。

第9条 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された  
地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改  
正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する  
家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第10条 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律  
第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第34条の規定の適用  
については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第  
47項」とする。

（むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 むつ市税条例等の一部を改正する条例（平成27年むつ市条例第24  
号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30  
日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1  
日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令

和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第12条 むつ市税条例等の一部を改正する条例（平成29年むつ市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（むつ市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第13条 むつ市税条例の一部を改正する条例（平成29年むつ市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第14条 むつ市税条例等の一部を改正する条例（平成30年むつ市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条

第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

報告第9号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充をしたものである。

むつ市専決第5号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

## むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和2年3月31日公布  
むつ市条例第12号

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第10項及び第11項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第10項及び第11項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後のむつ市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 報告第10号

### 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

### 提案理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用期限を延長したものである。

むつ市専決第6号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎



むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を  
改正する条例

令和2年3月31日公布  
むつ市条例第13号

むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年  
むつ市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

報告第 1 1 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市専決第7号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

( 予算書別紙 )

## 報告第12号

### 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

### 提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得の第1号被保険者の介護保険料について、軽減措置の拡充をしたものである。

むつ市専決第 8 号

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 2 日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

## むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

令和2年4月2日公布  
むつ市条例第14号

むつ市介護保険条例（平成12年むつ市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度」に、「30,150円」を「24,120円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度」に、「30,150円」を「24,120円」に、「50,250円」を「40,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度」に、「30,150円」を「24,120円」に、「58,290円」を「56,280円」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

報告第13号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市専決第9号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月21日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

( 予算書別紙 )



## 報告第14号

### 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、庁舎内で感染者が発生した場合における庁舎内の消毒作業を実施する職員の特務手当の特例を定めたものである。

むつ市専決第10号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月7日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

## むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

令和2年5月7日公布

むつ市条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成6年むつ市条例第2号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の適用を受ける職員の特殊勤務手当の特例を定めるものとする。

(感染症等防疫作業手当の特例)

第2条 庁舎（市の事務又は事業の用に供する建物で、市長の管理に属するものをいう。）内において、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）が発生した場合であって、職員が消毒作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、特殊勤務手当条例第7条の規定は適用しない。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第15号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月10日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市専決第 1 1 号

専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 7 日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

( 予算書別紙 )

令和元年度

むつ市一般会計  
補正予算書

むつ市

## 令和元年度むつ市一般会計補正予算

令和元年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,002,093千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,075,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		238,585	△ 33,970	204,615
	1. 地方揮発油譲与税	59,000	△ 11,826	47,174
	2. 自動車重量譲与税	158,000	△ 22,144	135,856
3. 利子割交付金		9,500	△ 4,217	5,283
	1. 利子割交付金	9,500	△ 4,217	5,283
4. 配当割交付金		30,000	△ 17,590	12,410
	1. 配当割交付金	30,000	△ 17,590	12,410
5. 株式等譲渡所得割交付金		17,838	△ 10,977	6,861
	1. 株式等譲渡所得割交付金	17,838	△ 10,977	6,861
6. 地方消費税交付金		1,250,000	△ 215,504	1,034,496
	1. 地方消費税交付金	1,250,000	△ 215,504	1,034,496
7. 自動車取得税交付金		34,000	△ 6,060	27,940
	1. 自動車取得税交付金	34,000	△ 6,060	27,940
9. 地方特例交付金		105,500	△ 34,147	71,353
	1. 地方特例交付金	29,000	5,669	34,669
	2. 子ども・子育て支援臨時交付金	76,500	△ 39,816	36,684
10. 地方交付税		10,724,970	△ 29,314	10,695,656
	1. 地方交付税	10,724,970	△ 29,314	10,695,656
11. 交通安全対策特別交付金		4,480	△ 552	3,928
	1. 交通安全対策特別交付金	4,480	△ 552	3,928
14. 国庫支出金		6,748,090	△ 147,520	6,600,570
	1. 国庫負担金	4,183,959	6,666	4,190,625
	2. 国庫補助金	2,552,117	△ 154,186	2,397,931
15. 県支出金		2,912,333	△ 18,090	2,894,243
	1. 県負担金	1,346,412	13,572	1,359,984
	2. 県補助金	1,368,845	△ 31,662	1,337,183
17. 寄附金		192,000	△ 15,769	176,231
	1. 寄附金	192,000	△ 15,769	176,231
18. 繰入金		1,220,810	△ 95,687	1,125,123
	1. 基金繰入金	1,220,569	△ 95,687	1,124,882
19. 諸収入		2,464,639	8,613	2,473,252
	3. 貸付金元利収入	2,292,228	△ 6,947	2,285,281
	5. 雑収入	134,899	15,560	150,459
20. 市債		5,266,435	△ 374,400	4,892,035
	1. 市債	5,266,435	△ 374,400	4,892,035
22. 環境性能割交付金		12,804	△ 6,909	5,895
	1. 環境性能割交付金	12,804	△ 6,909	5,895
歳入合計		38,077,432	△ 1,002,093	37,075,339



## 2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		265,146	△ 8,500	256,646
	1. 議 会 費	265,146	△ 8,500	256,646
2. 総 務 費		5,566,090	△ 296,819	5,269,271
	1. 総 務 管 理 費	4,761,466	△ 286,319	4,475,147
	2. 徴 税 費	401,845	0	401,845
	4. 選 挙 費	202,341	△ 10,500	191,841
3. 民 生 費		10,110,742	△ 212,909	9,897,833
	1. 社 会 福 祉 費	2,568,561	△ 53,880	2,514,681
	2. 老 人 福 祉 費	1,266,725	△ 11,000	1,255,725
	3. 児 童 福 祉 費	3,611,461	△ 29,029	3,582,432
	4. 生 活 保 護 費	2,663,995	△ 119,000	2,544,995
4. 衛 生 費		4,209,865	△ 263,211	3,946,654
	1. 保 健 衛 生 費	2,164,427	△ 58,870	2,105,557
	2. 清 掃 費	2,045,438	△ 204,341	1,841,097
5. 労 働 費		20,580	△ 3,264	17,316
	1. 労 働 諸 費	20,580	△ 3,264	17,316
6. 農 林 水 産 業 費		724,641	△ 27,043	697,598
	1. 農 業 費	232,420	△ 14,029	218,391
	2. 畜 産 業 費	89,341	△ 12,212	77,129
	3. 林 業 費	78,333	9,562	87,895
	4. 水 産 業 費	324,547	△ 10,364	314,183
7. 商 工 費		659,673	△ 8,700	650,973
	1. 商 工 費	659,673	△ 8,700	650,973
8. 土 木 費		2,352,335	△ 85,915	2,266,420
	2. 道 路 橋 り よ う 費	800,329	△ 37,500	762,829
	3. 河 川 費	70,516	△ 5,500	65,016
	5. 都 市 計 画 費	1,063,596	△ 21,140	1,042,456
	6. 住 宅 費	145,664	△ 21,775	123,889
9. 消 防 費		2,272,303	△ 55,967	2,216,336
	1. 消 防 費	2,272,303	△ 55,967	2,216,336
10. 教 育 費		3,179,265	△ 40,265	3,139,000
	1. 教 育 総 務 費	549,766	△ 14,265	535,501
	2. 小 学 校 費	306,678	△ 3,500	303,178
	3. 中 学 校 費	348,766	△ 16,000	332,766
	4. 社 会 教 育 費	457,234	△ 1,000	456,234
	5. 保 健 体 育 費	1,516,821	△ 5,500	1,511,321
11. 公 債 費		4,979,172	△ 12,500	4,966,672
	1. 公 債 費	4,979,172	△ 12,500	4,966,672
12. 諸 支 出 金		3,712,620	13,000	3,725,620
	1. 公 営 企 業 費	3,712,620	13,000	3,725,620
歳 出 合 計		38,077,432	△ 1,002,093	37,075,339

第2表

## 地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
電気通信施設整備	千円 90,200	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 による借り入 れにおいては 当該見直し後 の利率)	借入先融資 条件による	千円 87,800	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
庁舎整備	238,400				231,400			
社会福祉施設整備	36,900				33,300			
保育所整備	36,900				25,000			
水産振興	5,700				5,400			
漁港整備	67,100				59,400			
漁港管理	6,500				5,400			
観光施設整備	8,900				5,200			
商工施設整備	10,100				8,600			
道路橋りょう整備	261,000				212,000			
河川整備	56,400				51,900			
公園施設整備	8,700				7,900			
街路整備	88,300				81,900			
コンパクトシティ推進	22,200				3,200			
公営住宅整備	106,000				68,300			
消防施設整備	433,100				423,000			
小学校整備	3,400				3,200			
中学校整備	63,000				55,900			
社会教育施設整備	17,700				15,800			
体育施設整備	915,700				908,500			
医療体制整備	70,000	62,800						
医療施設整備	15,700	15,100						
借 換	870,400	844,600						

(廃 止)

起債の目的	限度額	備 考
清掃施設整備	千円 151,500	入札不調に伴う事業計画の変更による 財源更正による
林業施設整備	6,200	

# 一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,851,280	0	5,851,280
2. 地 方 譲 与 税	238,585	△ 33,970	204,615
3. 利 子 割 交 付 金	9,500	△ 4,217	5,283
4. 配 当 割 交 付 金	30,000	△ 17,590	12,410
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	17,838	△ 10,977	6,861
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,250,000	△ 215,504	1,034,496
7. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	34,000	△ 6,060	27,940
8. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	85,467	0	85,467
9. 地 方 特 例 交 付 金	105,500	△ 34,147	71,353
10. 地 方 交 付 税	10,724,970	△ 29,314	10,695,656
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,480	△ 552	3,928
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	189,280	0	189,280
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	244,874	0	244,874
14. 国 庫 支 出 金	6,748,090	△ 147,520	6,600,570
15. 県 支 出 金	2,912,333	△ 18,090	2,894,243
16. 財 産 収 入	52,623	0	52,623
17. 寄 附 金	192,000	△ 15,769	176,231
18. 繰 入 金	1,220,810	△ 95,687	1,125,123
19. 諸 収 入	2,464,639	8,613	2,473,252
20. 市 債	5,266,435	△ 374,400	4,892,035
21. 繰 越 金	421,924	0	421,924
22. 環 境 性 能 割 交 付 金	12,804	△ 6,909	5,895
歳 入 合 計	38,077,432	△ 1,002,093	37,075,339

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	265,146	△ 8,500	256,646				△ 8,500
2. 総務費	5,566,090	△ 296,819	5,269,271	△ 112,207	△ 9,400	△ 79,305	△ 95,907
3. 民生費	10,110,742	△ 212,909	9,897,833	△ 61,767	△ 15,500	11,800	△ 147,442
4. 衛生費	4,209,865	△ 263,211	3,946,654	10,615	△ 151,500		△ 122,326
5. 労働費	20,580	△ 3,264	17,316	△ 2,448			△ 816
6. 農林水産業費	724,641	△ 27,043	697,598	△ 18,116	△ 15,300	△ 18,426	24,799
7. 商工費	659,673	△ 8,700	650,973	△ 2,160	△ 5,200	△ 8,276	6,936
8. 土木費	2,352,335	△ 85,915	2,266,420	23,725	△ 117,400	△ 7,241	15,001
9. 消防費	2,272,303	△ 55,967	2,216,336	△ 881	△ 10,100	8,744	△ 53,730
10. 教育費	3,179,265	△ 40,265	3,139,000	△ 2,371	△ 16,400	12,685	△ 34,179
11. 公債費	4,979,172	△ 12,500	4,966,672		△ 25,800	7,176	6,124
12. 諸支出金	3,712,620	13,000	3,725,620		△ 7,800		20,800
13. 予備費	25,000	0	25,000				
歳出合計	38,077,432	△ 1,002,093	37,075,339	△ 165,610	△ 374,400	△ 72,843	△ 389,240

歳入

第2款 地方譲与税

第1項 地方揮発油譲与税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油 譲与税	59,000	△ 11,826	47,174	1 地方揮発油 譲与税	△ 11,826	交付額決定により
計	59,000	△ 11,826	47,174			

第2款 地方譲与税

第2項 自動車重量譲与税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 自動車重量 譲与税	158,000	△ 22,144	135,856	1 自動車重量 譲与税	△ 22,144	交付額決定により
計	158,000	△ 22,144	135,856			

第3款 利子割交付金

第1項 利子割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子割交付 金	9,500	△ 4,217	5,283	1 利子割交付 金	△ 4,217	交付額決定により
計	9,500	△ 4,217	5,283			

第4款 配当割交付金

第1項 配当割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 配当割交付 金	30,000	△ 17,590	12,410	1 配当割交付 金	△ 17,590	交付額決定により
計	30,000	△ 17,590	12,410			

第5款 株式等譲渡所得割交付金  
第1項 株式等譲渡所得割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 株式等譲渡 所得割交付 金	17,838	△ 10,977	6,861	1 株式等譲渡 所得割交付 金	△ 10,977	交付額決定により
計	17,838	△ 10,977	6,861			

第6款 地方消費税交付金  
第1項 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方消費税 交付金	1,250,000	△ 215,504	1,034,496	1 地方消費税 交付金	△ 215,504	交付額決定により
計	1,250,000	△ 215,504	1,034,496			

第7款 自動車取得税交付金  
第1項 自動車取得税交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 自動車取得 税交付金	34,000	△ 6,060	27,940	1 自動車取得 税交付金	△ 6,060	交付額決定により
計	34,000	△ 6,060	27,940			

第9款 地方特例交付金  
第1項 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方特例交 付金	29,000	5,669	34,669	1 地方特例交 付金	5,669	個人住民税減収補填特例交付金 自動車税減収補填特例交付金 軽自動車税減収補填特例交付金
						1,140 3,010 1,519
計	29,000	5,669	34,669			

第9款 地方特例交付金

第2項 子ども・子育て支援臨時交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 子ども・子 育て支援臨 時交付金	76,500	△ 39,816	36,684	1 子ども・子 育て支援臨 時交付金	△ 39,816	交付額決定により
計	76,500	△ 39,816	36,684			

第10款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	10,724,970	△ 29,314	10,695,656	1 地方交付税	△ 29,314	特別交付税
計	10,724,970	△ 29,314	10,695,656			

第11款 交通安全対策特別交付金

第1項 交通安全対策特別交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 交通安全対 策特別交付 金	4,480	△ 552	3,928	1 交通安全対 策特別交付 金	△ 552	交付額決定により
計	4,480	△ 552	3,928			

第14款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫 負担金	69,685	6,666	76,351	1 保健衛生費 負担金	6,666	国民健康保険基盤安定負担金
計	4,183,959	6,666	4,190,625			



第14款 国庫支出金  
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫 補助金	296,655	△ 99,434	197,221	1 総務管理費 補助金	△ 99,434	地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金 <u>△ 5,448</u> エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金 <u>△ 86,763</u> 社会保障・税番号制度カード関連事務交付金 <u>△ 7,223</u>
2 民生費国庫 補助金	376,257	△ 61,767	314,490	1 社会福祉費 補助金	△ 48,966	プレミアム付商品券事務費補助金 <u>△ 8,812</u> プレミアム付商品券事業費補助金 <u>△ 40,154</u>
				2 児童福祉費 補助金	△ 12,801	保育所等整備交付金
3 衛生費国庫 補助金	11,569	△ 451	11,118	1 保健衛生費 補助金	△ 451	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）
5 商工費国庫 補助金	2,160	△ 2,160	0	1 商工費補助 金	△ 2,160	東北観光復興対策交付金
6 土木費国庫 補助金	150,893	23,725	174,618	1 道路橋りよ う費補助金	769	社会資本整備総合交付金
				3 住宅費補助 金	22,956	社会資本整備総合交付金
7 消防費国庫 補助金	3,144	△ 881	2,263	1 消防費補助 金	△ 881	社会資本整備総合交付金
9 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金	97,000	△ 1,338	95,662	1 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金	△ 1,338	特定防衛施設周辺整備調整交付金
10 電源立地地 域対策交付 金	1,500,000	△ 3,892	1,496,108	1 電源立地地 域対策交付 金	△ 3,892	電源立地地域対策交付金
11 地方創生推 進交付金	42,492	△ 7,988	34,504	1 地方創生推 進交付金	△ 7,988	地方創生推進交付金
計	2,552,117	△ 154,186	2,397,931			

第15款 県支出金  
第1項 県負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費県負 担金	389,079	13,572	402,651	1 保健衛生費 負担金	13,572	国民健康保険基盤安定負担金
計	1,346,412	13,572	1,359,984			

第15款 県支出金  
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費県補 助金	43,724	△ 551	43,173	1 保健衛生費 補助金	△ 551	青森県浄化槽整備費補助金
4 農林水産業 費県補助金	237,612	△ 18,116	219,496	1 農業費補助 金	△ 14,366	農業振興費補助金 青森県産地パワーアップ事業費補助金 地籍調査事業費補助金
				3 水産業費補 助金	△ 3,750	漁村再生交付金
9 電源立地地 域対策等交 付金	207,699	△ 9,407	198,292	1 電源立地地 域対策交付 金	△ 5,960	電源立地地域対策交付金
				2 広報・調査 等交付金	△ 3,447	広報・調査等交付金
10 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	319,650	△ 1,140	318,510	1 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	△ 1,140	青森県核燃料物質等取扱税交付金
11 労働費県補 助金	2,448	△ 2,448	0	1 労働諸費補 助金	△ 2,448	青森県移住支援事業費補助金
計	1,368,845	△ 31,662	1,337,183			

第17款 寄附金  
第1項 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費寄附 金	191,500	△ 39,423	152,077	1 ふるさと納 税寄附金	△ 38,923	決算見込み
				2 まち・ひと ・しごと創 生寄附金	△ 500	決算見込み
2 教育費寄附 金	500	23,654	24,154	2 教育総務費 寄附金	23,354	子ども夢育成事業費寄附金 医学部就学資金寄附金 育英資金寄附金 教育総務費寄附金
				3 保健体育費 寄附金	300	学校保健費寄附金
計	192,000	△ 15,769	176,231			2,212 240 902 20,000 300

第18款 繰入金  
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	1,139	△ 21	1,118	1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	△ 21	決算見込み
2 育英基金繰 入金	45,720	△ 10,020	35,700	1 育英基金繰 入金	△ 10,020	決算見込み
3 子ども夢育 成基金繰入 金	5,024	△ 914	4,110	1 子ども夢育 成基金繰入 金	△ 914	決算見込み
4 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	82,614	1,503	84,117	1 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	1,503	決算見込み
5 太陽の恵み 基金繰入金	650	△ 200	450	1 太陽の恵み 基金繰入金	△ 200	決算見込み
7 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	251,311	△ 55,376	195,935	1 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	△ 55,376	決算見込み
8 大畑町沿岸 漁業振興基 金繰入金	10,233	△ 4,343	5,890	1 大畑町沿岸 漁業振興基 金繰入金	△ 4,343	決算見込み
9 財政調整基 金繰入金	296,621	△ 30,000	266,621	1 財政調整基 金繰入金	△ 30,000	決算見込み
10 公共施設整 備基金繰入 金	0	3,684	3,684	1 公共施設整 備基金繰入 金	3,684	決算見込み
計	1,220,569	△ 95,687	1,124,882			

第19款 諸収入  
第3項 貸付金元利収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 農業貸付金 元金収入	22,471	△ 12,212	10,259	1 農業貸付金 元金収入	△ 12,212	水川目地区酪農振興資金貸付金元金収入
4 教育貸付金 元金収入	40,460	5,265	45,725	1 教育貸付金 元金収入	5,265	奨学金貸付金元金収入
計	2,292,228	△ 6,947	2,285,281			

第19款 諸収入  
第5項 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 返還金	8,065	15,560	23,625	1 返還金	15,560	生活保護費返還徴収金
計	134,899	15,560	150,459			

第20款 市債  
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	2,296,935	△ 9,400	2,287,535	1 総務管理債	△ 8,400	電気通信施設整備債 庁舎整備債 <u>△ 1,400</u> <u>△ 7,000</u>
				2 徴税債	△ 1,000	電気通信施設整備債
2 民生債	126,600	△ 15,500	111,100	1 社会福祉債	△ 3,600	社会福祉施設整備債
				3 児童福祉債	△ 11,900	保育所整備債
3 衛生債	151,500	△ 151,500	0	1 清掃債	△ 151,500	清掃施設整備債
4 農林水産業 債	89,700	△ 15,300	74,400	2 林業債	△ 6,200	林業施設整備債
				3 水産業債	△ 9,100	水産振興債 漁港整備債 漁港管理債 <u>△ 300</u> <u>△ 7,700</u> <u>△ 1,100</u>
5 商工債	19,000	△ 5,200	13,800	1 商工債	△ 5,200	観光施設整備債 商工施設整備債 <u>△ 3,700</u> <u>△ 1,500</u>
6 土木債	765,900	△ 133,200	632,700	1 道路橋りょう債	△ 51,800	道路橋りょう整備債 借換債 <u>△ 49,000</u> <u>△ 2,800</u>
				2 河川債	△ 17,500	河川整備債 借換債 <u>△ 4,500</u> <u>△ 13,000</u>
				3 都市計画債	△ 26,200	公園施設整備債 街路整備債 コンパクトシティ推進債 <u>△ 800</u> <u>△ 6,400</u> <u>△ 19,000</u>
				4 住宅債	△ 37,700	公営住宅整備債
7 消防債	438,500	△ 15,500	423,000	1 消防債	△ 15,500	消防施設整備債 借換債 <u>△ 10,100</u> <u>△ 5,400</u>

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 教育債	1,292,600	△ 21,000	1,271,600	1 小学校債	△ 200	小学校整備債
				2 中学校債	△ 11,700	中学校整備債 借換債
				3 社会教育債	△ 1,900	社会教育施設整備債
				4 保健体育債	△ 7,200	体育施設整備債
9 公営企業債	85,700	△ 7,800	77,900	1 公営企業債	△ 7,800	医療体制整備債 医療施設整備債
計	5,266,435	△ 374,400	4,892,035			

第22款 環境性能割交付金  
第1項 環境性能割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 環境性能割 交付金	12,804	△ 6,909	5,895	1 環境性能割 交付金	△ 6,909	交付額決定により
計	12,804	△ 6,909	5,895			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
		38,077,432	△ 1,002,093	37,075,339

歳出

第1款 議会費  
第1項 議会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 議会費	265,146	△ 8,500	256,646				△ 8,500	9 旅費	△ 6,000	決算見込み
								12 役務費	△ 1,000	
								13 委託料	△ 1,500	
計	265,146	△ 8,500	256,646				△ 8,500			

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 企画費	273,981	△ 48,188	225,793	△ 7,988		△ 40,313	113	7 賃金	△ 1,500	決算見込み
								8 報償費	△ 22,500	
								9 旅費	△ 500	
								11 需用費	△ 1,700	
								12 役務費	△ 3,000	
								13 委託料	△ 11,000	
								19 負担金補助及び交付金	△ 7,988	
4 原子力広報調査費	13,379	△ 3,200	10,179	△ 3,447			247	9 旅費	△ 1,400	決算見込み
								13 委託料	△ 1,800	
5 再生可能エネルギー推進費	237,451	△ 88,255	149,196	△ 92,211		3,484	472	9 旅費	△ 1,731	決算見込み
								13 委託料	△ 21,107	
								15 工事請負費	△ 65,217	
								19 負担金補助及び交付金	△ 200	
7 人事管理費	314,596	△ 2,000	312,596				△ 2,000	9 旅費	△ 1,000	決算見込み
								13 委託料	△ 1,000	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
9 財産管理 費	12,881	△ 1,204	11,677				△ 1,204	9 旅費 △ 126 12 役務費 △ 157 13 委託料 △ 921	決算見込み	
13 庁舎管理 費	178,756	△ 8,120	170,636		△ 5,100		△ 3,020	13 委託料 △ 8,120	決算見込み	
14 川内庁舎 管理費	27,756	0	27,756		△ 100		100		財源更正	
17 車両管理 費	60,771	△ 5,900	54,871			△ 521	△ 5,379	11 需用費 △ 3,900 12 役務費 △ 500 18 備品購入 費 △ 1,500	決算見込み	
18 広報費	41,663	△ 1,500	40,163				△ 1,500	11 需用費 △ 1,500	決算見込み	
20 経営改善 費	15,638	△ 6,693	8,945	△ 7,223			530	19 負担金補 助及び交 付金 △ 6,693	決算見込み	
21 市民連携 推進費	4,822	0	4,822			△ 300	300		財源更正	
22 情報管理 費	317,464	△ 1,000	316,464		△ 1,400		400	18 備品購入 費 △ 1,000	決算見込み	
30 財政調整 基金費	488,138	20,000	508,138				20,000	25 積立金 20,000	財政調整基金積立て	
32 減債基金 費	150,001	△ 100,000	50,001				△ 100,000	25 積立金 △ 100,000	決算見込み	
35 特定防衛 施設周辺 整備調整 交付金事 業基金費	67,015	△ 1,336	65,679	△ 1,338			2	25 積立金 △ 1,336	決算見込み	
36 ふるさと 納税寄附 金基金費	190,007	△ 38,923	151,084			△ 38,923		25 積立金 △ 38,923	決算見込み	
39 地方創生 関連交付 金事業費	36,321	0	36,321			△ 2,732	2,732		財源更正	
40 庁舎建設 費	246,411	0	246,411		△ 1,800		1,800		財源更正	
計	4,761,466	△ 286,319	4,475,147	△ 112,207	△ 8,400	△ 79,305	△ 86,407			

第2款 総務費  
第2項 徴税費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 税務総務 費	300,815	0	300,815		△ 400		400			財源更正
2 市税等徴 収費	101,030	0	101,030		△ 600		600			財源更正
計	401,845	0	401,845		△ 1,000		1,000			

第2款 総務費  
第4項 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
6 むつ市議 会議員一 般選挙費	67,986	△ 10,500	57,486				△ 10,500	11 需用費	△ 3,500	決算見込み
								12 役務費	△ 3,000	
								13 委託料	△ 3,000	
								14 使用料及 び賃借料	△ 1,000	
計	202,341	△ 10,500	191,841				△ 10,500			

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	299,905	0	299,905			△ 200	200			財源更正
2 障害福祉 費	2,056,079	△ 414	2,055,665				△ 414	19 負担金補 助及び交 付金	△ 414	決算見込み
4 民生社会 費	1,619	0	1,619			△ 5	5			財源更正
5 交通安全 対策費	11,622	0	11,622			△ 289	289			財源更正
6 交通広場 管理費	1,236	0	1,236			△ 44	44			財源更正
8 総合福祉 センター 管理費	60,514	△ 4,500	56,014		△ 3,600		△ 900	13 委託料	△ 1,000	決算見込み
								15 工事請負 費	△ 3,500	



目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
11 プレミアム 付商品 券事業費	104,877	△ 48,966	55,911	△ 48,966				3 職員手当 等 △ 546	決算見込み	
							4 共済費 △ 31			
							7 賃金 △ 383			
							11 需用費 △ 532			
							12 役務費 △ 490			
							13 委託料 △ 6,830			
							19 負担金補 助及び交 付金 △ 40,154			
計	2,568,561	△ 53,880	2,514,681	△ 48,966	△ 3,600	△ 538	△ 776			

第3款 民生費

第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 老人福祉 総務費	1,252,805	△ 11,000	1,241,805			△ 3,322	△ 7,678	13 委託料 △ 5,500	決算見込み	
								20 扶助費 △ 5,500		
計	1,266,725	△ 11,000	1,255,725			△ 3,322	△ 7,678			

第3款 民生費

第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	289,742	△ 1,500	288,242				△ 1,500	13 委託料 △ 1,500	決算見込み	
6 保育所費	2,193,818	△ 27,529	2,166,289	△ 12,801	△ 11,900		△ 2,828	19 負担金補 助及び交 付金 △ 27,529	決算見込み	
8 キッズパ ーク管理 費	8,201	0	8,201			100	△ 100		財源更正	
計	3,611,461	△ 29,029	3,582,432	△ 12,801	△ 11,900	100	△ 4,428			

第3款 民生費  
第4項 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 扶助費	2,486,903	△ 119,000	2,367,903			15,560	△ 134,560	20 扶助費	△ 119,000	決算見込み
計	2,663,995	△ 119,000	2,544,995			15,560	△ 134,560			

第4款 衛生費  
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	993,732	△ 2,170	991,562	20,238			△ 22,408	19 負担金補 助及び交 付金	△ 2,170	決算見込み
2 健康増進 費	101,958	△ 15,000	86,958				△ 15,000	7 賃金	△ 500	決算見込み
								11 需用費	△ 500	
								13 委託料	△ 14,000	
4 予防費	141,372	△ 12,400	128,972	△ 3,589			△ 8,811	13 委託料	△ 7,500	決算見込み
								19 負担金補 助及び交 付金	△ 4,900	
5 母子衛生 費	155,947	△ 26,000	129,947	△ 3,892			△ 22,108	13 委託料	△ 20,000	決算見込み
								19 負担金補 助及び交 付金	△ 1,000	
								20 扶助費	△ 5,000	
9 環境整備 費	6,403	△ 3,300	3,103	△ 1,002			△ 2,298	19 負担金補 助及び交 付金	△ 3,300	決算見込み
計	2,164,427	△ 58,870	2,105,557	11,755			△ 70,625			

第4款 衛生費  
第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 じん芥処 理費	1,998,034	△ 204,341	1,793,693	△ 1,140	△ 151,500		△ 51,701	11 需用費	△ 21,000	決算見込み
								13 委託料	△ 25,500	
								19 負担金補 助及び交 付金	△ 157,841	
計	2,045,438	△ 204,341	1,841,097	△ 1,140	△ 151,500		△ 51,701			

第5款 労働費  
第1項 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 労働諸費	16,602	△ 3,264	13,338	△ 2,448			△ 816	11 需用費	△ 64	決算見込み
								19 負担金補 助及び交 付金	△ 3,200	
計	20,580	△ 3,264	17,316	△ 2,448			△ 816			

第6款 農林水産業費  
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
3 農業振興 費	53,462	△ 11,429	42,033	△ 11,429				19 負担金補 助及び交 付金	△ 11,429	決算見込み
5 地積調査 事業費	11,840	△ 2,600	9,240	△ 2,937			337	13 委託料	△ 2,600	決算見込み
計	232,420	△ 14,029	218,391	△ 14,366			337			

第6款 農林水産業費  
第2項 畜産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 畜産振興 費	31,461	△ 12,212	19,249			△ 12,212		25 積立金	△ 12,212	決算見込み
計	89,341	△ 12,212	77,129			△ 12,212				

第6款 農林水産業費  
第3項 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他				
2 林業振興 費	17,209	11,062	28,271				11,062	25 積立金	11,062	森林環境譲与税基金積立 金
4 林道費	22,600	△ 1,500	21,100		△ 6,200		4,700	15 工事請負 費	△ 1,500	決算見込み
計	78,333	9,562	87,895		△ 6,200		15,762			

第6款 農林水産業費  
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他				
2 水産振興 費	49,551	△ 4,364	45,187		△ 300	△ 6,214	2,150	19 負担金補 助及び交 付金	△ 4,364	決算見込み
3 漁港管理 費	17,308	△ 1,000	16,308		△ 1,100		100	13 委託料	△ 1,000	決算見込み
4 漁港施設 整備費	107,000	0	107,000		△ 6,100		6,100			財源更正
5 関根漁港 施設整備 費	100,889	△ 5,000	95,889	△ 3,750	△ 1,600		350	11 需用費	△ 140	決算見込み
								13 委託料	△ 160	
								15 工事請負 費	△ 4,700	
計	324,547	△ 10,364	314,183	△ 3,750	△ 9,100	△ 6,214	8,700			

第7款 商工費  
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他				
2 商工振興 費	255,700	△ 1,000	254,700			△ 2,292	1,292	19 負担金補 助及び交 付金	△ 1,000	決算見込み
3 観光費	134,045	△ 5,700	128,345	△ 2,160	△ 3,700	△ 1,885	2,045	13 委託料	△ 4,200	決算見込み
								15 工事請負 費	△ 1,500	
5 むつ来さ まい館等 管理費	76,224	△ 1,000	75,224		△ 1,500		500	15 工事請負 費	△ 1,000	決算見込み
6 産業振興 費	24,397	0	24,397			△ 4,099	4,099			財源更正

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
7 北の防人 管理費	33,903	△ 1,000	32,903				△ 1,000	13 委託料	△ 1,000	決算見込み
計	659,673	△ 8,700	650,973	△ 2,160	△ 5,200	△ 8,276	6,936			

第8款 土木費

第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 道路橋り ょう総務 費	49,086	0	49,086			△ 65	65			財源更正
2 土木維持 費	550,081	△ 20,000	530,081	△ 4,256	△ 24,900		9,156	13 委託料	△ 8,500	決算見込み
								15 工事請負 費	△ 2,500	
								18 備品購入 費	△ 7,500	
								22 補償補て ん及び賠 償金	△ 1,500	
4 道路新設 改良費	194,405	△ 17,500	176,905	5,025	△ 24,100		1,575	15 工事請負 費	△ 14,000	決算見込み
								22 補償補て ん及び賠 償金	△ 3,500	
計	800,329	△ 37,500	762,829	769	△ 49,000	△ 65	10,796			

第8款 土木費

第3項 河川費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 河川総務 費	26,916	△ 1,000	25,916				△ 1,000	13 委託料	△ 1,000	決算見込み
2 河川改修 費	43,600	△ 4,500	39,100		△ 4,500			13 委託料	△ 1,500	決算見込み
								15 工事請負 費	△ 3,000	
計	70,516	△ 5,500	65,016		△ 4,500		△ 1,000			

第8款 土木費  
第5項 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費	811,534	△ 1,000	810,534				△ 1,000	15 工事請負 費	△ 1,000	決算見込み
2 公園管理 費	37,287	△ 1,000	36,287		△ 800		△ 200	13 委託料	△ 1,000	決算見込み
3 駅前広場 管理費	4,824	△ 1,000	3,824				△ 1,000	13 委託料	△ 1,000	決算見込み
5 街路整備 費	93,010	△ 6,640	86,370		△ 6,400		△ 240	17 公有財産 購入費	△ 3,640	決算見込み
								22 補償補て ん及び賠 償金	△ 3,000	
7 コンパクト シティ 推進費	30,501	△ 11,500	19,001		△ 19,000		7,500	15 工事請負 費	△ 9,000	決算見込み
								17 公有財産 購入費	△ 1,000	
								19 負担金補 助及び交 付金	△ 1,500	
計	1,063,596	△ 21,140	1,042,456		△ 26,200		5,060			

第8款 土木費  
第6項 住宅費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 住宅管理 費	38,535	△ 10,278	28,257	△ 600	△ 2,500	△ 7,176	△ 2	11 需用費	△ 2,401	決算見込み
								13 委託料	△ 3,078	
								15 工事請負 費	△ 3,889	
								18 備品購入 費	△ 910	
2 市営住宅 建設費	107,129	△ 11,497	95,632	23,556	△ 35,200		147	13 委託料	△ 780	決算見込み
								15 工事請負 費	△ 10,717	
計	145,664	△ 21,775	123,889	22,956	△ 37,700	△ 7,176	145			

第9款 消防費  
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 常備消防 費	2,100,331	△ 48,244	2,052,087		△ 4,200	13,514	△ 57,558	19 負担金補 助及び交 付金	△ 48,244	決算見込み
2 非常備消 防費	86,948	△ 1,723	85,225				△ 1,723	13 委託料	△ 1,723	決算見込み
3 水防対策 費	128	0	128			△ 113	113	/	/	財源更正
4 防災対策 費	51,475	△ 1,500	49,975	△ 881		△ 4,660	4,041	13 委託料	△ 1,500	決算見込み
5 消防施設 整備費	33,421	△ 4,500	28,921		△ 5,900	3	1,397	18 備品購入 費	△ 4,500	決算見込み
計	2,272,303	△ 55,967	2,216,336	△ 881	△ 10,100	8,744	△ 53,730			

第10款 教育費  
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 事務局費	256,844	△ 500	256,344			9,036	△ 9,536	13 委託料	△ 500	決算見込み
3 義務教育 振興費	114,620	△ 912	113,708			8,082	△ 8,994	11 需用費	△ 10	決算見込み
								19 負担金補 助及び交 付金	△ 902	
5 学務管理 費	148,146	△ 12,853	135,293			△ 3,763	△ 9,090	20 扶助費	△ 9,000	奨学金貸付事業 育英基金積立金
								21 貸付金	△ 10,020	決算見込み
								25 積立金	6,167	
計	549,766	△ 14,265	535,501			13,355	△ 27,620			

第10款 教育費  
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 小学校管理費	298,724	△ 3,500	295,224	△ 1,480	△ 200		△ 1,820	11 需用費	△ 1,500	決算見込み
								13 委託料	△ 500	
								14 使用料及び賃借料	△ 1,500	
2 小学校教育振興費	7,954	0	7,954			△ 289	289			財源更正
計	306,678	△ 3,500	303,178	△ 1,480	△ 200	△ 289	△ 1,531			

第10款 教育費  
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 中学校管理費	281,654	△ 9,500	272,154	1,109	△ 300		△ 10,309	11 需用費	△ 2,000	決算見込み
								13 委託料	△ 1,000	
								14 使用料及び賃借料	△ 6,500	
2 中学校教育振興費	6,430	△ 500	5,930			△ 681	181	18 備品購入費	△ 500	決算見込み
3 関根中学校建設費	60,682	△ 6,000	54,682		△ 6,800		800	15 工事請負費	△ 6,000	
計	348,766	△ 16,000	332,766	1,109	△ 7,100	△ 681	△ 9,328			

第10款 教育費  
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 公民館費	114,118	△ 1,000	113,118		△ 1,900		900	15 工事請負費	△ 1,000	決算見込み
計	457,234	△ 1,000	456,234		△ 1,900		900			



第10款 教育費  
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 学校保健 費	30,409	△ 500	29,909			300	△ 800	13 委託料	△ 500	決算見込み
3 学校給食 費	151,123	△ 1,500	149,623	△ 2,000			500	7 賃金	△ 1,500	決算見込み
4 体育施設 管理費	145,397	0	145,397		△ 200		200			財源更正
6 ウェルネ スパーク 管理費	235,863	△ 1,500	234,363		△ 2,100		600	18 備品購入 費	△ 1,500	決算見込み
8 体育館整 備費	882,159	△ 2,000	880,159		△ 4,900		2,900	12 役務費	△ 2,000	決算見込み
計	1,516,821	△ 5,500	1,511,321		△ 7,200	300	3,400			

第11款 公債費  
第1項 公債費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 元金	4,790,118	△ 2,500	4,787,618		△ 25,800	7,176	16,124	23 償還金利 子及び割 引料	△ 2,500	決算見込み
2 利子	189,054	△ 10,000	179,054				△ 10,000	23 償還金利 子及び割 引料	△ 10,000	決算見込み
計	4,979,172	△ 12,500	4,966,672		△ 25,800	7,176	6,124			

第12款 諸支出金  
第1項 公営企業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 公営企業 費	3,712,620	13,000	3,725,620		△ 7,800		20,800	19 負担金補 助及び交 付金	13,000	下北医療センター負担金 財源更正 13,000
計	3,712,620	13,000	3,725,620		△ 7,800		20,800			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	説明
				特定財源				
				国 県 支 出 金	地方債	その他		
	38,077,432	△ 1,002,093	37,075,339	△ 165,610	△ 374,400	△ 72,843	△ 389,240	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(9) 444	0	1,592,876	898,235	2,491,111	977,135	3,468,246	
補 正 前	(9) 444	0	1,592,876	898,781	2,491,657	977,135	3,468,792	
比 較	(0) 0	0	0	△ 546	△ 546	0	△ 546	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	43,488	18,563	1,667	40,731	354,560	246,329	27,672	27,835	113,450	23,940
	補 正 前	43,488	18,563	1,667	40,731	354,560	246,329	27,672	27,835	113,996	23,940
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 546	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	0		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	0		
		そ の 他 の 増 減 分	0		
職 員 手 当 等	△ 546	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	0		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 546	時 間 外 勤 務 手 当	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補 正 額	補正後の額
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
1. 普 通 債	35,919,165	35,925,422	5,266,435	△ 374,400	4,892,035	4,785,529	△ 2,500	4,783,029	36,406,328	△ 371,900	36,034,428
(1)総 務	18,850,322	19,110,719	2,296,935	△ 9,400	2,287,535	2,786,590	△ 262	2,786,328	18,621,064	△ 9,138	18,611,926
(2)民 生	404,318	362,689	126,600	△ 15,500	111,100	40,881	△ 60	40,821	448,408	△ 15,440	432,968
(3)衛 生	802,353	752,939	151,500	△ 151,500		70,230		70,230	834,209	△ 151,500	682,709
(4)農 林 水 産 業	1,791,541	1,646,116	89,700	△ 15,300	74,400	255,283		255,283	1,480,533	△ 15,300	1,465,233
(5)商 工	55,188	46,384	19,000	△ 5,200	13,800	8,911		8,911	56,473	△ 5,200	51,273
(6)土 木	4,394,734	4,487,083	620,200	△ 95,500	524,700	519,106	△ 1,549	517,557	4,588,177	△ 93,951	4,494,226
(7)公 営 住 宅	1,361,057	1,322,082	145,700	△ 37,700	108,000	152,259		152,259	1,315,523	△ 37,700	1,277,823
(8)消 防	1,379,799	1,404,800	438,500	△ 15,500	423,000	110,792	△ 170	110,622	1,732,508	△ 15,330	1,717,178
(9)教 育	5,711,592	5,868,898	1,292,600	△ 21,000	1,271,600	762,626	△ 459	762,167	6,398,872	△ 20,541	6,378,331
(10)公 営 企 業	1,168,261	923,712	85,700	△ 7,800	77,900	78,851		78,851	930,561	△ 7,800	922,761
※参考普通債のうち											
(11)辺 地 対 策											
(12)過 疎 対 策	2,183,918	2,336,031	362,200	△ 47,200	315,000	212,430	532	212,962	2,485,801	△ 47,732	2,438,069
2. 災 害 復 旧 債	22,949	13,083				4,589		4,589	8,494		8,494
(1)公 共 施 設	7,800	6,080				2,720		2,720	3,360		3,360
(2)衛 生											
(3)農 林 水 産 業	6,286										
(4)土 木	4,588	3,576				1,017		1,017	2,559		2,559
(5)商 工											
(6)教 育	4,275	3,427				852		852	2,575		2,575
合 計	35,942,114	35,938,505	5,266,435	△ 374,400	4,892,035	4,790,118	△ 2,500	4,787,618	36,414,822	△ 371,900	36,042,922

令和2年度

むつ市一般会計  
補正予算書

むつ市

## 令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,391千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,361,391千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		1,282,730	11,391	1,294,121
	1. 基金繰入金	1,282,489	11,391	1,293,880
歳入合計		36,350,000	11,391	36,361,391

## 2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		753,875	11,391	765,266
	1. 商工費	753,875	11,391	765,266
歳出合計		36,350,000	11,391	36,361,391

## 第2表

## 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業経営安定化支援（特別枠）事業利子補給金	令和3年度から 令和12年度まで	14,207千円

# 一般会計補正予算に関する説明書



総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,748,575	0	5,748,575
2. 地 方 譲 与 税	260,000	0	260,000
3. 利 子 割 交 付 金	9,100	0	9,100
4. 配 当 割 交 付 金	30,000	0	30,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,455	0	9,455
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	28,800	0	28,800
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,300,000	0	1,300,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	35,600	0	35,600
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	85,467	0	85,467
10. 地 方 特 例 交 付 金	34,529	0	34,529
11. 地 方 交 付 税	10,550,000	0	10,550,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,700	0	3,700
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	129,134	0	129,134
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	263,669	0	263,669
15. 国 庫 支 出 金	6,493,972	0	6,493,972
16. 県 支 出 金	2,756,117	0	2,756,117
17. 財 産 収 入	112,156	0	112,156
18. 寄 附 金	193,300	0	193,300
19. 繰 入 金	1,282,730	11,391	1,294,121
20. 諸 収 入	2,422,296	0	2,422,296
21. 市 債	4,601,400	0	4,601,400
歳 入 合 計	36,350,000	11,391	36,361,391

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	250,128	0	250,128				
2. 総 務 費	3,938,664	0	3,938,664				
3. 民 生 費	9,861,421	0	9,861,421				
4. 衛 生 費	4,042,394	0	4,042,394				
5. 労 働 費	16,881	0	16,881				
6. 農 林 水 産 業 費	795,453	0	795,453				
7. 商 工 費	753,875	11,391	765,266				11,391
8. 土 木 費	1,584,325	0	1,584,325				
9. 消 防 費	1,817,963	0	1,817,963				
10. 教 育 費	3,200,558	0	3,200,558				
11. 公 債 費	5,545,799	0	5,545,799				
12. 諸 支 出 金	4,517,539	0	4,517,539				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	36,350,000	11,391	36,361,391				11,391

歳入

第19款 繰入金  
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
13 財政調整基 金繰入金	0	11,391	11,391	1 財政調整基 金繰入金	11,391	財政調整基金繰入金
計	1,282,489	11,391	1,293,880			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
		36,350,000	11,391	36,361,391

歳出

第7款 商工費  
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
8 新型コロナ ウイルス感染症 対策費	0	11,391	11,391				11,391	18 負担金補 助及び交 付金	11,391	中小企業経営安定化支援 (特別枠)事業
計	753,875	11,391	765,266				11,391			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支出金	地方債	その他		
	36,350,000	11,391	36,361,391				11,391	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
中小企業経営安定化支援(特別 枠)事業利子補給金  (産業雇用政策課)	14,207			令和3年度 から令和12 年度まで	限度額に 同じ				14,207

令和2年度

むつ市一般会計  
補正予算書

むつ市

## 令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,044,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		12,123,972	53,500	12,177,472
	2. 国庫補助金	7,827,489	53,500	7,880,989
歳入合計		41,991,391	53,500	42,044,891

## 2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		15,491,421	53,500	15,544,921
	1. 社会福祉費	8,039,523	53,500	8,093,023
歳出合計		41,991,391	53,500	42,044,891



# 一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,748,575	0	5,748,575
2. 地 方 譲 与 税	260,000	0	260,000
3. 利 子 割 交 付 金	9,100	0	9,100
4. 配 当 割 交 付 金	30,000	0	30,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,455	0	9,455
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	28,800	0	28,800
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,300,000	0	1,300,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	35,600	0	35,600
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	85,467	0	85,467
10. 地 方 特 例 交 付 金	34,529	0	34,529
11. 地 方 交 付 税	10,550,000	0	10,550,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,700	0	3,700
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	129,134	0	129,134
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	263,669	0	263,669
15. 国 庫 支 出 金	12,123,972	53,500	12,177,472
16. 県 支 出 金	2,756,117	0	2,756,117
17. 財 産 収 入	112,156	0	112,156
18. 寄 附 金	193,300	0	193,300
19. 繰 入 金	1,294,121	0	1,294,121
20. 諸 収 入	2,422,296	0	2,422,296
21. 市 債	4,601,400	0	4,601,400
歳 入 合 計	41,991,391	53,500	42,044,891

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	250,128	0	250,128				
2. 総 務 費	3,938,664	0	3,938,664				
3. 民 生 費	15,491,421	53,500	15,544,921	53,500			
4. 衛 生 費	4,042,394	0	4,042,394				
5. 労 働 費	16,881	0	16,881				
6. 農 林 水 産 業 費	795,453	0	795,453				
7. 商 工 費	765,266	0	765,266				
8. 土 木 費	1,584,325	0	1,584,325				
9. 消 防 費	1,817,963	0	1,817,963				
10. 教 育 費	3,200,558	0	3,200,558				
11. 公 債 費	5,545,799	0	5,545,799				
12. 諸 支 出 金	4,517,539	0	4,517,539				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	41,991,391	53,500	42,044,891	53,500			

歳入

第15款 国庫支出金  
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫 補助金	5,782,752	53,500	5,836,252	1 社会福祉費 補助金	53,500	特別定額給付金給付事務費補助金
計	7,827,489	53,500	7,880,989			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
		41,991,391	53,500	42,044,891

歳出

第3款 民生費  
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
11 新型コ ロナウ イルス 感染症 対策費	5,630,000	53,500	5,683,500	53,500				1 報酬	707	特別定額給付金給付事務 費
								3 職員手当 等	25,119	
								4 共済費	106	
								8 旅費	6	
								10 需用費	7,109	
								11 役務費	11,369	
								12 委託料	6,810	
13 使用料及 び賃借料	2,274									
計	8,039,523	53,500	8,093,023	53,500						

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	41,991,391	53,500	42,044,891	53,500				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(573) 452	423,339	1,803,481	983,653	3,210,473	986,147	4,196,620	
補 正 前	(571) 452	422,632	1,803,481	958,534	3,184,647	986,041	4,170,688	
比 較	(2) 0	707	0	25,119	25,826	106	25,932	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	45,720	24,575	1,746	38,175	409,116	257,779	28,216	31,000	123,896	23,430
	補 正 前	45,720	24,575	1,746	38,175	409,116	257,779	28,216	31,000	98,777	23,430
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	25,119	0

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(14) 452	1,646,389	934,654	2,581,043	893,960	3,475,003	
補 正 前	(14) 452	1,646,389	909,535	2,555,924	893,960	3,449,884	
比 較	(0) 0	0	25,119	25,119	0	25,119	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	45,720	20,096	1,746	38,175	368,965	257,779	28,216	31,000	119,527	23,430
	補 正 前	45,720	20,096	1,746	38,175	368,965	257,779	28,216	31,000	94,408	23,430
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	25,119	0

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(559) 0	423,339	157,092	48,999	629,430	92,187	721,617	
補 正 前	(557) 0	422,632	157,092	48,999	628,723	92,081	720,804	
比 較	(2) 0	707	0	0	707	106	813	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	0	4,479	0	0	40,151	0	0	0	4,369	0
	補 正 前	0	4,479	0	0	40,151	0	0	0	4,369	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ ( ) 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

## (2) 報酬、給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
報 酬	707	会 計 年 度 任 用 職 員 制 度 に 伴 う 増 減 分	707	・ 職員の異動状況 会 計 年 度 任 用 職 員 補正後 410 人 補正前 408 人 比較 2 人	
給 料	0	給与改定に伴う 増 減 分	0		
		昇給に伴う 増 加 分	0		
		会 計 年 度 任 用 職 員 制 度 に 伴 う 増 減 分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当 等	25,119	制度改正に伴う 増 減 分	0		
		会 計 年 度 任 用 職 員 制 度 に 伴 う 増 減 分	0		
		その他の増減分	25,119	・ 会計年度任用職員以外の職員 時間外勤務手当	

## むつ市議会第244回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（2）



## 目

## 次

議案第 38 号	むつ市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
議案第 39 号	むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例新旧対照表	3
議案第 40 号	むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
議案第 41 号	むつ市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例附則第 2 項によるむつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表	13
報告第 8 号	むつ市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表	
	第 1 条のむつ市税条例の一部改正新旧対照表	15
	第 2 条のむつ市税条例の一部改正新旧対照表	41
	第 3 条のむつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表	53
	附則第 1 1 条によるむつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表	58
	附則第 1 2 条によるむつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表	59
	附則第 1 3 条によるむつ市税条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表	60
	附則第 1 4 条によるむつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表	61
報告第 9 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	67
報告第 10 号	むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	71
報告第 12 号	むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	73

議案第 3 8 号参考資料

むつ市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第 1 ( 第 2 条関係 )			別表第 1 ( 第 2 条関係 )		
項	名称	金額	項	名称	金額
( 略 )			( 略 )		
2 6	( 略 )		2 6	( 略 )	
<u>2 7 ~ 3 5</u>	( 略 )		<u>2 7</u>	<u>通知カード再交付手数料</u>	<u>1 枚につき 5 0 0 円</u>
			<u>2 8 ~ 3 6</u>	( 略 )	

議案第 39 号参考資料

むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 この条例において「医療機関等」とは、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにその他の病院、診療所及び薬局をいう。</u></p> <p>(医療費の給付)</p> <p>第 5 条 医療費の給付額は、第 2 条第 6 項に規定する額とする。</p> <p><u>2 医療費は、前条の規定による資格証の交付を受けた父、母又は養育者(以下「受給資格者」という。)に対して給付する。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の規定にかかわらず、給付対象者である児童の医療費については、当該児童が療養の給付を受けた医療機関等から請求があったときは、青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて当該医療機関等に支払うものとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、医療費の給付があったものとみなす。</u></p> <p><u>5 給付対象者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日の翌日から医療費を給付しない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(医療費の給付)</p> <p>第 5 条 医療費の給付額は、第 2 条第 6 項に規定する額とし、<u>現に医療費を負担した父、母又は養育者に給付する。</u></p> <p><u>2 給付対象者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その日の翌日から医療費を給付しない。</u></p>

・ (略)

(医療費の給付申請)

第6条 受給資格者は、医療費の給付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、給付対象者の住所、氏名その他市長が別に定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告等)

第11条 市長は、医療費の給付に関し必要があると認めるときは、受給資格者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

・ (略)

(医療費の給付申請)

第6条 父、母又は養育者は、医療費の給付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(届出の義務)

第7条 父、母又は養育者は、給付対象者の住所、氏名その他市長が別に定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告等)

第11条 市長は、医療費の給付に関し必要があると認めるときは、父、母又は養育者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

議案第40号参考資料

むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>卸売市場法</u>(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の規定に基づく地方卸売市場として魚市場を<u>設置し、その管理運営について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(業務運営の基本原則)</p> <p>第1条の2 市長は、<u>魚市場の業務運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人その他の魚市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(取扱品目)</p> <p>第3条 魚市場において取り扱う品目(以下「<u>魚介藻類</u>」という。)は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li style="padding-left: 2em;"><u>海藻類及び海獣肉</u></li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>(卸売業者)</p> <p>第4条 この条例において「卸売業者」とは、卸売業務を行うことについて、<u>別の定めにより市長の承認を受けた者をいう。</u></p> <p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第6条 卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただ</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>卸売市場法</u>(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の規定に基づく地方卸売市場として魚市場を<u>設置する。</u></p> <p>(取扱品目)</p> <p>第3条 魚市場において取り扱う品目(以下「<u>魚介そう類</u>」という。)は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li style="padding-left: 2em;"><u>海そう類及び海獣肉</u></li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>(卸売業者)</p> <p>第4条 この条例において「卸売業者」とは、卸売業務を行うことについて、<u>法第58条第1項の規定により青森県知事の許可を受けた者をいう。</u></p> <p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第6条 卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただ</p>

し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(略)

魚市場に出荷された魚介藻類が魚市場の買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがあるとき。

(略)

(保証金)

第7条 卸売業者は、卸売業務を行うことについて市長の承認を受けた日から15日以内に市長の定める様式による誓約書を添えて、保証金を市長に納付しなければならない。

2～6 (略)

(卸売数量等の報告及び公表)

第8条 卸売業者は、毎開場日、その日に取り扱う魚介藻類の主要な品目の卸売予定数量を、販売開始時刻までに市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、取扱いした魚介藻類の数量、卸売金額(せり売、入札等に係る金額に当該金額の消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた金額をいう。以下この条、第33条及び別表において同じ。)等を速やかに市長に報告しなければならない。

3 卸売業者は、毎月10日までに前月分の卸売をした魚介藻類の数量及び卸売金額を市長に報告しなければならない。

し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(略)

魚市場に出荷された魚介そう類が魚市場の買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがあるとき。

(略)

(保証金)

第7条 卸売業者は、青森県知事から卸売業務の許可の交付を受けた日から15日以内に市長の定める様式による誓約書を添えて、保証金を市長に納付しなければならない。

2～6 (略)

(報告)

第8条 卸売業者は、毎日取扱いした魚介そう類の数量及び卸売価格(消費税額及び地方消費税額を含む。)等を速やかに市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎月10日までに前月分の卸売をした物品の数量及び卸売金額(せり売り、入札又は相対取引に係る価格に、当該価格に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税相当率」という。)を乗じて得た額に相当する金額を加えた金額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨

4 卸売業者は、第1項及び第2項の規定による報告を行ったときは、速やかにその報告内容を公表しなければならない。

5 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第28条の4の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表するものとする。

6 市長は、第1項及び第2項の規定による報告に基づき、魚市場における毎開場日の卸売の予定数量並びに卸売の数量及び卸売金額を公表するものとする。

7 市長は、第1項から第3項までの規定による報告のほか、卸売業務について必要な報告を求めることができる。  
（卸売業者の事業報告書の作成等）

第9条 卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条第1項に規定するところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる場合を除きこれを拒んではならない。

― 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

― 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する

てる。)をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の報告のほか、卸売業務について必要な報告を求めることができる。  
（決算書類の提出）

第9条 卸売業者は、決算期ごとに遅滞なく決算に関する書類を市長に提出しなければならない。

目的以外の目的による閲覧の申出がなされたと認められる場合

同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

4 市長は、第1項の事業報告書のほか、卸売業務に関し必要な資料の提出を求めることができる。

(委託者への通知)

第15条 卸売業者は、魚介藻類の販売を委託する者(以下「委託者」という。)から当該魚介藻類を受領したときは、委託者に対し直ちにその魚介藻類の種類、数量、品質及び受領日時を通知しなければならない。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を交付する場合は、この限りでない。

(買受人)

第17条 この条例において「買受人」とは、卸売業者から魚介藻類を買受ける者をいう。

2 (略)

(行為の禁止)

第23条 買受人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

魚介藻類の販売の委託を受けること。

魚介藻類を卸売業者以外の者から買い受けること。

(開場の時間)

第28条 (略)

(売買取引の原則)

第28条の2 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(卸売業者による差別的取扱いの禁止)

2 市長は、前項の提出書類のほか、卸売業務に関し必要な資料の提出を求めることができる。

(委託者への通知)

第15条 卸売業者は、受託魚介そう類を受領したときは、委託する者に対し直ちにその魚介そう類の種類、数量、品質及び受領日時を通知しなければならない。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を交付する場合は、この限りでない。

(買受人)

第17条 この条例において「買受人」とは、卸売業者から魚介そう類を買受ける者をいう。

2 (略)

(行為の禁止)

第23条 買受人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

魚介そう類の販売の委託を受けること。

魚介そう類を卸売人以外の者から買い受けること。

(開場の時間)

第28条 (略)



第28条の3 卸売業者は、卸売業務に関し、出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第28条の4 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

— 営業日及び営業時間

— 取扱品目

— 魚介藻類の引渡しの方法

— 委託手数料その他の魚介藻類の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

— 魚介藻類の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

— 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

(売買取引の方法)

第29条 卸売業者は、魚市場において行う魚介藻類の卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相対による取引の方法(一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下同じ。)によることができるものとする。

～ (略)

せり売又は入札の方法により卸売に付しても買受人がないとき、又は卸売により生じた残品の卸売をするとき。

卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した魚介藻類の卸売をするとき。

(売買取引の方法)

第29条 卸売業者は、魚市場において行う魚介藻類の卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相対による取引の方法(1の卸売業者と1の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下同じ。)によることができるものとする。

～ (略)

せり売又は入札の方法により卸売に付しても買受人がないとき、又は卸売により生じた残品の卸売をするとき。

卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した魚介藻類の卸売をするとき。

・ (略)

2 (略)

(委託手数料)

第32条 卸売業者が委託者から收受する委託手数料は、規則で定める。

(卸売物品の引取り)

第33条 買受人は、売買が成立したときは、直ちにその買受品を引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が買受品の引取りを怠ったと認められるときは、当該買受人の費用でその買受品を保管し、又は催告しないで売買を解除して他の者に再卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売した場合において、当該卸売金額が前項の買受人に対する卸売金額より低いときは、その差額を当該買受人に請求することができる。

(売買仕切書の交付及び仕切金の支払)

第34条 卸売業者は、委託を受けた魚介藻類を販売したときは、当該委託者に対して、その販売をした日から当事者間で決定した期日までに、その売買仕切書を交付し、及び仕切金(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。)を支払わなければならない。

2 卸売業者は、前項の仕切金を、現金又は口座振替その他の送金の方法により支払わなければならない。

・ (略)

2 (略)

(委託手数料)

第32条 卸売業者が魚介そう類の販売の委託をした者(以下「委託者」という。)から收受する委託手数料は、規則で定める。

第33条 削除

(卸売物品の引取り)

第34条 買受人は、売買が成立したときは、直ちにその買受品を引き取らなければならない。

2 買受人が買受品の引取りを怠ったと認められるときは、卸売業者は買受人の費用でその買受品を保管し、又は催告しないで売買を解除して他の者に再卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売した場合において、その卸売価格(せり売、入札又は相対取引に係る価格に、当該価格に消費税相当率を乗じて得た額に相当する金額を加えた価格(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。以下同じ。)が当該物品の引取りを

(買受品代金の支払)

第35条 売買取引により魚介藻類の買受けをした者は、買い受けた額に当該額の消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額を当該魚介藻類の引渡しを受けた日から当事者間で決定した支払期日までに卸売業者に対して支払わなければならない。

2 前項の規定による支払は、現金、送金その他の方法により行わなければならない。ただし、卸売業者が市長の承認を受けて特別に支払方法を定めるときは、この限りでない。

(売買取引の差止め等)

第36条 市長は、売買取引が次の各号のいずれかに該当するときは、当該売買に対し、その差止め又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- ― せり又は入札の場合に談合その他不正の行為があると認めるとき。
- ― 不当な価格を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。
- ― その他売買取引上、不相当と認めるとき。

(搬入の禁止)

第51条 市長は、公益上又は衛生上必要があると認めるときは魚介藻類の搬入を禁じ、又は魚市場外に撤去を命ずることができる。

(読替規定)

第63条 指定管理者が魚市場の管理を行う場合における第1条の2、第8条、第36条、第38条、第40条から第42条まで、第44条、第45条、第49条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とす

怠った買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の当該引取りを怠った買受人に請求することができる。

(売買の差止め)

第35条 市長は、売買取引が次の各号のいずれかに該当するときは、その売買に対し差止め又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- ― せり又は入札の場合に談合その他不正の行為があると認めるとき。
- ― 不当な値段を生じたとき、又は生じるおそれがあると認めるとき。
- ― その他売買取引上、不相当と認めるとき。

第36条 削除

(搬入の禁止)

第51条 市長は、公益上又は衛生上必要があると認めるときは魚介藻類の搬入を禁じ、又は魚市場外に撤去を命ずることができる。

(読替規定)

第63条 指定管理者が魚市場の管理を行う場合における第8条、第38条、第40条から第42条まで、第44条、第45条、第49条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

る。

(過料)

第65条 (略)

2 卸売業者以外の者が魚市場内で次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、販売金額(消費税額及び地方消費税額を含むこととする。)の80パーセント以内の使用料を徴収する。ただし、卸売業者の申請により必要があると認める場合は、この限りでない。

魚介藻類の販売をしたとき、又は委託を受けたとき。

魚介藻類を買い受け、又はその委託を受けたとき。

魚介藻類を場外へ搬出しようとするとき。

別表(第46条関係)

種類	区分	使用料	納期限
卸売場	(略)		
	塩干冷凍魚介類、海藻類及び海獣肉、加工水産物その他の水産物	(略)	
(略)			

(過料)

第65条 (略)

2 卸売業者以外の者が魚市場内で次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、販売金額(消費税額及び地方消費税額を含むこととする。)の80%以内の使用料を徴収する。ただし、卸売業者の申請により必要があると認める場合は、この限りでない。

魚介そう類の販売をしたとき、又は委託を受けたとき。

魚介そう類を買い受け、又はその委託を受けたとき。

魚介そう類を場外へ搬出しようとするとき。

別表(第46条関係)

種類	区分	使用料	納期限
卸売場	(略)		
	塩干冷凍魚介類、海そう類及び海獣肉、加工水産物その他の水産物	(略)	
(略)			

議案第 4 1 号参考資料

むつ市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例附則第 2 項による改正（むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表）

改 正 案			現 行		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
区 分	報 酬 の 額	費 用 弁 償 の 額	区 分	報 酬 の 額	費 用 弁 償 の 額
（略）			（略）		
<u>民生委員推薦会委員</u>					
（略）					
			<u>勤労青少年ホーム運営委員会委員</u>		
			（略）		

報告第 8 号参考資料

むつ市税条例等の一部を改正する条例

第 1 条のむつ市税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 1 2 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 3 5 条の 2 の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が 1 3 5 万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第 1 8 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2 , 5 0 0 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 1 1 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 1 2 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 3 5 条の 2 の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が 1 3 5 万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第 1 8 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 2 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2 , 5 0 0 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 1 2 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金</p>

職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第20条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第18条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第12条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2~9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第20条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」とい

額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第20条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第18条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第12条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2~9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第20条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」とい

う。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

・ (略)

— (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第20条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

・ (略)

— (略)

う。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

・ (略)

— 当該給与と所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

— (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第20条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

・ (略)

— 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

— (略)



2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第32条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第36条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第32条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第36条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなし、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換

がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号

地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項

の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第43条 (略)

2~8 (略)

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第54条の2において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第43条 (略)

2~8 (略)

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第54条の2において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

( 法第349条の3第27項等の条例で定める割合 )

第43条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

( 現所有者の申告 )

第54条の4 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

— 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

— 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

— その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

( 固定資産に係る不申告に関する過料 )

第55条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第54条の2若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し10万円以下の過料を科する。

( 法第349条の3第28項等の条例で定める割合 )

第43条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

( 固定資産に係る不申告に関する過料 )

第55条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第54条の2又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(たばこ税の課税標準)

第71条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこ1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(表略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第69条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5~10 (略)

(たばこ税の課税免除)

第73条 (略)

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第75条第1項又は第2項の規定による申告書

2・3 (略)

(たばこ税の課税標準)

第71条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこ1本に換算するものとする。

(表略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第69条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5~10 (略)

(たばこ税の課税免除)

第73条 (略)

に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 （略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第75条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第73条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第73条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 （略）

（特別土地保有税の納税義務者等）

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 （略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第75条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第73条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第73条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 （略）

（特別土地保有税の納税義務者等）

第100条（略）

2～5（略）

6 第36条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第100条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

（都市計画税の納税義務者）

第124条（略）

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4（略）

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第2条の2 当分の間、第9条、第27条第2項、第32条第5項、第33条第2項、第35条の12第2項、第53条第2項、第75条第5項、第78条第2項、第108条第2項（第109条の7において準用する場合を含

第100条（略）

2～5（略）

6 第36条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第100条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

（都市計画税の納税義務者）

第124条（略）

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4（略）

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第2条の2 当分の間、第9条、第27条第2項、第32条第5項、第33条第2項、第35条の12第2項、第53条第2項、第75条第5項、第78条第2項、第108条第2項（第109条の7において準用する場合を含



む。)及び第109条第2項(第109条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第35条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第3条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第35条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項

む。)及び第109条第2項(第109条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第35条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第3条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第35条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項

(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第35条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第35条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

## 2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第35条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第35条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

## 2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第6条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条の3及び第18条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第7条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第20条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

（読替規定）

第9条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第43条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第

第6条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条の3及び第18条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第7条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第20条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

（読替規定）

第9条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第43条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第

349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。  
(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)  
第9条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

3 固定資産税に係る法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 固定資産税に係る法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、0)とする。

6 (略)  
(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)  
第10条 (略)  
(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)  
第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を

349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。  
(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)  
第9条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

4 固定資産税に係る法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

5 固定資産税に係る法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 固定資産税に係る法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、0)とする。

8 (略)  
(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)  
第10条 (略)  
(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)  
第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を

有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第43条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第43条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第11条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当

有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第43条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第43条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第11条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき

該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税

額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の

額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の

表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（表略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第14条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条第1号及び第109条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第106条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（表略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第14条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第106条第1号及び第109条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第106条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）



(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第14条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第14条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第57条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第14条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第14条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第57条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成

年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第17条及び第18条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第18条

成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第17条及び第18条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の2の規定の適用があ

の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

・ (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対

る場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

・ (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対

て課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第23条（略）

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第54条の2の規定は適用しない。

3・4（略）

（個人の市民税の税率の特例等）

第24条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第23条（略）

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第54条の2の規定は適用しない。

3・4（略）

（個人の市民税の税率の特例等）

第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

（都市計画税に係る法附則第15条第40項の条例で定める割合）

第25条 都市計画税に係る法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

(都市計画税に係る法附則第15条第38項の条例で定める割合)

第25条 都市計画税に係る法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(都市計画税に係る法附則第15条第39項の条例で定める割合)

第25条の2 都市計画税に係る法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第27条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第28条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき

(都市計画税に係る法附則第15条第44項の条例で定める割合)

第25条の2 都市計画税に係る法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(都市計画税に係る法附則第15条第45項の条例で定める割合)

第25条の3 都市計画税に係る法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第27条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第28条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる

価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第29条 附則第27条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第27条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第30条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税額は、附則第27条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とす

べき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第29条 附則第27条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第27条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第30条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税額は、附則第27条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）

る。

第31条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第27条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第32条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

とする。

第31条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第27条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第32条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

<p>( 表略 )</p> <p>第 3 4 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3 項、第 1 8 項から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 5 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4 2 項から第 4 4 項まで、第 4 7 項若しくは第 4 8 項、第 1 5 条の 2 第 2 項又は第 1 5 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 2 4 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは、「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで」とする。</p>	<p>( 表略 )</p> <p>第 3 4 条 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3 項、第 1 8 項、<u>第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで、第 2 7 項、第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項又は第 1 5 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 2 4 条第 2 項中「又は第 3 4 項」とあるのは、「若しくは第 3 4 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで」とする。</p>
--	--

第 2 条のむつ市税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>( 納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金 )</p> <p>第 9 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 2 4 条、第 3 0 条、第 3 0 条の 2 若しくは第 3 0 条の 5 ( 第 3 5 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。 )、第 3 1 条の 4 第 1 項 ( 第 3 1 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。 )、第 3 2 条第 1 項 ( 法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項及び第 3 5 項の申告書に係る部分を除く。 )、第 3 5 条の 7、第 4 7 条、第 5 7 条の 2 の 6 第 1 項、第 5 9 条第 2 項、第 7 5 条第 1 項若しくは第 2 項、第 7 9 条第 2 項、第 8 2 条、第 1 0 8 条第 1 項又は第 1 3 3 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限 ( 納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号</p>	<p>( 納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金 )</p> <p>第 9 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 2 4 条、第 3 0 条、第 3 0 条の 2 若しくは第 3 0 条の 5 ( 第 3 5 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。 )、第 3 1 条の 4 第 1 項 ( 第 3 1 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。 )、第 3 2 条第 1 項 ( 法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書に係る部分を除く。 )、第 3 5 条の 7、第 4 7 条、第 5 7 条の 2 の 6 第 1 項、第 5 9 条第 2 項、第 7 5 条第 1 項若しくは第 2 項、第 7 9 条第 2 項、第 8 2 条、第 1 0 8 条第 1 項又は第 1 3 3 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限 ( 納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び</p>



において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

～ (略)

法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

第32条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

第32条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第9条の2 前条、第27条第2項、第32条第5項、第33条第2項、第35条第1項、第35条の12第2項、第53条第2項、第75条第5項、第78条第2項、第108条第2項並びに第109条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

～ (略)

法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

第32条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

第32条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第9条の2 前条、第27条第2項、第32条第5項、第33条第2項、第35条第1項及び第4項、第35条の12第2項、第53条第2項、第75条第5項、第78条第2項、第108条第2項並びに第109条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第11条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第16条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第32条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第16条 (略)

2 第11条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市	年額 6万円

(市民税の納税義務者等)

第11条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第16条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第32条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第16条 (略)

2 第11条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市	年額 6万円

内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

（略）

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 （略）

（法人の市民税の申告納付）

第32条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

（略）

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 （略）

（法人の市民税の申告納付）

第32条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければ

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付し

ならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限

なければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期

る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(略)

当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 (略)

間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(略)

当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 (略)

9 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第33条第3項及び第35条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第33条第3項及び第35条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第35条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第35条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第35条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額に

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 （略）

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提

ついては、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 （略）

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告

出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 (略)

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第33条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足

書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 (略)

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第33条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割



税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第

に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項

3 1 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

・ （略）

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第35条 （略）

2・3 （略）

又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

・ （略）

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第35条 （略）

2・3 （略）

4 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限ま

での期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第32条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第35条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第35条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第33条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第35条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（たばこ税の課税標準）

第71条（略）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数

（たばこ税の課税標準）

第71条（略）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数

によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこ1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

(表略)

3～10 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 (略)

2 当分の間、第35条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこ1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(表略)

3～10 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 (略)

2 当分の間、第35条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

第3条のむつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(むつ市税条例の一部改正)	(むつ市税条例の一部改正)
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 (略)	第2条 (略)

第3条 むつ市税条例の一部を次のように改正する。

附則第15条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(後略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中むつ市税条例第18条の7の改正規定並びに同条例附則第6条の4、第8条及び第8条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 令和元年6月1日

第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 令和元年10月1日

第3条 むつ市税条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第15条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(後略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中むつ市税条例第18条の7の改正規定並びに同条例附則第6条の4、第8条及び第8条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 平成31年10月1日

第2条中むつ市税条例第20条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第20条の3の2、第20条の3の3及び第20条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

削除

第3条及び附則第8条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のむつ市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第18条の7並びに附則第6条の4及び第8条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第18条の7第1項及び附則第8条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条の7 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第8条の	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314

第2条中むつ市税条例第20条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第20条の3の2、第20条の3の3及び第20条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日

第3条中むつ市税条例第12条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日

第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のむつ市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第18条の7並びに附則第6条の4及び第8条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第18条の7第1項及び附則第8条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条の7 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第8条の	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314

2		条の7第1項第1号に掲げる寄附金 (令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
	(略)	

4 (略)

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第20条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 2年新条例第20条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべきむつ市税条例第20条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第20条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第20条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第20条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 削除

2		条の7第1項第1号に掲げる寄附金 (平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
	(略)	

4 (略)

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例(次項及び第3項において「32年新条例」という。)第20条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 32年新条例第20条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべきむつ市税条例第20条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第20条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第20条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する32年新条例第20条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例第12条

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例(以下「31年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



附則第 1 1 条による改正（むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、むつ市税条例第 7 2 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">・ （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 3 0 年 4 月 1 日から<u>令和元年 9 月 3 0 日</u>まで 1 , 0 0 0 本につき 4 , 0 0 0 円</p> <p>3 ~ 1 2 （略）</p> <p>1 3 <u>令和元年 1 0 月 1 日</u>前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、むつ市税条例第 7 2 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">・ （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 3 0 年 4 月 1 日から<u>平成 3 1 年 9 月 3 0 日</u>まで 1 , 0 0 0 本につき 4 , 0 0 0 円</p> <p>3 ~ 1 2 （略）</p> <p>1 3 <u>平成 3 1 年 1 0 月 1 日</u>前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在</p>

る当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	(略)	
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
(略)		

する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	(略)	
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
(略)		

附則第12条による改正(むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に</p>

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(略)

第2条及び第4条の規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和元年  
10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後のむつ市税条例(附則第4条において「元年新条例」という。)第18条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第4条 元年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(略)

第2条及び第4条の規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年  
10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後のむつ市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第18条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

### 附則第13条による改正(むつ市税条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表)

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

<p>( 施行期日 )</p> <p>第 1 条 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ( 略 )</li> </ul> <p>附則第 6 条の規定 <u>令和元年 1 0 月 1 日</u></p> <p>( 略 )</p> <p>( 市民税に関する経過措置 )</p> <p>第 2 条 ( 略 )</p> <p>2 前条第 2 号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 ( 略 )</p>	<p>( 施行期日 )</p> <p>第 1 条 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ( 略 )</li> </ul> <p>附則第 6 条の規定 <u>平成 3 1 年 1 0 月 1 日</u></p> <p>( 略 )</p> <p>( 市民税に関する経過措置 )</p> <p>第 2 条 ( 略 )</p> <p>2 前条第 2 号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成 3 1 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 ( 略 )</p>
--	--

附則第 1 4 条による改正 ( むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表 )

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>( 施行期日 )</p> <p>第 1 条 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>~ ( 略 )</li> </ul> <p>第 2 条中むつ市税条例第 7 1 条第 3 項の改正規定 <u>令和元年 1 0 月 1 日</u></p>	<p>附 則</p> <p>( 施行期日 )</p> <p>第 1 条 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>~ ( 略 )</li> </ul> <p>第 2 条中むつ市税条例第 7 1 条第 3 項の改正規定 <u>平成 3 1 年 1 0 月 1 日</u></p>

第1条中むつ市税条例第11条第1項及び第3項並びに第32条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定  
令和2年4月1日

第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 令和2年10月1日

第1条中むつ市税条例第12条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第18条の2及び第18条の6の改正規定並びに同条例附則第4条の改正規定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日

第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 令和3年10月1日

第5条の規定 令和4年10月1日

・（略）

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3・4 （略）

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第7条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第9条第3号の項中「第57条の

目

第1条中むつ市税条例第11条第1項及び第3項並びに第32条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定  
平成32年4月1日

第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日

第1条中むつ市税条例第12条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第18条の2及び第18条の6の改正規定並びに同条例附則第4条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

第5条の規定 平成34年10月1日

・（略）

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3・4 （略）

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第9条第3号の項中「第57条

2の6第1項の申告書、第75条第1項」とあるのは、「第75条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもの

の2の6第1項の申告書、第75条第1項」とあるのは、「第75条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもの

のほか、第3条の規定による改正後のむつ市税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第9条、第75条第4項及び第5項、第77条の2並びに第78条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（表略）

- 5 2年新条例第76条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 第11条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が

のほか、第3条の規定による改正後のむつ市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第9条、第75条第4項及び第5項、第77条の2並びに第78条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（表略）

- 5 32年新条例第76条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が

卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後のむつ市税条例(以下この項及び次項において「3年新条例」という。)第9条、第75条第4項及び第5項、第77条の2並びに第78条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

5 3年新条例第76条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定によ

が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後のむつ市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第9条、第75条第4項及び第5項、第77条の2並びに第78条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

5 33年新条例第76条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定に



り、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

より、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

報告第9号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。以下次項及び第4項において同じ。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。以下次項及び第4項において同じ。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲</p>

げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（略）

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～オ（略）

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～オ（略）

#### 附 則

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期

げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

（略）

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～オ（略）

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～オ（略）

#### 附 則

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控

譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

報告第10号参考資料

むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和4年3月31日までの期間(第6条において「対象期間」という。)内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人)にあつては、</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和2年3月31日までの期間(第6条において「対象期間」という。)内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人)にあつては、</p>

1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税の免除(以下「課税免除」という。)をする。

1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税の免除(以下「課税免除」という。)をする。

報告第12号参考資料

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,120円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>24,120円</u>」とあるのは、「<u>40,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>24,120円</u>」とあるのは、「<u>56,280円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,150円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>30,150円</u>」とあるのは、「<u>50,250円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>30,150円</u>」とあるのは、「<u>58,290円</u>」と読み替えるものとする。</p>